

329. 4-Sh65



1200500736808

79.4
165
D

×
複写



始



329.
SH6

法學博士 信夫淳平著

戰時國際法提要 下卷

東京照林堂發行



975
147

下卷目次

第五編 海 戰

第一章 海戰關係の法規

第一款 國際條約及び條約案、並に有力なる學會案……………一

海戰關係の國際法規の不備——倫敦宣言は一般承認の原則の成文化——第一次大戰に於て死文化——けれども依然重要なる參考案——潜水艦に關する華府及び倫敦條約——私的の海戰法規案

第二款 國內法規……………五

目次
主要海軍國制定の海戰法規——英國——佛國——獨國——伊國——帝國海

第二章 艦船

第一款 軍艦及び私艦……………二

軍艦の戦時任務——何をか軍艦と謂ふ——海牙平和會議に於て定義は不成立——帝國軍艦外務令の意味する軍艦——一二の外國法令の定義——華府會議に於て定義は廢案となる——斯く定義したい——私艦とは何ぞ——私艦の弊——巴里宣言にて廢止——同宣言不加入國も事實的に廢止

第二款 商船の軍艦への變更……………二〇

商船の意義——軍艦變更問題の核心——變更の場所——中立領水に於ける變更——公海に於ける變更——第二回海牙會議に於ける本問題——妥協し得たる點にて一條約成る——その規定する軍艦の要件——(一)軍艦に屬する權利義務——(二)外部の特殊徽章——(三)指揮官——(四)乗員の軍紀服從——(五)交戦の法規慣例の遵守——(六)變更の事實の公表——本條約の價值——變更場所の問題は倫敦宣言も不解決——再變更許否の問題も現状

第三章 水面防禦

第一款 機械水雷の敷設……………三〇

沿岸防禦の手段——機械の敷設に関する制限——機械敷設制限問題は日露戰役に發程——問題は敷設の場所と機械の構造——機械の種類に依る取扱方の異同——一時間以内に無害となるべき構造——機械にて敵の商港封鎖——平和的航海の安全に関する注意——中立國の敷設に關し交戰國との異同——戦戦後の地雷引上——規定不適應の地雷材料の改良

第二款 機械水雷の公海敷設問題……………三七

第一項 海牙平和會議に於ける公海敷設禁止案の不成立……………三七

日露戰役に由り重要化する——第二回海牙平和會議に於ける本問題——條約の署名に際し英國代表の留保——獨逸代表の對抗的聲明——公海敷設の肯

否執れとも決せず——兩公海連結の海峡の機雷敷設禁止案

第二項 第一次大戦に於ける「戦域」の創設及び機雷の濫敷……………四三

獨英共に北海に機雷を濫敷——英國は北海全部を「戦域」と聲明す——英國の機雷原擴張——獨逸も亦「戦域」を設定す——米國の對獨抗議とその矛盾——第一次大戦中の戦域制は惡先例

第三項 第二次大戦に於ける機雷の公海敷設……………四八

開戦直後の封鎖及び機雷の公海敷設——交國艦船及び中立船の被害——將來の一問題

第四章 海軍力に依る港市の砲撃

第一款 海牙條約以前の慣例及び學說……………五二

往昔は土地の防守の有無を斟酌せず——現金取立のための砲撃——佛國ア
　　ゥブ提督の該砲撃適法論——ホルランド博士と英國海軍の論争——英國海
　　軍將官會議の意見報告——之を非難せるホルルの所説——一八九六年の萬
　　國國際法學會の決議——第一回海牙會議にては不決定——第二回同會議に

て一規定を得た

第二款 海牙條約に依る制限……………六〇

陸上砲撃の原則を海上砲撃に適用——不防守地の砲撃の原則的禁止——第
　　一次大戦中獨逸海軍の行動——港前に水雷敷設の場合に砲撃の當否——軍
　　艦在港せば防守の港と稱すべきや——不防守港内特定施設物への砲撃は適
　　法——特定施設物砲撃の條件——適法の砲撃に伴ふ損害には責任なし——
　　微發拒絶の場合の砲撃は適法——取立金不支拂に由る砲撃は違法——その
　　理由——保護施設物に要する特殊徽章——砲撃の豫告

第五章 敵の電信利用の妨害

第一款 海底電線の破壊……………七三

海底電線破壊の當否——萬國國際法學會の一八七九年案——同じく一九〇
　　二年案——同じく一九一三年案——公海に於ける破壊と封鎖關係——海牙
　　平和會議に於ける海底電線問題——陸戦法規慣例規則第五十四條——公海

に於ける破壊も今日は肯定的——帝國海戦法規の規定——第一次大戦に於て肯定的に解決——敵有海底電線の没收の當否——對獨平和條約は如何に取扱へるか——海底電線切斷の賠償——破壊したる海底電線の所有權の歸屬

第二款 無線通信の取締

八五

無線通信の中立領土利用の嚆矢——今日に於ける無線取締の問題——船客の航海中敵に有利の情報打電——公海に於ける中立船の無線取締——交戦國の無線通信の横取及び害用——現に且専ら情報傳達に従事——無線通信取締の法規——帝國海戦法規の規定

第六章 海上戦闘

第一款 水上艦戦

九二

海上戦闘の意義——海上戦闘關係の國際法規に頗る僅少——けれども多年の慣例は自ら存在す——海上戦闘の交戦者——海上戦闘の舞臺——海上戦闘に於ける奇計——敵旗又は中立旗の僞用——之を奇計として許すべきか

の疑問——交戦國の商船の中立國旗僞用——僞用は許さざることにした

第二款 潜水艦戦

九九

第一項 第一次大戦に於ける潜水艦の通商破壊行動

九九

第一次大戦に於ける潜水艦戦の試練——獨逸の無制限的潜水艦戦——中立諸國はルシタニアの撃沈に驚愕——その撃沈に關する獨逸政府の辯明——同じく獨逸國際法學者の辯護——英國は本船を普通の商船と辯明す——米國強硬に獨逸に抗議す——潜水艦戦に關する獨逸の最後決定——破壊を絶對に違法と論ずるは當らず——グロチユス協會の審査委員報告——潜水艦はその性質上之を守り得るか——破壊には無制限を許さない

第二項 一九三〇年の倫敦條約の新規定

一一〇

潜水艦に關する華府條約の規定事項——商船の拿捕に先だち執るべき手續——自國領水に引致して搜索を行ふ當否——乗員乗客を安全の地位に移す條件——潜水艦としても運由すべき一般原則——本條約不批准の基因たりしニケ條——規則侵犯者を海賊行為に準じ處罰す——何をか海賊行為と謂

ふ——潜水艦を特に通商破壊者と爲す見解——華府條約の效力不發生——倫敦會議に於て潜水艦全廢論不成立——倫敦條約の新規定——水上艦と同一の國際法規に従はしむ——商船の専ら破壊に關する規定に止む——破壊に關し字句の曖昧を精確にす——頑強の拒否及び積極的抗拒の意義——商船が指示の進航を拒んだ場合——破壊、擊沈、及び航海不能——安全の場所に置くことの意義——華府條約第三條及び第四條を削除——普遍的且無期限の國際法規——第二次大戰に於ける實績——獨逸再び無制限的潜水艦戰を聲明す

第三款 海戰に於ける傷病者の救護

一二七

第一項 海戰赤十字條約の由來

一二七

一八六八年の赤十字追加約款——調印國の批准を得ず——第一回海牙平和會議にて漸く成る

第二項 病院船の尊重及びその義務

一二九

病院船の性質及び種類——船名通告の病院船は捕獲免除——船名取消の上

は保護を喪ふ——病院船の義務の種類——特に何等軍事的に使用せざる義務——病院船に對する交戰者の監査權——軍艦内の戰鬪の際艦内病室の尊重——保護の喪失

第三項 病院船の標識、武裝、及び無線通信設備

一三三

標識の種類——夜間標識——特殊徽章の濫用の禁止——病院船に裝備し得る砲——船内の無線通信の設備——情報傳達に利用せば保護を喪ふ——

The Ophelia, 1915

第四項 傷病者の收容及び引渡並に戰鬪後の死傷者の保護

一三七

中立船の傷病者收容——收容船は特別の保護及び特典を享有——被收容者は中立港にて解放——教法及び醫療看護従事者の不可侵——交戰國軍艦に依る傷病者引渡請求——中立國軍艦に依る傷病難船者の收容——被收容者の戰鬪再参加の警戒——對戰國の傷病難船者は俘虜とする——戰鬪後の傷病者の保護の措置——死者の所屬隊及び身分の證明送付

第七章 封鎖

第一款 封鎖の一般的原则

一四四

封鎖の意義——再び封鎖と攻圍の異同に就て——封鎖施行地の限定——中立沿岸には絶對に施行し得ざるか——中立領水に接する船の遮斷——中立國と界する敵國河口の封鎖——封鎖は各國船に對し公平に適用——第一次大戰中の一問題

第二款 封鎖の成立及び效力

一五二

封鎖には宣言及び告知を要す——封鎖の宣言の記載事項——封鎖開始の日と時——地理的限界——中立船の退去の恩惠期間——恩惠期間内に退去の際の荷積——封鎖の宣言の告知——宣言記載事項の實際と異なる場合——告知は一般的か別個のか——之に關する大陸主義と英米主義——倫敦宣言は兩主義を併用——第一次大戰中大陸諸國も英米主義——封鎖艦隊の直接告知を要する場合——封鎖のラジオに依る宣言及び告知

第三款 封鎖に須要の實力

一六二

第一項 實力の意義

一六二

往昔の紙上封鎖——ナポレオン戰役に於ては殊に甚し——巴里宣言にて確定的原則となる——實力に關する大陸主義と英米主義——封鎖侵破船の追跡に由る實力の缺陷——封鎖侵破を危険ならしむれば足る——實力は不可分的なるを要す——艦艇の封鎖線駢列監視は今日不可能——第一次大戰に於ける英國の見解——新式の長距離封鎖と實力の關係——實力とは要するに事實の問題——問題は結局捕獲審檢所の決定——軍用航空機の封鎖監視参加

第二項 封鎖は機雷のみにて維持するを得るか

一七三

閉塞物又は機雷に依る封鎖——閉塞は封鎖と性質を異にす——機雷敷設に關する海牙條約第二條——獨佛英三國の留保——第二條の實際的效果の薄弱——機雷のみでは封鎖の要件を缺く

第三項 潜水艦のみを以てする封鎖

一七八

潜水艦のみに依る封鎖の效力——その當否——否定説の當否

第四款 封鎖地域の伸縮及び封鎖解除……………一八一

その都度告知を要す——或事態に由り封鎖の解除となる場合——天候不良に由る一時の離去——天候不良以外の事故に由る離去——南北戦役中の一問題——優勢の敵艦隊に驅逐せられた場合

第五款 兩度の大戦に於ける封鎖……………一八五

第一項 封鎖に異例を開く……………一八五

第一次大戦中に行はれたる封鎖——獨逸設定の封鎖域——その普通の封鎖との異同——英國の報復的に行へる長距離封鎖——英國が封鎖の語を態と避けし理由——米國の抗議と英國の措置——後の對米覺書には封鎖の語を用ゆ——英國捕獲審檢官憲は准封鎖の語を用ゆ——中立諸國殊に米國の再抗議——和蘭海外トラストに依る保證制——スキナー法の案出

第二項 第二次大戦に於て英獨の互に行へる封鎖……………一九一

長距離封鎖の再演——英國の北海の全面的封鎖——經濟封鎖の目的——その當否の觀點——新事態は新法則を要求す——獨逸の對英島國全域封鎖

第八章 海上捕獲(その一、概論)

第一款 海上捕獲の一般的性質……………一九九

拿捕、捕獲、及び鹵獲 各語義——適法の拿捕權者は今日は軍艦のみ——海上私有財産の類別——私有財産は海陸その尊重を異にす——海上の敵私有財産捕獲の當否

第二款 巴里宣言に依る海上私有財産の保護……………二〇七

往昔は敵船敵貨を最廣義に解す——コンソラトの規定せる捕獲原則——和蘭の發起せる自由船自由貨主義——船標準主義と貨物標準主義の對立——クリミア戦役と英佛兩主義の妥協——巴里宣言の成立及びその内容——米國の巴里宣言に對する態度

第九章 海上捕獲(その二、敵船及び敵貨)

第一款 捕獲するを得る敵船及び敵貨……………二一四

敵船の意義——敵船は原則として捕獲せらる——その當否兩説——敵船捕獲を適法とする理由——帝國海戦法規の規定——敵と交通する自國船は敵船に準ず——同盟國船に於ても亦同じ——敵貨捕獲の當否は積む船に由る——敵船内の敵貨は捕獲する——自國船内の敵貨も捕獲を免れず——同盟國船の積載敵貨も捕獲せらる

第二款 捕獲するを得ざる敵船及び敵貨……………二二〇

第一項 開戦の際在港の敵商船……………二二〇

第一目 海牙條約の規定……………二二〇

敵商船の取扱に關する三つの場合——商船に非ざる船には恩典を與へず——商船の意義——曳船及び舢舨船は商船と見ず——中立船曳引の敵の舢舨——快遊船——英佛は消極説、獨伊は積極説——獨逸は快遊船、沒漂船も商船と見る——伊國も同様の見解——捕鯨船を商船と見ざる我國の判決例——商取引以外の目的にて入在港の商船——『港内』及び『海上』の意義——佛獨兩國の解釋——恩惠期間の長短は港所在國の裁量——第一條の規定の實行性——開戦を知らずして入港せる敵商船——無線機裝備の敵船——出

港不能又は不許可の敵商船の取扱——沒收するを得ない——抑留又は徵發は妨げない——本條に謂ふ抑留の意義——出港を不能とする不可抗力の意義——港内輻輳し荷揚を爲し能はざる場合——海圖その他船舶書類の不遵附の場合——燃料糧食の買入費缺乏の場合——船員補缺の困難の場合——出港準備怠慢に由る期限内出港不能——捕獲を免れず——修理中も捕獲免除の理由とならず——海上遭遇の開戦未知の敵商船の取扱——獨露兩國は第三條を留保——米國は本條約不調印——第三條の效力薄弱——構造上軍艦に變更せらるべき商船——出港恩惠期間を與ふる限りでない——『軍艦に變更せらるべき』の意味——本規定と華府條約第十四條との關係

第二目 第一次大戦中本條約の適用の一般狀況……………二二七

重なる交戦國の敵商船取扱——英國の之に關する勅令——恩惠期間を許與せざる船——相互主義を條件に之を許與する船——在港の獨逸船には不適用となる——The Chile, 1914——The Chile Order——英國の最終的決定——The Blonde, 1922——拿捕逃避のための港内碇泊の敵商船——蘇士運河に逃避の獨逸商船——佛國の在港敵商船取扱——日本の獨逸商

船取扱振——獨逸の取扱振——伊太利の取扱振——米國の在港敵商船押收
 ——米國議會の敵船利用の共同決議——對獨平和條約の最終的決定——英國の本條約脫退——今後の効力は疑はし

第二項 捕獲權行使制限條約に依る特定船

第一目 沿海漁業船……………二五一

捕獲免除の特定船の種類——沿海漁業船の性質——敵對行為に加はらば捕獲せらる——好意的捕獲免除の義務的化——沿海漁業船と判定する標準——捕獲免除は遠洋漁業船に及ばず——遠洋漁業船に附屬の小漁船——他國の沿岸居住者の沿海漁業船

第二目 地方的小航海用の船……………二五六

地方的小航海用船の意義——地方的小航海は沿岸貿易とは異なる——地方的小航海用船の捕獲免除理由——小航海の標準に關する英國の判決例——同じく伊埃兩國の判決例——帝國捕獲審檢所の瑞茂に關する檢定

第三目 宗教學術又は博愛の任務の船……………二六〇

十八世紀以來の慣行の確認——非戰鬪者の戰地救出は博愛の任務か——

The Hanametal, 1914——航海練習船は學術任務船なるや——獨逸の否

定的見解

第四目 條約に規定なき捕獲免除の船及び物件……………二六二

探險船——俘虜交換船——その捕獲免許條件——水先案内所屬船及び燈臺所屬船——税關檢疫船及び河川渡漕船——被獲船の乗員及び乗客の自用品

第三項 郵便信書の不可侵……………二六四

第一目 海牙條約に依る保障……………二六四

往昔は郵便信書に不可侵なし——海牙條約の不可侵保障——『海上』の意義——『郵便信書』の意義——郵便物積載船の拿捕は妨げず——不可侵は小包郵便物には及ばない——交戰國自身の船に積める郵便信書——郵便物積載船の臨檢搜索

第二目 兩度の大戦に於ける郵便信書問題……………二六九

本條約は法的拘束力を生ぜず——英國の中立人の郵便物檢閱——小包郵便物の檢査——不可侵の濫用に對する英佛側の措置——郵便信書の檢閱——

中立諸國殊に米國の抗議——米國も參戰後は嚴重の檢閲制を學ぶ——第二次大戦中の米英交渉——同じく我國對佛英交渉——*The Almir. Alexr. Arino*

第四項 中立船内の敵貨

兩度の大戦と巴里宣言の保障の無視——英國の一九一五年三月十一日の勅令——佛國も大體同一の方針に出でた——船及び載貨の取扱振の概要——*The Stigstad, 1916*——一九一七年一月十日の補足的勅令——同年二月十六日の再補足的勅令——*The Lermona, 1918*——敵報復を中立人の上に及ぼす當否——第二次大戦に於ける英佛の違法再演——一九三九年十一月廿八日の英國勅令——依然不妥當たるを免れず——日米兩國政府の抗議——日英の交渉——巴里宣言の將來の效力

第十章 海上捕獲(その三、中立船及び中立貨)

第一款 封鎖侵破船及びその載貨

第一項 倫敦宣言以前の慣行及び同宣言に依る諸原則

封鎖犯の構成要件——(一)封鎖の有効なる成立——(二)封鎖の事實の了知——封鎖犯の船は當然拿捕せらる——拿捕は封鎖艦隊の行動区域内に限らる——行動区域内徘徊の船も拿捕——封鎖犯の發生及び消滅期——之に關する大陸主義と英米主義——第二回海牙平和會議に於ける本問題——倫敦海戦法規會議に於ける本問題——互讓の成果による倫敦宣言第二十條——封鎖艦の追跡中は現行犯存續す——追跡繼續は封鎖艦隊所屬艦に限る——封鎖艦隊所屬艦ならば別艦でも可い——一旦追跡を抛棄すれば拿捕權を喪ふ——日佛伊の各海戦法規の規定——第一次大戦中英國の舊慣例への還元——封鎖侵破の航空機の拿捕地點の範圍——封鎖犯の船及び載貨は沒收——載貨を例外的に沒收せざる場合——荷主が情を知らずとの主張

第二項 封鎖に關する繼續航海主義

繼續航海主義の原意義——この語の創用及びその事情——繼續航海主義を封鎖に適用——南北戦役の例——倫敦海戦法規會議の繼續航海問題——封鎖には適用せざること妥協——第一次大戦中英國に依り空文化——倫敦

宣言第十九條の公然の非認——將來の傾向——帝國海戦法規の改定規程

第二款 戦時禁制品輸送船及びその載貨……………三一七

第一項 戦時禁制品の性質……………三一七

戦時禁制品の由來——禁制品の意義——禁制品を構成する二要件——戦時禁制品といふ邦語

第二項 禁制品の類別……………三二〇

第一目 倫敦宣言に依る統制……………三二〇

議論紛々として歸一を缺く——禁制品目の各交戦國に依る任意制定——萬國國際法學會に於ける累次の討議——第二回海牙會議に於ける禁制品問題——倫敦宣言の規定——絶對的禁制品の性質及びその品目——品目の任意追加を許す規定——條件附禁制品の性質及びその品目——禁制品と爲すを得ざる物件及び材料——禁制品に關する我國の當時の規定——傷病者の看護用の諸品——藥劑を含む——船の自用品及び乗員乗客の使用品

第二目 禁制品決定の標準……………三二七

禁制品の仕向地——船の仕向地と載貨の仕向地——英國主義と佛國主義及びその長短——仕向地の立證の義務者——絶對的禁制品には中繼輸送を認めず——敵軍への仕向先の中立領土たる場合——敵地とは敵國の一切の土地を指す——第一次大戦中の獨逸の判決例——禁制品輸送船の航路と船舶書類——船舶書類に疑あらば他の證憑に據る——條件附禁制品の拿捕條件——帝國海戦法規第六十一條の更正——仕向地の推定に關し三つの場合——配給統制を行ふ敵國への仕向品——到達地又は陸揚地の如何を問はない——絶對的と條件附の區別の重點——中立國の輸出禁止品が該國に向ふ場合

第三項 兩度の大戰に於ける交戦諸國の禁制品目擴大……………三四五

第一目 第一次大戰……………三四六

従前の諸原則根底より覆へざる——英國の禁制品目の累次の擴大——糧食を絶對的禁制品に移す——その理由——生綿を絶對的禁制品に編入——その當否——佛國も大體英國に倣ふ——獨逸の抗議及び報復——禁制品の絶對的と條件附の區別非認

第二目 第二次大戦 三五四

捨名取實主義に由る編制——英國の禁制品目——佛國——獨國——英國の禁制品目に對し日蘭露の抗議——これ等の抗議と英國の態度——帝國政府の更正禁制品目

第四項 禁制品の輸送の制裁 三六〇

第一目 輸送船の拿捕 三六〇

倫敦宣言の規定——拿捕は現行犯に限らる——輸送既遂の復航中の場合——英米の特異的慣例——日露戦役中の事例——倫敦宣言は復航拿捕主義を排す——第一次大戦中英國は舊慣に逆轉——輸送の企圖拋棄の場合

第二目 禁制品の處分 三六五

禁制品は沒收する——開戦前に積出の禁制品——開戦の事實又は禁制品の宣言の不知——倫敦宣言もその解放方を規定す——積載の禁制品の敵手に渡る妨遮手段——禁制品は賠償支拂の條件にて沒收——船は一時抑留——先買權——その當否——倫敦宣言の先買權行使の條件——我國も今日は之を肯認す——敵人所有の禁制品の沒收は無賠償——禁制品輸送を目的達成

前に拋棄——沒收されたる禁制品の運賃——拿捕無效の場合の損害賠償

第三目 禁制品以外の載貨の處分 三七六

同一船内の非禁制品の禁制品感染——その感染する場合——(一)禁制品虛偽輸送の船主所有貨——(二)禁制品の極めて多數量——(三)非禁制品と禁制品が同一荷主——我國も日露戦役に之を適用——感染主義を採る倫敦宣言第四十二條——感染主義の當否——今日では捕獲法上の一定則

第四目 船の處分 三八一

今日は船は原則として沒收せず——例外的に船を沒收するを得る場合——(一)虚偽の手段にて禁制品を輸送——倫敦宣言にはその規定を缺く——(二)荷主と船主が同一人——(三)船主が禁制品積載の情を承知——(四)——全載貨の重要部分を構成——之に関する倫敦宣言第四十條——(五)特別の條約あるとき——不沒收船の航進繼續の當否——倫敦宣言第四十四條は之を肯定す——その規定適用の場合稀なるべし——載貨破壊の上の航進繼續許可——之に對應する帝國海戦法規の規定

第五項 禁制品に關する繼續航海主義 三九四

第一目 繼續航海主義の禁制品適用に關する從前の慣例……………三九四
 禁制品に關する繼續航海主義の意義——過去の實例——南阿の役のブンデ
 スラート事件——英國の讓歩にて落着——第二回海牙平和會議と本問題
 ——倫敦海戦法規會議と本問題——倫敦宣言の規定——條件附禁制品には
 適用せず

第二目 第一次大戦に於ける禁制品の繼續航海主義……………四〇一
 適用を條件附禁制品にも及ぼす——英佛兩國の新方針——荷受主の指圖式
 たる貨物に適用——その類別——名指式受荷でも着色的のものは同様——
 繼續航海主義の無制限適用——その當否——帝國海戦法規の先見の明——
 繼續航海主義の將來——繼續航海主義は原料品にも適用か

第六項 禁制品に關する將來の研究問題……………四〇九
 禁制品賣込の禁止の當否——禁制品目の條約に依る律定の要——禁制品賣
 込禁止の反對論——その實行を困難と見る說——軍備の擴張を促すとの說
 ——中立態度として公平を缺くとの說——侵略國にのみ禁制品とせば足ると
 の說——禁制品の觀念を實際に即せしむべし——禁制品全廢に關するマル

チニ案——比較的に可能性ある方案は何か——第一次大戦に於けるナヴィ
 サート制——その基を作せるスキムナー提案——ナヴィサート制の自然廢
 止——同制に着想を取れるハーヴァード案——ハーヴァード案の洗煉——
 該案の同じく一特色たる輸入割當制——第一次大戦中の和蘭海外トラスト
 ——ハーヴァード案の割當制の要領——該案の禁制品目審査の國際委員會
 制——第二次大戦に於けるナヴィサート制

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨……………四三〇

第一項 非中立的役務の類別及び要件……………四三〇
 非中立的役務の意義——倫敦宣言に依る非中立的役務の類別——日米佛獨
 の海戦法規も之に則る——非中立的役務に對する制裁——甲乙兩種の制裁
 の異同——乙種の中立船は破壊を妨げず——船長が開戦の事實を知らざる
 場合——輸送の人員を上陸せしめ得ざる場合——これ等の場合に於ける該
 船の措置——非中立的役務は自由意思を要件とす——遂行前に意思を拋棄
 せば制裁なし

第二項 非中立的役務の各種細檢……………四三五

第一目 敵國軍編入者の輸送……………四三五

敵國軍編入者と戦時禁制品の類似性——敵國軍編入者の輸送船は没收——敵國軍編入者の範圍——倫敦宣言の該字句の解釋——該宣言の起草委員會の見解は消極的——米國海戦法規の消極的規定——第一次大戦後佛國は積極説に變ず——一九二〇年の萬國國際法協會の報告案——特に敵國軍編入者輸送の目的の航海

第二目 敵を利用する情報の傳達及び敵の作戦の直接幫助……………四四一

敵を利用する情報傳達の航海の意義——軍事關係書類の傳達に對する制裁——船長が情を知る場合と知らざる場合——外交文書の輸送船は原則上沒收せず——例外的に沒收する場合もある——航海中敵の作戦に直接の幫助供與者

第三目 中立船の直接戰闘行為參加又は敵國政府の管理に移屬……………四四三

情狀最も重き非中立的役務——敵の命令又は監督を受くる中立船——敵の傭船となれる中立船——第一次大戦中の實例——傭船の情報傳達と船長の情の知否——敵の個人の傭船となれる中立船——之を敵船と看做す獨逸の規定

第三項 中立船便乗の敵國軍編入者の拉致及び抑留……………四四七

前書き——中立船便乗の敵國人の取扱——敵國軍編入者の拉致を許す倫敦宣言——人員引渡の請求と拒絶の場合の措置——拒絶せば船は拿捕さるるを免れず——倫敦宣言の敵國軍編入者の範圍——第一次大戦中その範圍の擴大——軍役に適する敵國人は總て拉致——英佛の新方針に關し米國との爭議——Piepenbrink 事件——之に類似の事件——The China, 1916——第二次大戦中の淺間丸事件——本件の争點——本件一應終結す——敵國軍編入者の狹義は現實に副はず——帝國海戦法規第八十二條の更正

第十一章 捕獲手續

第一款 臨檢搜索……………四六二

第一項 臨檢搜索の一般的原则……………四六二

拿捕には先づ臨檢搜索——臨檢搜索の目的——臨檢搜索權は中立人の通商權に優先——臨檢搜索權を行使するものは軍艦のみ——港務官憲又は税關の行ふ臨檢搜索——臨檢搜索は軍艦に對し行ふを得ない

第二項 臨檢搜索を行ふ場所

四六八

臨檢搜索を行ふを得る水面——戰場より遠隔の水域にての臨檢搜索——中立國の領水間近にての臨檢搜索——停船は現場にて行ふのが従前の慣例——現場より港津に引致する新慣例——引致に關する米國の抗議——英國の辯解——佛伊獨諸國も英國の輩に倣ふ——港津引致主義は既定の新慣例——帝國海戦法規第百卅八條の更正

第三項 臨檢搜索を行ふ方法

四七三

臨檢搜索權の適法の行使——何をか適法の行使と謂ふ——今日普通に行はるる順序——停船命令——之に關する日獨米佛諸國の規定——追跡中に虚偽の旗章掲揚を許す慣例——その當否——停船命令に應ぜざる場合——應じたる場合の發令軍艦の停止距離——臨檢士官の派遣——臨檢士官は無武裝たるを要す——臨檢士官は艦名告知の義務あるか——帝國海戦法規は今日之を義務とせず——船長の軍艦呼寄の當否——搜索の程度及び範圍——普通に謂ふ船舶書類——帝國法規の規定する船舶書類——書類に嫌疑あらば船内及び載貨實檢——船舶書類の不備等の事由あらば拿捕——書類の隠

匿破毀は嫌疑の重大理由——二重の又は變造偽造の書類——搜索にも禮節を要す——臨檢搜索の末に執るべき措置——嚴重搜索のため自國港への引致——之に伴ふ一時的抑留——第一次大戰中に於ける引致の濫用——引致そのものは適法と肯定すべし——禁制品取締根據地に任意寄港の新例——拿捕權は經濟戰省の手に移さる

第四項 臨檢搜索に對する抵抗

四九三

停船命令に應ぜるときは武力使用——逃走を試むる場合——臨檢回避のため無電を利用せる場合——強力を以て抵抗する場合——抵抗の意義——商船の強力抵抗權の有無——敵艦に依る護送は強力抵抗なるか——學説は概して之を肯定す——強力抵抗に伴ふ制裁——倫敦宣言の規定——船は沒收——載貨の處分——船長又は船主の所屬貨——中立貨——英國の判決例——米國法廷は英國と見解を異にす——倫敦宣言廢棄の結果

第五項 軍艦の護送を受くる中立船

五〇二

倫敦宣言以前の慣例及び學説——英國は依然交戰者權を偏重視す——他列國の態度——倫敦宣言に於て英國は主義を一變す——妥協を得たる倫敦宣

言第六十一條——護送を受くる船に尙ほ嫌疑ある場合——之 關する倫敦宣言第六十二條——帝國及び佛米兩國も右の規定を採擇——双方指揮官間に見解不一致の場合——英國は第一次大戦中舊主義に還元——敵國軍艦の護送を受くる中立船——敵船に擬す——軍艦護送制の將來——第二次大戦に於ける米國の哨戒制——哨戒制と護送制の異同——哨戒制の當否

第二款 拿 捕

第一項 拿捕したる船の取扱

第一目 港への送致

先づ船を拿捕艦の艦内に收置する——捕獲士官の移乗及び送致手續——送致中乗員又は載貨の陸揚又は轉載——捕獲士官の移乗は絶対の要件でない——送致すべき自國港——英國は便宜の港——我國では捕獲審檢所所在港——同盟國の港への送致も妨げず——船の全乗員を送致する能はざる場合——拿捕後その不當を發見せば直ちに解放——拿捕したる敵船及び敵貨の軍用充當——被拿捕船の償贖——被拿捕船の喪失——中立港への引致

第二目 乗員、乗客、及び載貨の處置

敵船の乗員——敵船の中立人たる乗員——敵船の敵人たる乗員——帝國海戦法規の規定——中立船の乗員——乗客——乗員乗客及び俘虜の取扱上の注意——載貨の賣却その他適宜の處分

第二項 拿捕したる船及び載貨の破壊

第一目 敵船及びその載貨

破壊は往昔は無制限且無條件——戦近の趨向——帝國海戦法規の規定する破壊條件——第一次大戦中英佛獨諸國の例——船内の人員を安全の場所に移す條件——敵船破壊に方り無害の中立貨の破壊

第二目 中立船及びその載貨

破壊を絶対に非とする英國主義——之に對する大陸主義——各國の古來の法規——漫然たる破壊は近代は稀——日露戦役中の *The Knight Commander*——ホルランドの同船破壊の辯護論——第二回海牙會議と中立船破壊問題——倫敦海戦法規會議に於ける本問題——妥協的規定——第四十九條の實行に要する條件——在船者を安全の場所へ移轉——第四十九條の

反對論英國に起る——帝國海戦法規は該宣言の規定を採擇——破壊を要し
 たる事實の辯明及び賠償——没收不可の船内に在る没收可の貨物——第二
 次大戦中の *The Robin Moor*——本船撃沈の當否

第三項 被拿捕船に對し中立人の有する民法上の權利……………五五一

交戦者權は民法上の諸權利を凌駕す——拿捕の際の所有權者を問ふのみ
 ——英國の判決例——佛國の同上——米國の同上——伊國は反對の主義

第四項 不法の拿捕又は破壊に伴ふ賠償責任……………五五五

不法の拿捕には損害賠償の責任あり——不法拿捕の賠償と倫敦宣言——第
 一次大戦中の英國の判例——*The Cretic*, 1921——*The Remonstrant*,
 1917——拿捕するに理由あらば賠償義務なし——詐偽行為の被拿捕船には
 要償權なし——被拿捕船の黒煙吐出は詐偽行為か——拿捕者の法規誤解に
 因る損害の責任——英國の否定的判決——肯定的判決もある——獨逸の肯
 定的判決——拿捕物件保全の懈怠に由る損害賠償——拿捕物件保全に要す
 る注意の程度——拿捕物件の火災に由る損害——英國の判決例——佛國の
 同上——共同海損に對する拿捕者の義務關係——中立領水に於ける拿捕の

損害要償者——*The Bangor*, 1916——*The Düsseldorf*, 1920——中立船
 の不法破壊の賠償と倫敦宣言——拿捕者の負ふ立證の責任——獨逸の捕獲
 令の規定——帝國海戦法規には賠償の規定なし——無害の中立貨の破壊
 ——中立貨とは専ら商品指す——第一次大戦と巴里宣言第三條——第一
 次大戦中の三類例——(一)敵船と共に破壊の中立貨——倫敦宣言は之に
 關し賠償規定なし——帝國海戦法規には全然なし——伊獨の法令には規定
 あり——獨逸は實際的には賠償責任を非認す——*The Giltva*, 1915——
 (二)中立船と共に破壊の敵貨——(三)中立船と共に破壊の中立貨

第十二章 捕獲審檢

第一款 捕獲審檢の一般的性質……………五七五

捕獲審檢の目的——陸上の鹵獲は捕獲審檢の管轄外——捕獲審檢所の管轄
 權の廣狹——拿捕に非ざる一時的の差押は管轄外——敵船も捕獲審檢を要
 するか——肯定説が妥當——軍艦以外の敵の公船は如何——主要國の法規
 及び實例は否定主義——捕獲審檢所を設置し得る場所——中立國管轄内に

は設置するを得ない——保護國又は受任統治地に於ける設置

第二款 重なる海軍國の捕獲審檢機關

五八四

第一項 英國

五八四

捕獲審檢の濫觴——運用に於て卓越——過去六百年の歴史の一產物——海
事裁判所の沿革——海事裁判所と捕獲審檢所の分立——捕獲審檢所の所在
地——その管轄事項——覆審機關たる樞密院司法委員會

第二項 その他の諸國

米國には特設の審檢機關なし——佛國の捕獲審檢制の沿革——現行捕獲審
檢機關の構成——獨國——伊國——日本——審檢機關の構成——見たる三
種別——その得失

第三款 捕獲審檢所の準據法

五九九

第一項 國際法か國內法か

五九九

兩者抵觸する場合——英國にては國際法——勅令は拘束力なきも法律はあ
り——司法委員會の該判決の齎せる效果——米國も國際法主義——歐大陸

第六編 中立

第一章 概論

第一款 國家の中立權

六一五

第一項 中立の觀念

六一五

中立——歐語及び邦語——中立の意義——往古は國家の中立權は認められず
——隨つて中立の觀念も語も無かつた——中世紀以前中立觀念の無かりし
理由——ドロチユスも中立論に何程も觸れず——三十年戰役と中立觀念の
一進展——中立と參戰は自主的裁量にて決す

第二項 中立の絶対性……………六二三

中立は總て嚴正なるを要す——制限ある中立は中立に非ず——昔は條約に依る援助は妨げずとした——今日は之を許さない——近時創用の謂ゆる『非交戰國』

第二款 中立制の將來……………六二八

中立國の權利の消長——國際聯盟の創案者の中立非存在觀——聯盟規約と中立の關係——聯盟規約の下に中立は消滅すとの見——聯盟ありとも中立は依然存在す——侵略國に對する不偏不黨否定說——その是非——第二次大戰と北西歐小國の中立崩潰——中立制の將來を悲觀するは當らず

第三款 中立化國及び中立化地……………六三八

中立化國の意義——永世中立國 稱——中立化國も獨立主權國たるを失はず——中立化國の設定理由——中立化は國のみと限らない——中立化されたる重なる地域又は水域——國際運河の中立化

第二章 中立法規

第一款 國際條約及び條約案竝に有力なる學會案……………六四五

中立の權利義務は國際法之を律定す——聯合的國際條約は今日僅に二種——海牙二條約の趣旨——その效用の長短——萬國國際法協會の海上及び陸戰中立條約案——米大陸諸國間のハバナ海上中立條約——北歐諸國間の一九三八年の中立規則——ハーヴァード大學國際法研究會案——その主眼は交戰者權の掣肘にある——幾許の實效性を期待し得るか——米洲會議の『巴奈馬宣言』——『米洲安全水帯』——國際法上その當否——ウルグアイ沖の英獨海戰と本宣言

第二款 國內法規……………六五六

第一項 重なる國々の中立規則(米國を除く)……………六五六

英國の外國軍服役禁止法——戰時には別に中立規則を公布する——平時常設的中立法規の制定は寧ろ稀——戰時にも特に制定せざる國もある——戰時制定の各國規則も粗密一ならず——普佛開戰の際の我が政府の中立布告

第二項 米國の中立法規 六六〇

一八一八年の外國軍服役禁止法——中立法則の歴史に傳はる米國の功績
——兩度の大戦に於ける中立規則——米國政府特設の中立事務局

第三項 米國の一九三九年の中立法 六六二

米國の中立法としての態度の變化——之に關する三つの對立思潮——孤立派と『海の自由』關係——ウォーレンの中立維持方案——孤立派議會の大勢を制す——武器彈藥類の輸出禁止論の變遷——一九三七年の第三次恒久的中立法——第二次中立法と異なる新規定——外國の内亂の場合の措置——武器彈藥類以外の物品の輸出制限——現金自搬制——金融上の取引禁止——交戦國船への便乗禁止——米國商船の武裝禁止——一九三九年の議會に於ける修正案——ビットマン案の要項——改正中立法の成立及び發動——その重要條項——事實的空文化

第三章 中立法則の基本的原則

第一款 交戦國の中立法主權の尊重 六七三

基本的の二大原則——ホルランドの中立法の權利類別——戦時の主權尊重も平時のと異ならず

第二款 中立義務の根幹 六七六

權利に比し義務は尙ほ成熟せず——ホルランドの中立法の義務類別——避止的義務——防止的義務——默認的義務——ロウレンスの追加せる二義務——還元的義務——賠償的義務——總ての義務は不偏不黨に發す——不偏不黨は公平とは異なる——不偏不黨は必しも結果を公平にせず——愛憎の念は抑止する限に在らず——有形的運動化は取締るを要す——交戦國の違法行為に對する批評

第三款 中立法則の違反 六八二

中立國は主權侵害を寛容するを得ず——その防遏手段——兵力使用を敵對行為と見す——義務懈怠と權利侵害の救済の輕重——違反それ自身は中立を消滅せしめず——中立法則違反と交戦法則違反の異同——交戦國の違法行為に對する報復——主權侵害を受くる中立國の對抗無力——對戦國は主

第四章 陸、海、空戦に於ける通則

及び陸戦に於ける特則

第一款 中立領土主權尊重に基く交戦國の義務……………六八九

第一項 軍隊及び輜重の通過禁止……………六八九

陸戦中立法則は全中立法則の基本——陸戦中立權利義務條約の由來——その條項の排序——海牙條約の軍隊通過禁止規定——軍隊通過の許否——關する學說の變遷——十九世紀以降否定説有力となる——交戦國への援助供與たるは否み得ず——國家自存の必要に由る中立領土侵害——休戦後但し講和前の交戦國軍隊通過

第二項 通信機關の施設禁止……………六九六

通信機關の施設は中立侵害を構成す——陸戦中立權利義務條約の規定——第三條と第八條及び第九條の關係——第三條ロ號の解釋——中立國內通信

第二款 中立國內留置の交戦者及び救護傷病者の取扱……………七一四

第一項 中立國竄入の交戦者……………七一四

第三項 戦闘部隊の編成禁止……………七〇四

中立國の主權侵害を構成す——海牙條約の規定——個々の参加は戦闘部隊の編成でない——交戦國の兵役義務者の個々の歸國——第一次大戦に於ける本問題

第四項 軍需品の交戦國への供給……………七〇七

軍需品供給防止を要せざる現行規定——その由來——軍需品供給防止に關する従前の慣行——防止を要すべきものと爲す従前の説——英米の多數學者は之に賛しない

竄入兵の取扱に關する往昔の例——海牙條約の規定——留置の語——個々の竄入兵をも留置の義務あるか——竄入軍隊の取扱が軍艦と異なる理由——武器彈藥類その他の所持品の取扱——誤つて中立國領土に入れる場合——宣誓——上の自由を將校に限るの當否——留置中は身分の變更は許されず——留置のために生じたる費用の辨償——交戰國より中立國へ逃入の俘虜——竄入の交戰國軍隊の引率する俘虜——海戰の場合に於ける同様の俘虜——竄入軍隊携來の鹵獲品——汎米會議採擇の留置に關する勸告案

第二項 中立國通過の傷病者

七二四

海牙條約の規定——通過の許否は中立國の自由裁量——傷病者輸送車の搭載人員及び材料——敵國俘虜の傷病者

第三款 中立人

七二七

第一項 中立人に關する一般的原則

七二七

中立人の意義——海牙條約の規定及びその由來——交戰國在留の中立人——交戰國駐在の外交使臣

第二項 中立人の特權喪失

七三〇

第一目 交戰者に對する敵對行爲

七三〇

中立人の交戰國の軍務従事は自由——その代り中立資格を主張するを得ない——交戰國軍に就役する中立國現役將校——交戰國軍就役者に關する米國の制——支那事變と第三國人の支那軍參加——支那軍參加の米空軍豫備少尉ギボン——本件の振律

第二目 交戰者の利益となるべき行爲

七三八

交戰者の利益となるべき行爲の範圍——交戰國の一方を誹謗する言論は如何——交戰者の利益となると認めざる行爲——應償の當否に關する學說——中立國の政府に依る應償は中立違反——個人に依る應償——オッペンハイムの所說——交戰國民救恤のための資金供給——海牙條約は應償の適法を認む——但し條件がある——第一次大戰に米國政府は消極意見——その理由——軍需品代金信用貸に依る事實的應償——警察又は民政關係の勤務従事

第五章 海戦に於ける特則

第一款 中立領水の主權尊重に基く交戦國の義務 七四七

第一項 領水の範圍 七四七

領水は海の自由の原則の例外——三哩は國際法上の定則ではない——三哩制の由來——彈着距離説出づ——三哩制は今日は彈着距離と無關係——單獨宣言に由る三哩以上の主張——國際法學者中にも擴張意見がある——萬國國際法學會案——國際法典會議に於ける不安結——現在では三哩が多數國の慣例

第二項 中立領水に於ける敵對行為の禁止 七五三

海戦中立法規編案の困難の一理由——海牙條約の成立までの経緯——中立領水尊重の根本義は陸戦に同じ——敵對行為の禁止は古來既定の法則——第一次大戦中の犯禁の例——禁止の敵對行為は臨檢搜索をも含む——拿捕は尙ほさらである——謂ゆる急迫蹙——*The Anna*, 1805——學説も爾後の判決例も之を支持せず——對手が抵抗せば中立侵害の責を免かる——

The General Armstrong, 1814——自衛權に由る中立領水内の敵對行為——*The Caroline*, 1838——本事件の解決と自衛行為の要件——英國の諸學者は自衛行為と辯護す——中立領水内の拿捕そのものの效力——作戰基地化する中立領水内の拿捕——青島戰に於ける獨艦S九十號——第一次大戦中の佛國の判決例——露國も第一次大戦中我が見解を追ふ——學説も之を肯定する——作戰基地より出動の拿捕の效力——第一次大戦中英國の示せる原則

第三項 作戰基地及び捕獲審檢地に利用の禁止 七七一

海牙條約の規定——作戰根據地とは何であるか——ホール——ロウレンス——艦艇員の當座の糧食補充は禁ぜず——捕獲審檢所設置——禁止——昔は之を違法とせざる時代もあつた——米英兩國は之を非認す——海牙條約の決定的禁止規定

第二款 中立維持に關する中立國の義務 七七八

第一項 中立領水内にて行はれたる拿捕の處置 七七八

中立維持に必要な措置を執るを要す——中立領水内拿捕の船は解放を要す

——該船の尙ほ中立領水に在る場合——既に中立領水外に拉致された場合
 ——解放の要求は中立國に由り之を行ふ——中立國の解放要求は義務的な
 るや——その要求を中立國が爲さざる場合——それでも解放すべしとする
 獨佛主義——要求ありて始めて解放する英米主義——中立領水内の被拿捕
 船破壊後の賠償——*The Valeria, 1919*——*The Pellworm, 1922*——兩
 判決の矛盾

第二項 艦艇の供給を以てする戦闘力増加の禁制……………七八五

第一目 軍艦その他軍用器材の供給禁止……………七八五

往昔は供給自由——之を禁ずる慣例の發達——『華盛頓三法則』——海牙條
 約との對照——本條約第二十五條——軍艦彈藥類の供給を禁ずる第六條
 ——既契約の軍艦も引渡すを得ない——交戰國軍艦の中立國への讓渡——
 之を許さざる慣例——開戰前註文の軍艦の引渡の當否——慣例上引渡を爲
 すを得ない——第二次大戰中米國艦艇の英國へ讓渡——その當否——交戰
 國の中立國への軍用器材供給

第二目 艦船の中立國內に於ける艦裝の防止……………七九七

海牙條約の規定——第八條中の不明晰の字句——船の建造工事の程度——
Tucker v. Alexandroff, 1902——第八條と英國のテルセイラ事件——英
 國の一八七〇年改定の取締法規——第八條の意味する船の種類——(一)戰
 闘専門の各種艦艇——(二)補助巡洋艦たるべき船——(三)純乎たる商船

第三款 交戰國軍艦の中立領水にて受くる許容及び制限……………八〇一

第一項 領水及び港の出入……………八〇一

第一目 領水通過及び領水近接の沿岸巡邏……………八〇一

中立領水の通過は中立侵害とはらず——その理由——海牙條約第十條及び
 その由來——被拿捕船の中立領水通過——拿捕の效力に無影響との獨逸判
 決例——俘虜收容の交戰國公船の通過——諸威の抗議に對する英國の辯明
 ——その批判——中立領水の交戰國軍艦通過禁止權——領水近接沿岸の巡
 邏——第一次大戰中の英米間の一問題——南北戰役中の事例と米國の前後
 撞着——第二次大戰中英艦の我が近海巡邏——本問題に關するハーヴァー
 卜大學案——中立國公許水先案内の使用は自由

第二目 入港.....八二〇

入港の條件、制限、又は禁止の制定權——但し均等の適用を要す——軍艦は外國の港則を遵守するを要す——法規を無視せば入港を禁ずるを得——潜水艦の別扱に關する英佛の要求——米國政府は英佛の要求を驚愕視す——米國は獨潜水艦の入港及び碇泊を許す——但し許否の權は米國にありと主張す——他の諸國に於ける潜水艦の別扱——潜水艦入港取締に關する學說條約等

第三目 碇泊及び出港.....八二八

碇泊に關する二十四時間制——その由來——海牙會議に於ける本條約——第十二條——別段の法令に由る廿四時間以上碇泊——入港の事由に種別が無い——領水通過中の時間は除外——廿四時間の制限は日曜日を除算せず——破損又は天候のための碇泊延長——宗教學術又は博愛任務の軍艦は別扱——河川用の小軍艦——米西戰中米國の一砲艦の揚子江碇泊——日獨戰に際し帝國は右の例を追はず——第一次大戰中の交戰國軍艦碇泊期——交戰國双方の軍艦の同時碇泊三隻制——出港に關する廿四時間間隔制——

海牙條約の規定——出港の順序に關する該規定の由來——一方の軍艦と他方の商船との出港間隔

第二項 碇泊中戰鬪力増加の禁制.....八三九

第一目 破損修理の程度.....八四〇

航海の安全に不可缺の修理は妨げず——海牙條約の規定——戰傷修理のための滯留——第十七條は破損の原因を問はない——その當否——戰傷修理滯留の第一次大戰中の例——戰傷修理不許説及び立法例——第二次大戰中の獨艦 *Der Graf Spee*——同艦のモ港碇泊期間問題——同艦の自爆及び艦長の自殺——亞國收容の艦員と亞國政府の措置——同大戰中の *The Carnarvon Castle*——修理は港又は泊地に於てに限らる

第二目 軍需品補充の程度.....八四八

往昔は殆ど無制限——英國は南北戰役に始めて制限を設く——補給を許すべき石炭の數量——軍需品補充の目的及び限度と本條約——中立港に於ける艦員補充の禁止——軍需品補充に關する第十九條の由來——糧食の補充量問題は容易に解決——燃料の補充量問題は辛うじて妥結——本國港とは

占領地の港を含まざるや——燃料積入のための碇泊期間延長——日英兩國は第十九條の拘束を受けず——燃料の補給を受け歸航中の敵對行爲——燃料の再補充に要する間隔期——三ヶ月の計算方の疑惑——國際法上未だ特定の期間計算法なし——露獨兩國の第二十條留保——第十八條乃至第廿條の地域の廣狹——第一次大戦に於ける燃料補給の取締

第三項 拿捕物件の中立港への引致……………八五八

海牙條約以前の學說及び慣例——海牙條約に依る原則及び例外——本規定の由來及び意義——引致許容の事由は嚴狹に解釋すべし——被拿捕船へ移乗の捕獲士官は抑留——第廿一條に關する第一次大戦の試練——獨艦は拿捕せる船を智利領水に庇護——*The Sidnark, 1918*——第二次大戦中の *The City of Pina*——捕獲檢定まで拘置する目的の引致——第二十三條の由來及び意義——日英米の三國は本條を留保——引致の許否は中立國の自由裁量——萬國國際法協會の本條削除案——ハーヴァード大學案も本條を削除——破損の修理見込なき拿捕物件の賣却

第四項 交戦國軍艦の抑留及び武装解除……………八七二

軍艦の中立港抑留は以前には稀——日露戦役は新慣例を作る——之を追へる海牙條約の規定——滯留の權利なき滯留に對する措置——軍艦の抑留は艦員に及ぶ——抑留と留置——軍艦保存に必要な人員は艦内に殘置——その理由——宣誓將校に自由の許與及びその條件——抑留には國旗を卸さしむるを要せず——第一次大戦中の交戦國軍艦抑留——難破せる交戦國軍艦の乗員の抑留——之に關し第一次大戦中の英蘭論争——抑留費用は孰れの側が負擔する

第六章 空戦に於ける特則

(主として海牙空戦法規案に準據し)

第一款 中立國に對する交戦國の義務……………八八〇

主權尊重は空戦に於ても根幹的義務——第一次大戦中歐洲中立諸國の方針——空戦法規案の規定——非軍用航空機も中立尊重の義務あり——軍用航空機は絶対に航入を許されず——救護航空機は例外——特別の條約に由る中立國管轄内航入——中立國管轄内にての敵對行爲の禁止——軍艦搭載中

の航空機は軍艦の一部——軍艦と離るるなきを要す——艦側發留の飛行艇は如何

第二款 交戦者に対する中立國の義務……………八八六

第一項 交戦國軍用航空機及び乗員の抑留……………八八六

管轄内航入の防止及び着陸着水強制——第二次大戰に於けるその厲行——
着陸着水の機及び乗員は抑留——開戦の際中立國內所在軍用機の抑留——
軍用以外の交戦國航空機の抑留——中立國內にて敵に攻撃された場合——
その際救助の乗員は抑留すべきか——抑留は機の附屬具及び搭載物に及ぶ
——抑留人員の給與——中立軍用機が救助の交戦國軍用機員——その抑留
——抑留は送致を受けし中立國之を行ふ——中立國の軍用機以外にて救助
の場合——行動の自由を失へる軍用機の航入——機を棄て獨力着岸の乗員
抑留の當否——陸路竄入の場合——俘虜の竄入

第二項 航空機その他軍需品の供給並に空中偵察の防止……………八九九

中立國政府の供給するを得ざる物件——供給禁止物件の輸出は防止に及ば

第七編 戦の停止及び終了

第一章 休戦

第一款 概論……………九〇七

休戦の意義——休戦の語が實は適切——停戦の語——休戦の歐語——拋戦の語——
休戦は合意に由るを原則とす——稀には一方的好意に由るのもある——
一方の自發的命令に由る休戦

第二款 休戦の種類……………九〇九

第一項 戦場整理のための一時的休戦……………九〇九

休戦の類別の標準——兩軍指揮官間の暫定的敵對行為停止——第一次大戰中には斯かる休戦例なし——空爆に關する一時的休戦はあつた

第二項 講和に先だつ豫備的休戦……………九一一

大戦終結の常例的階梯——第二次大戰中の獨伊の對佛休戦

第三項 講和と實質上同一及び講和と同時に締結の休戦……………九一二

如何なる場合に之を見るか——一八七一年の西班牙對南米休戦規約——

八九八年の米西休戦規約——休戦中米國軍艦の中立港碇泊問題——第三國

代表を立會者とする停戦協定——第三國領土内にて締結 停戦協定——講

和と同時に締結の日露休戦規約——一九四〇年の蘇芬休戦規約

第四項 休戦の地域範圍……………九一六

全般的休戦——部分的休戦——講和の豫備休戦にも部分的のがある——全

般的及び部分的休戦の訂約當事者

第三款 休戦の效力……………九一九

第一項 效力の發生及び終了……………九一九

效力の發生期——署名時と甚して間隔なきを要す——休戦規約中には時刻

を明規するを要す——當該官憲及び軍隊への通告——休戦後の敵對行為の

結果は還元す——休戦成立を敵方より通告さるる場合——その眞偽を判別

するの注意——敵對行動停止以外の義務の發生——休戦の效力終了

第二項 休戦中の許容的及び禁止的事項……………九二五

許容的事項と禁止的事項の各範圍——許容的事項の範圍の廣狹の各學說

——被攻圍地への糧食補給問題——許すべきものと解したい——休戦後の

交戦國軍隊の中立領土通過——交戦者と人民間及び人民相互間關係——禁

止事項は精密に規定するを要す

第三項 休戦中の海上捕獲……………九三六

停止及び不停止の各例——不停止の理由——一九一八年の對獨休戦規約も

不停止——但し獨逸にはその權を認めず——休戦中の航空機に依る捕獲

第四項 休戦規約の違反……………三九九

一方の違反行為に對する他方の權利——學說必しも一ならず——陸戦法規慣例規則の折衷的規定——その律定したる三法則——重大なる違反及び緊急の場合の判斷——個人の自己發意の違反行為ある場合

第二章 戦 戦

第一款 講和條約に依る戦戦……………九四三

第一項 講和の條約の調印まで……………九四三

戦戦は概して講和條約に依る——講和條約の性質——講和談判地——戰勝國に來る講和使節の不可侵——談判地を中立地に擇ぶ場合——講和條約の用語——署名調印——對獨講和條約の調印順位の異例——講和假條約

第二項 講和條約の效力の發生及び消滅……………九五〇

威壓の下に成れる講和條約——條約に要する自由意思の意味——國家への威壓は條約の效力に無影響——講和條約の批准——批准の溯及力——批准の拒絕——その場合には戰鬪再開——講和條約の違反は之を失効とせず

——但し對手國は之を破棄するを得——破棄の結果再開戦となることもある——その再開戦の性質

第三項 講和條約の效果……………九五六

國際法上の平和克復日——國內法上のそれと必しも一致せず——英國の例——我國の例——交戦者權は最早や行使するを得ず——捕獲審檢は續行するを得るか——フォーションの所説——從來の慣例では續行肯定——日露戰役に於ける帝國政府の方針——第一次大戰中の例——平和克復後捕獲物件没收の當否——俘虜の解放——戰時特有の犯罪の處罰權は消滅——損害賠償の責任は講和後も繼續——占領地は戰前の法的地位に復歸す——現保有主義に依る現事態の保持

第二款 講和條約に依らざる戦戦……………九六七

四種の細別——(一)自然的戦戦——近代に於けるそ——類例——(二)立法的戦戦——米國の對獨戦終了手續——支那の執りたる對獨戦終了手續——(三)敵國滅亡——(四)新政權承認後抗敵の殘賊殲滅

第三款 征服及び征服に依る敵國の滅亡……………九七〇

敵國滅亡の意義——滅亡と征服の異同——近代に於ける敵國滅亡の類例
——滅亡國の從來の條約上の義務

戰時國際法提要 下卷

第五編 海 戰

第一章 海戰關係の法規

第一款 國際條約及び條約案、並に有力なる學會案

海戰關係の國際法規の不備

八九五 戰闘は無軌道的、無節制的、無制限的の遂行を許さず、文明國間の戰闘には自らその則るべき規矩準繩ありとすれば、海戰にも亦特定の交戦法規を要すべきこと論を俟たない。然るに海戰關係の交戦法規は、之を陸戰關係のそれに比すれば、今日一層不備の状態にある。一八五六年の巴里宣言は、海戰に關し重要なる原則を國際的に律定したに相違ないが、條文は僅に四ヶ條で、しかも各條共に一二行にも足らず、且その規定する所は複雑なる海戰行動の什が一にも及ばずで、目するに海戰の法典を以てするに足らない。第二回海牙平和會議にては、別に述ぶる如く海戰關係の條約數種を議定したが、内容は割合に不充實であり、

第一款 國際條約及び條約案、並に有力なる學會案

中には殆ど無力のもあり、總じて現代海戦の要求を網羅するには甚しく不備不完全で、陸戦の既成法規とも同様であるが、それに比し尙ほ及ばざるの遺憾なきを得ない。殊に例へば禁制品の取扱の如き、随つて特定物件の捕獲の當否の如き、由來各國の間に學說及び判決例を異にするもの多々ある。故に能ふべくんば普遍的の國際法規の下に之を統一するの望まじきこと論なきが、この點に向つては一九〇九年の倫敦宣言の死文となれる今日、現行の海戦關係國際法規としては、何等成文の規矩準繩は立つて居らぬのである。

八九六 尤も倫敦宣言は死文とはなりしも、海戦の法則に關し今に一の有力なる參考案たるには相違ない。同宣言の規定事項は、その開卷第一の總則に『記名國は以下諸章に規定する規則が實質上一般に承認せられたる國際法の原則に副ふものたることを承認す。』とある如く、實質上一般に承認せられたる國際法の原則に副ふものとして、之を成文に編綴したものである(尤も實際は英米主義と大陸主義とを辛うじて調和せしめた所が多々あるので、必しも一般に承認せられたる國際法の原則と稱するを得ないが)。右の總則に謂ふ所の諸章とは、戦時に於ける封鎖、禁制品、非中立的役務、中立捕獲船の破壊、國旗移轉、敵性、軍艦護送、臨檢に對する抵抗、損害賠償の九章及び附則で、特に第六十六條には『記名國は戦争の際、交戦國が悉く本宣言に加はり居る場合には、本宣言に規定したる規則を相互に遵守すべきことを確約す。故に記名國は其の官憲及軍隊に對し必要なる訓令を與ふべく、且其の裁判所特に捕獲審檢所に於て本宣言の適用を保障する爲に相當の手段を執るを要す。』と規定した。同宣言中の重要事項は以下隨所に解説すべきが、要するに能ふ限り各國の主義慣例の異同を考量し、交戦國の權利と中立國のそれとを衡平且實際的に調和せしむるに苦心

倫敦宣言
の原則承
認の一般
化

第一次大
戰に於て
死文化

したる跡は、その各條項の上に充分に認められる。

八九七 その後程なく歐洲は曠古の大戦を迎へた。而してこの大戦に於て交戦諸國政府は、少なくとも當初は、且少なくも適用し得る限りは、倫敦宣言——『實質上一般に承認せられたる國際法の原則に副ふもの』と宣明してある所の——に遵由して行動するの意を表白した。然るに間もなく交戦諸國殊に英國は、倫敦宣言規定の戦時禁制品目に追加を爲し、その他點に就ても同宣言と次第に相離れ、その條項の上に加へたる幾多の修正は原規定の意義精神を全然覆へし、遂には一九一五年十二月、上院にて同宣言を死文と認むる旨を公然宣明し、佛露諸國も之に倣ふて自今之に遵由せざるべき旨を聲明し、更に英國政府は一九一六年七月七日の勅令を以てその廢棄のことを公然布令するに及び、同宣言は全く止めを刺されて了つた。

八九八 然しながら倫敦宣言そのものは、右の如くにして遂に落命したりとは云へ、現在及び將來とても海戦の法規慣例を討究する上に於て、將た交戦國の海上行動の當否を檢案するに方り、依然重要なもの、若くは唯一の、參考案たるを失はぬものである。同宣言の總則にある『實質上一般に承認せられたる國際法の原則に副ふもの』の一句は、之を無條件的に肯定し得るものなるやに就ては議論もあらんが、孰れにしても同宣言の法的效力の不發生、將た第一次大戦中に於ける效力非認は、必しも將來に向つて之を一顧だに値せざる全然無價値の反古紙と化せしめた譯のものではない。現に同宣言の主要條項を殆どその儘に採擇し、隨つて内容の大部分が同宣言の規定と異ならざる帝國海戦法規は、今日依然有效の儼たる現行法となつてある(尤も大東亞戦争を迎ふるに及び大分修正は加つたが)。倫敦宣言中の重要な條項は、現在に於ても依然

けれども
依然重要
なる參考
案

第一章 海戰關係の法規

有力なる參考案たるの性質を失はない。

八九九 倫敦宣言の法的運命は上述の如しとし、その落命に由り海戰の全部を包掩すべき國際法規は今日存在するなきに至りしも、海戰の重要な一部面に係る國際法規にして第一次大戰後に出來たものもある。即ち一九二二年華府調印（但し效力不發生）の潜水艦（及び毒瓦斯）に關する五國條約、及び之に修正を加へたる一九三〇年の倫敦條約（海軍制限條約の一部）がそれである。その議定始末及び内容は、追て潜水艦戰を論ずる所に於て説くことにしたい。

九〇〇 上來叙する所は海戰に關する公的の國際法規であるが、この以外に第一次大戰以後今日まで世に出でたる有力なる私的の法規案もある。一九二〇年の萬國國際法協會報告の海戰法規案の如きも、その一に推すべきものである。（その全文は『講義』一七三二節にある）。降つて一九二八年には、ハバナにて汎米會議があり、而して同會議にては、米國の肝煎にて起草せられたる海上中立條約（Convention on Maritime Neutrality）が採擇せられた。これは命題は中立條約とあるも、一の海戰法規を以て目し得らるべきものである。その條項中には尙ほ譲すべきものなくもないが、その相應に洗煉を加へたる跡は確に見られる。この海上中立條約は、米國を始め中米南米大陸諸國政府の多數は之を批准したるも、歐亞諸國を拘束するの力なきものであるから、未だ以て世界を律する普遍的の法規と見るを得ざること勿論である。

外に尙ほ比較的最近のものとしては、一九三九年七月の米國國際法雜誌にて世に紹介せられたるハーヴァード大學の國際法研究會立案の『海戰及び空戰に於ける中立國の權利義務に關する條約案』がある。これも

中立國の權利義務を主體としたものであるが、中に海戰（及び空戰）それ自體に關する規定が少なからずあり、見やうに依りては同時に海戰及び空戰關係の一の有力なる學會案としても參考とするに足るものである。けれども命題が中立國の權利義務に關するものとなつてあるから、その内容は便宜迫て中立篇に於て説くことにする。

斯の如く輓近世に出でたる海戰關係の學會案の中には、洗煉せる好規定を有するものも若干あれど、孰れも謂ゆる學會案たるに止まり、謂ゆる机上法より一步も外に出でない。隨つて海戰に關し各國を拘束するの力ある國際法規は、一八五六年の僅に四ヶ條の巴里宣言以外には、倫敦宣言の流産以來ただ一の潜水艦條約を外にし、今に出現するに至らないのである。

第二款 國內法規

九〇一 海戰關係の國內立法に關しては、海牙議定の陸戰法規慣例條約が各締約國に對し同條約附屬の規則に適合する陸戰法規の發令方を命ぜるが如きと異なり、何れの國も各別に海戰法規を制定して之を自國の海軍部隊に發令すべき何等義務を國際條約の上に負ふては居らぬのである。（倫敦宣言第六十六條には「……記名國は其の官憲及軍隊に對し必要なる訓令を與ふべく、且其の裁判所特に捕獲審檢所に於て本宣言の適用を保障するが爲に相當の手段を執るを要す。」とあるも、これは敢て記名國は倫敦宣言の規定に適合する海戰

英 國

法規を別に發令せよとの意味ではない。けれども世界の主要海軍國中には、倫敦宣言その他海戦關係の國際法則を參酌し、別に自國海軍の遵由すべき特定の海戦法規を自發的に制定せる國も少なくない。

九〇二 英國にては海戦法規の一として一八六四年(元治元年)に制定の海軍捕獲法が夙にありしも、一八八八年(明治二十一年)ホルランド教授の同國海軍省依頼にて之に改修を加へたる『海軍捕獲法提要』(Manual of Naval Prize Law)が海軍部内に頒布された。全文三款、三百二十六條で、加ふるに英國の捕獲審檢廷に於ける判決例二百有餘件を以てし、當年にありては海上捕獲に關し最も完備せる法典として知られたものである。然るにこの捕獲法提要は、一八九九年の南阿の役に起りし別に記する獨逸商船 *Bundesraht* 事件に於て、英國政府は『該捕獲法は英國海軍將校の參考用の形式に於て單に一般的の原則を掲げたものに止まり、英國の海軍の見解を徹底的且權威的に記載したものに非ず。』と當年の對獨回答中に於て聲明し、その法的效力を自ら非認するの態度に出でたがため、多少權威を失へる姿となつた。尤も英國政府は、その少し前なる一八九四年(明治二十七年)に、一八九四年の海軍捕獲法の規定に基き『捕獲審檢所法』を制定し、更に一九一四年の第一次大戦の當初に『捕獲審檢所規則』を、又最近の第二次大戦に入れる直後の一九三九年(昭和十四年)十月十九日に長文の同改正規則を孰れも勅令にて公布したので、これが蓋し英國現行の海戦關係の殆ど唯一の成典であるかと思ふ。

九〇三 米國にても今より約四十年前、ストックトン提督(Admiral Stockton)の監修の下に海戦法規を編纂し、一九〇〇年(明治三十三年)海軍省令として之を發布したが、生命五年を出でず、一九〇五年に時

米 國

の大統領ロースヴェルトは之を廢止した。廢止の理由は必しも海戦法規を不要としたが故ではなく、要は該法規中の或條項が米國海軍に取りて不利益なりといふにあつたやうである。それならば、その不利益と認むる條項だけを改正したならば可ならずやと思はれたが、或は他に尙ほ全部の廢止を要せし理由があつたのかも知れなう。

降つては米國の第一次大戦參加直後の一九一七年六月、同國海軍省にては『海戦に關する米國海軍訓令』("Instructions for the Navy of the U. S. governing Maritime Warfare")と題せる一法典を編纂し、之を部内に頒布した。前の一九〇〇年の海戦法規が五十五條なりしに比し、この新訓令は百十三條となつた。けれども大體は前の條項を大部分活かして之に増補を加へたものである。

九〇四 佛國には一八九一年(明治二十四年)に同國海軍のロス大佐の編纂せる一種の海戦法規 (Capt. Rosse, *Guide International du Commandant de Bâtimens de Guerre*) があり、海戦に關する必要事項は大體網羅してあるが、これは私著に止まり、官の公書としては、その後第一次大戦に先だつ一年半前の一九一二年十二月、佛國軍令部に『佛國海軍將校訓令』とでも云ふべき海戦法規を制定した。(題名を正しく記すに "Instructions sur l'Application du Droit International en Cas de Guerre, Adressées, par le Ministre de la Marine à MM. les Officiers Généraux, Supérieurs et Autres, commandant les Forces Navales et les Bâtimens de la République" と云ふ頗る長うものである)。この訓令は元々倫敦宣言を大部分踏襲してあつたが、一九一六年一月之に一部の改正を加へた。その一部の改正法に於ては、第一次大

佛 國

戦の開始後に英國を始め該宣言の規定を取捨して施行したる所を追ひ、戦時禁制品、繼續航海、その他の點に於て従前の主義を改めた所が大分ある。

然るに佛國海軍長官は、第一次大戦後更に洗煉を加へて新に編纂したる『海軍訓令』をば、改めて一九三四年三月八日を以て部内に令達した。(題名は一九二二年のそれと同一である)。この改正訓令は、舊訓令の三十三章、百六十五條なるに對し四十一章、百五十二條で、條數は何程か減じたるも内容は却つて一層充實し、且第一次大戦後の新事態に順應せしめたる新规定が少なからずある。

外に佛國政府は、第二次大戦に入りて程なき一九三九年十二月二十四日を以て『海上捕獲の取扱に關する訓令』を公布し(翌四〇年一月十八日一部改正)、別に同十二月二十八日付にて同訓令施行細則を發令した。

九〇五 獨逸國にありては、その海戦法規としては一九〇九年(明治四十二年)九月制定の『捕獲令』(“Prisenordnung”)及び一九一一年(明治四十四年)四月に制定の『捕獲審檢所令』(“Prisenrichtsordnung”)を擧ぐべきである。(この兩者は第一次大戦勃發當時の一九一四年八月三日を以て始めて公表されたもので、尙ほ『捕獲令』には同大戦中に累次改正が加はつた)。この『捕獲令』は舊に捕獲手續のことにみならず、捕獲に關係ある諸般の事項を大體倫敦宣言に則り、かなり周密に規定したものである。然しながら獨逸は第一次大戦中の潜水艦戦に於て同令規定の條規を逐次違由せず、之と乖離せる行動に出でたことは多々あつた。

然るに獨逸は第二次大戦の開始の直前、即ち一九三九年八月二十八日、新に全文八十九條より成る捕獲

令を發布し、開戦直後の九月三日正午より之を實施した。その末條には、一九〇九年九月三十日及び一九一四年八月三日の捕獲令は全部之を廢止すとある。故に新捕獲令は舊令の一部の改正でなく、全然新規の法令であるが、その條項を通閲するに、中には舊令の規程の字句又は趣旨をその儘踏襲せるものも少なからずあるので、本書に於て隨所に援引する舊令の規定も決して無用に非ずと信じ、今一々訂正しない。(尙ほ新捕獲令の假譯文及び原文は榎本海軍書記官纂録『昭和十四・五年戦争、各國海戦關係法令』第一輯、中巻、第六六九頁以下に掲記してある)。

九〇六 伊太利も、獨逸が捕獲令を制定したるその前年、即ち一九〇八年に『戦時に於ける國際海上法規』と題する全文二百九十五條の自國海軍用の海戦法規を制定した。けれども、その後三年にして起れる伊土戦役に於て、同國捕獲審檢所にては時に該法規と異なる檢定を下したことがあるのみならず、中に於て同法規は法的の拘束力を有せずとまで宣明したこともあると聞く(Coquet, “La Guerre Turco-Italienne,” *Rev. Gén. de Droit Int. Pub.*, XXI, p. 107)。然るに伊國は第一次大戦参加後の一九一七年三月、新に『現戦役中捕獲權の行使に關する法規』と題する八章、百十二條より成る捕獲法規を制定し、之を以て同大戦中に於ける伊國海軍の行動の準則とした。この捕獲法規中には倫敦宣言のそれと大分異なる規定が設けられたが、特に英佛兩國の新方針に倣ひ、禁制品の絶對的と條件附の區別の如きも之を全然認めぬことにしたのも一特色であつた。その後二十一年を経たる一九三八年、即ち第二次大戦の始まる前年の七月八日、陸海空軍の行動及び中立關係の條項を包羅する濠洲の交戦法典を制定した。これは各國の現行交戦法規

中にありても、蓋し關係事項を最も周密に包羅したる出色のものである。

九〇七 帝國海軍にありては、陸海の各兵科操典に類する海戰要務令、砲術水雷その他各科の操式規程等の夙に編纂せられたるものがあるが、それは専ら部内の戰術上の教範に係り、且孰れも軍機に屬するものであるから全然觸るべき限りに在らずとし、國際法の戰時の法則を對象としたる海軍法規としては、明治二十七年の對清開戦後程なき同年八月二十日公布の帝國捕獲審檢令、及び次で同年九月七日大本營訓令として海軍部に發せられたる帝國捕獲規程を以てその嚆矢とする。(中立に關する法規としては既に普佛開戦の明治三年に太政官布告として發布したる中立規則がある。)

その後十年にして日露の役となるに及び、開戦の直後暫くは、帝國海上部隊は訓令に依り右の捕獲規程に遵由して行動したるも、程なく明治三十七年三月七日、新捕獲規程の發令となつた。この新捕獲規程は二十七年のそれが全文三十二條なりしに比し九十八條の比較的周密のもので、舊規程に比し諸般の點に於て一進境を示せるものであつた。

日露戰役の終つてから間もなく、海軍省に於ては「海上捕獲事件調査會」なるものを組織し、坂本海軍中將(俊篤男)を委員長に、部内の關係吏員及び部外の國際法學者十數名を委員とし、前記の帝國海上捕獲規程の各條項の是非を審議せしめた。その結果として該規程修正の成案を得たりしも、それは部内の參考となりしに止まり、之に依る改正規程の發令は見るに至らなかつた。

やがては第一次大戰となり、殊に我國も之に参加するに及び、大正三年十月六日軍令第八號として新制定

の帝國海戰法規の發令があつた。この海戰法規は全文二十六章、百八十二條より成る浩濶の一法典で、當年の海戰に關する國際法規及び國際法の諸原則は略々之を網羅し、他の海軍國の當時の海戰法規に比して遜色なく、殊に海上捕獲に關しては倫敦宣言の主義を専ら採擇し(或は當該條文をその儘に譯載し)たもので、同宣言が現實國際法規となるに至らざりし當年にありては、少なくとも同大戰の初期にありては、世界の最も進歩せる海戰法規の一に推し得るものであつた。

さりながら第一次大戰に於て、主要交戰國が擧げて漸次倫敦宣言より乖離し、遂に公然その不遵由を宣明するに至りたるに顧み、又第二次大戰に於て英獨諸國が、將た現大東亞戰爭に於て米英兩國が、孰れも別種の方針を執れるに鑑み、その儘之を墨守するに於ては帝國の不利を見るべきこと顯然たるべきを慮り、帝國海軍にては一方には同海戰法規の規定に妨げなき限り之に遵由すると同時に、他方にはその第六條の規定に基き、昭和十七年三月、別に若干の修正規定を設け、併行的に之に則りて措辯するに至つた。その修正條項中の船の敵性に關するものは既に述べたが(第二四〇節參照)、他の海上作戰に關する部分には以下隨所に援引する如くである。

第二章 艦 船

第一款 軍艦及び私艦

軍艦の戦時任務

九〇八 海上に於ける戦闘機關として軍艦が最主要的の地位を占むるものたることは言を俟たない。軍艦は平時にありては本國の主權及び威嚴を代表し（而してその理由に於て外國の領水に在りては治外法權を享有し）、又在外國人の保護に當り、戦時となりては『海上捕獲、其ノ他ノ敵對行爲、及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得』（帝國海戰法規第一條）る國家最重要の國防機關の一たるものである。勿論戦時海軍力を以て敵對行爲その他交戦の目的を達するに必要な措置を爲すを得るものは、必しも獨り軍艦に限らず、陸上に於て海軍陸戰隊、及び上空に於て海軍所屬の軍用航空機も、共に均しくその任務を有するが、しかも軍艦がこの任務遂行上最主要的の地位に立つものなることは問はずして明かである。

何をか軍艦といふ

海牙平和會議に於

九〇九 然らば軍艦とは何であるか。その定義は何と下すべきか。

之に就ては、一九〇七年の第二回海牙平和會議提出の商船を軍艦に変更することに關する條約案の英國原案に、一種の定義が掲げられてあつたが、議論百出で遂に有耶無耶の間に葬られた。随つて同條約には、軍

て定義は不成立

帝國軍艦外務令の意味する

艦に変更せられたる商船の行動、標識、及び指揮者の資格に關し特定の條件は之を規定するも、その變更せらるべき軍艦とは抑も何ぞやといふ定義となると、何等規定する所ないのである。

九一〇 轉じて國內法規を見るに、帝國軍艦外務令の第二條には『本令ニ於テ軍艦ト稱スルハ海軍旗章令第九條、第十條、第十三條、第十四條ニ依リ旗章ヲ掲グル艦船艇ノ一又ハ二以上ヲ謂ヒ……』とありて、即ち海軍旗章條例の當該條項に依り大、中、少將旗、代將旗、司令旗、又は長旒を掲ぐる艦船艇を軍艦外務令にては軍艦と稱するのである。想ふに特定旗旒を掲ぐるは軍艦として當該指揮官之に坐乗するが故で、旗旒を掲ぐることに由りてそれが始めて軍艦になるのではあるまいから、之を定義とすれば原因結果を顛倒したるの嫌がある。且旗旒の掲揚を唯一若くは主たる條件とすれば、軍艦として航行するに何か都合の悪い場合には、一時その旗旒を撤去することに依りて覆面の資格變更を爲し得るの餘地を生じ、時として好ましかるざる結果を來すことなしとも限るまい。現に日露戰役當時、豫て軍艦の通航が國際條約にて禁じられてあるダルダネルス海峽及び蘇士運河を在黑海露國義勇艦隊所屬船にして戦時に補助巡洋艦となる *Smolenski* 及び *Sanghiersburg* (*St. Petersburg*) の二隻は、商船旗を掲げて通過し、紅海に出づるや軍艦旗を掲げ、中立船に對し臨檢捜査權を行使し、大に物議を招いたことがある。特定旗旒の有無を標準にして軍艦たるの定義と爲すことは、右の理由に於て當を得ざるものと思ふ。尤も帝國軍艦外務令には特に『本令ニ於テ軍艦ト稱スルハ』とあるから、即ち要は本令施行の便宜上、行政的に軍艦の範圍を爾く定めたと見るべく、必しも軍艦の定義の意味には非すと云へぬでもない。

九一一 之を一二の外國の立法例に見るに、獨逸の一九〇九年九月制定の捕獲令には、『軍艦の要件左の如し。軍旗(即ち常に長旗)を掲ぐる事、指揮官は國家之を任命し且その氏名の艦隊將校名簿に記載あること、及び乗員は海上規律に服すること。』とあり(第二條第四項)、又米國の第一次大戰開始後程なき一九一四年十一月十三日大統領令にて公布せる『交戰國の巴奈馬運河使用に關する規程』及び參戰後の一九一七年五月二十三日改定の同規程)には『軍艦とは、政府より正當に任命せられ、その氏名の艦隊將校名簿に記載せらるる將校の指揮の下にあり、乗員は正規の海軍規律の下にあり、且その武器及び乗員の性質上敵の公私船に對し攻撃的行動を執るに適したる武装公船なり。』と定義した(第一條及び第二條)。

九一二 降つて一九二一・二年の華府會議に於ては、海軍軍備制限條約の討議の際、米國代表は軍艦の定義として『軍艦と稱するものの中には(一)その掲ぐる國旗の國の直接の監督及び責任の下にありて、指揮官は該國家の勤務に服し且その正當官憲に依り適法に任命せられ、乗員は海軍軍紀の下に立つ所の一切の軍艦、(二)(イ)他の一切の武装船、(ロ)武装すると否とに拘らず軍の指揮に屬し若くは軍事行動に参加すべき又は之に使用せらるべき他の一切の船(但し病院船その他傷病者又は難船者の救護に専用せらるべき船、及び博愛、學術、教法、又は探險に専用の船、並に俘虜交換の如き或特殊任務に従事する船を除く)、以上の艦船を含むものとす。右の(二)に屬する船は軍艦として取扱はるべきも、中立船に對する臨檢搜索權その他交戰者權を有せざるものとす。軍艦とは敵に對する攻防用として政府の指揮の下に立ち、又はその目的に於て政府之を徵用するものを謂ふ。』と云へる案を提出した。之に對して英國代表は『本條約に於て(一)軍艦

と稱するは敵船に對して攻勢行動を執ることの目的に主として使用せらるる艦船を云ひ、(二)補助艦船とは……』と云へる修正案を、又佛國代表も大體英國案に似たる修正案を提出した。けれども右の三者孰れも定義としては多少の穴がありて議纏らず、結局軍艦に定義を下すことは同會議に於て廢案となつた。

九一三 斯の如く軍艦の定義としては、過去及び現在の國際條約の上には之を掲げたるものとは殆ど見當らない。稀には國際法關係の文獻に定義が全然無い譯ではない。例へば榎本海軍教授(重治氏)の『軍艦とは抗敵又は軍用の爲に、其の所屬國の管轄監督の下に置かれ、特殊徽章を附し、當該官憲に依りて正式に任命せられたる軍人たる指揮官に依りて指揮せらるる船舶を謂ふ。』と云へるのもその一である(海軍大臣官房『軍艦外務令解説』第一一七・八頁)。これは大體に於て間然する所なき好定義と思はるるが、稿者の從來説き來れる軍艦の定義は、『軍艦とは軍用の目的にて特定の公務員之に搭乘し、元首の統帥權の下に行動する海軍將校之を指揮し、國家主權の機關としてその直接の管轄及び監督の下に置かれ、乗員は海軍軍紀の下に立ち、且外部に特殊徽章を有し、軍艦たる特有の旗幟を掲ぐる所の國家の公船なり。』といふのである。(その構造、造材、並にその有する裝備及び兵力の大小強弱は問はない)。軍用とは必しも攻防のことにのみならず、或は沿海の測量、或は在外自國人の保護等、直接の攻防以外に屬する國家の役務に當ることもあるが、その孰れも攻防の派生的任務たるに於て、之を廣義の軍用と解するに妨げない。特定の公務員とは主として海軍軍人を意味するが、必しも全部が軍人たるを要しない。しかも軍艦の要件として最重要なるは、元首の統帥權の下に行動する海軍將校之を指揮することと、國家主權の機關としてその直接の管轄及び監督の下

に置かるることである。たとひ乗員の全部が海軍軍紀の下に立つ軍人であつても、將た艦體の外部に特殊徽章を有するも、將た軍艦特有の旗旗を掲ぐるも、統帥權の下に行動する海軍將校之を指揮するに非ず、國家主權の機關としてその直接の管轄及び監督の下に置かるるに非ずんば、以て軍艦を構成し得ない。軍艦にしてこの至重の二要件を缺かば、その瞬間に於て軍艦たるの性質を失ふのである。故に例へば指揮官が假に艦と共に本國政府に對して叛旗を翻すありとせば、彼は本國元首の統帥權の下に行動するものでないから、それは單に艦體と乗員を有する武裝の一船たるに止まり、法理上最早や軍艦でない。叛軍の手に奪はれたる軍艦も亦同様である。(但し該叛徒が謂ゆる交戦團體として承認せられたる曉に於ては問題は別である)。海賊が軍艦を有せず、又有するを得ないことも、同じ理由に於て説明が能きる。

然しながら、たとひ元首の統帥權の下に行動する指揮官あるも、艦そのものが存在せずんば亦以て軍艦を構成するを得ない。艦體と指揮官(及び乗員)とはこれ亦軍艦を構成する必須の要件で、二者その一を缺くも軍艦は成立しない。故に例へば軍艦が甚しき海難に遭ひ、指揮官が已むなく艦を委棄して艦體のみを水中に留め、之を自然の運命に任せたるが如き場合ありとせば、その水中に埋没さるる限り既に軍用の目的に副はざるものであるから、これ亦物質的には兎に角、嚴格なる法律眼から見れば、その引揚げられて舊態に戻るに非ざる限り、最早や之を軍艦と稱し得ないのである。

九一四 軍艦に似て紛らはしきものには、今日では一八五六年の巴里宣言の加入國間には勿論、その不加入國にありても事實的に使用廢止となれる私艦なるものがあつた。

私艦とは
何ぞ

私艦(*la course; le corsaire; privateers*)は種々の文獻に幾様の定義が下せられてある。(Moore, *Digest*, VII, § 1215, pp. 535-6) 要するに『私人之を所有且操縦し、ただ海上に於て敵對行爲を行ふ權能を國家の交付する特許狀に依りて賦與せられたる船』(Lawrence, § 200, p. 500)と解さば足りる。即ち私艦は私人の船で、乗員も私人であり、ただ戰時に於て政府より敵對行爲、殊に通商妨害、殊に敵船及び禁制品輸送の中立船を拿捕するの特許を賦與せられたものである。その特許を賦與するのは國家の主權者に限るとしてある。特許狀は古來之を *Letters of marque* と稱する。Marque は元と或は *marca* 即ち境界を意味し、本國領土の境界以外に於て拿捕を行ふの權を認めたるに出づといひ、或は *marcare* 若くは *marchiare* といひ、拿捕物件に特殊の徽號を附するの意に發すといひ、その語源は明瞭を缺く (Westlake, II, p. 9)。孰れにしても、この特許狀を帶有することなくして私艦の業を行へば、對手國は之を海賊として取扱つた。

九一五 私艦は古來正規の海軍力の微弱なる國が、戰時自國人の所有船に右の特許を與へて敵對行爲殊に拿捕權の行使に當らしめたものであるが、自國人の所有船にのみ限らず、中立國人のそれに特許を與ふることも稀でなかつた。その船は政府敢て之を軍用に徵發したるに非ず、使用者は依然船主で、船員も特に軍紀に服するに非ず、ただ船主の任命する特定の職員之を操縦し、以て軍艦類似の行動に當つたものである。時には中立國の船にして交戦國の双方より私艦たるの特許狀を得、私慾を海上に逞うせる例もあつた。斯かる兩天秤の私艦の横行は弊害殊に大なりとし、古い一七九五年の米西通商條約には、特に之を海賊として嚴重に處分することの規定があつた(第十四條第二項)。稀には私艦の辯護として(一)戰時失業の海員をして生

私艦の弊

活の資を得さしめ且國事に貢獻せしむるを得ること、(一)大海軍を有せざる國をして短期間に且少經費にて臨時的の海軍力を動かすを得せしむること等を擧ぐるものもあるが(Wolsey, *Introd. to Int. Law*, § 127, p. 210)、格別有力の辯護と思へず、却つて私艦には種々の弊害ありて、識者は多年掣感したものである。

九一六 由來私艦を最も多く利用し、隨つてその維持に最も熱心なりしものは英國で、之に次ぐは佛國であつた。私艦は十六世紀の末葉に南歐諸國の間に創生を見、その利用の最も洽ねかりしは十六七世紀の交と云はるるが、その後英佛兩國は盛に之が利用を奨勵した。現に十八世紀より十九世紀に互れる約二十年間のナポレオン戦役に於て、英國が私艦の特許狀を發給したる數約一萬隻、之に依り佛國の船を拿捕したるもの約一千隻、佛國側にありても、その拿捕したる英國船實に一萬隻の多きを算したとある。英佛兩國は之がために交々王室の所有船を個人に貸與し、その艦装を助け、糧食を給與し、その拿捕したる船及び貨物は之を拿捕者の有とせしむる外、殊功ある者には賞金を與へ、時には授くるに榮爵を以てすることもあつた。米國も十八九世紀の交、私艦を盛に利用したもので、之に依り當年の米國は、今日の二等海軍國ほどの勢力を海上に保持したと説かれてある。

之に對し私艦の廢止を力説したものは露國である。露國もクリミア戦役の頃までは、私艦を相應に利用した。けれども露國は、將來は私艦を廢止するを以て自國の海上勢力を損するの虞甚しからず、而して英國のそれを殺ぐ效は大であるといふ見、一八五六年のバリ會議に於て熱心之が廢止を主張した。當時佛國は海上情勢の變化と共に、昔日の如くその維持を辯護するの要も無くなつたので、露國の主張に賛成するに躊躇しなかつた。英國も亦時勢の變遷に鑑み、敢て異議を強く挟まなかつた。加ふるに私艦に伴ふ弊害は各國共に之を認めた。殊に私艦の使用者は往々特許狀を濫用して不法の行動を演じ、將た特許狀なしに拿捕を行ひ、ために私艦と海賊船の區別が實際立て難いといふ風でもあつたので、私艦廢止のことはバリ會議に於て比較的易々と一致を得、その結果が同宣言第一條となつた。

九一七 尤もバリ宣言の不加入國は、その拘束を法的に受けないのは勿論で、隨つて例へば米國の如きは、私艦を依然使用するに妨げなき理である。けれども米國は爾後之を使用したことなく(但し南北戦の際に南軍にては之を使用した)、米西戦役に於ても兩交戰國共にバリ宣言の規定に遵由して私艦を使用せざるべき旨を宣明した。(西班牙は後にバリ宣言に加入したが、同戰役當時には未加入國であつた)。されば米國とても私艦使用の舊慣は既に全く之を棄てたものと見るべく、殊に米國が往昔私艦の廢止に反對を唱へたる一理由は、その廢止は大海軍を有せざる國に對し不公平なりと云ふにあつたのであるが、米國の既に世界の最大海軍國の一となつた今日にありては、右の理由は既に全然消滅した譯である。事實艦艇の速力が今日頗る増大し、洋上の警邏及び自國商船の保護の便宜が復た昔日の談でない現代にありては、私艦の活動の餘地亦殆ど無く、隨つて私艦は、たとひバリ宣言不加國の間にも、事實的に最早や時代遅れの廢物となつたものである。乃ち米國としても、第一次大戰の酣なりし一九一六年一月十八日、時の國務長官ランシングは『私艦は之を廢止せり。』と公然宣明し(Turlington, *Neutrality*, III, Pref. vi)斯くしてバリ宣言に加入せると全然同一の立場を取るに至つた。

同宣言も
加入國も
事實的に
廢止する

バリ宣言
に於て廢止

第二款 商船の軍艦への變更

商船の意

九一八 商船の何たるかに關しては、米國の一九二八年の賠償裁定委員長たりし判事パーカー (Judge Parker, War Claims Arbitrer) の下したる定義には『商船とは一切の私有船(又は國有且國營のものもあらん)にして、種々の方法にて艦隊の附屬船たるに適するも、商船名簿に登録せられ、武装せず、私的船員之を操縦し、軍艦の何等有形的性質を有せず、且攻勢的敵對行為に従事すべき有形的艦裝も將た法律的權利も之を有せざるものを謂ふ。』とある。この定義は完璧とは稱し難からんも、商船の性質は大體之にて概念を捉へ得られる。尤も此に謂ふ商船とは、主として軍艦に對比しての商船のことである。他の見地からする商船の意義、例へば捕獲法規の上に於けるその如きは、右の解説と多少異なる點もあり、これは別に當該項目の所に於て説くことにする。

軍艦變更
問題の核
心

九一九 商船に關し戰時に於て特に重要の一問題となるものは、その軍艦への變更である。平時に於ても勿論あり得ることであるが、殊に戰時に於て國家が自國人の船を或は徵發し、或は備入れ、或は買上げて之を直接間接に軍事上の目的に使用するのは有勝ちのことで、又それは當然國家の權能に屬する。この權能の行使は國內法上の問題であるが、その國家の用に供せらるる船をば特定の條件の下に軍艦に變更し、之に軍艦たるに伴ふ權利義務を認めしむることになると、それは國際法上の問題として取扱はるるのである。自國の

商船を自國の軍艦に變更することそれ自身は國家の權能として何等問題なきも、變更の結果はその海軍力の増大となるので、敵としては當然之を重要視すべきのみならず、正規の軍艦の班に加はりて中立船を臨檢搜索し及び拿捕する交戦者權行使の有資格者が新に出現する譯であるから、中立國としても亦當然關心を有することになる。是に於てか如何なる條件の下に於て行はるべき軍艦への變更をば國際法上適法の變更と認むべきか。問題の核心は此に存する。

變更の場
所

九二〇 商船を軍艦に變更する場所として推定せらるるのは本國領水(港を含む)、中立領水、公海、稀には敵國領水、の四者孰れかであるが、本國の領水に於ける變更に關しては何等問題となるべき點は無い。(但し後に述ぶる海牙議定の商船軍艦變更條約第六條に依り成るべく速にその變更の結果を軍艦表に記入するを要する)。敵國の領水内に於ける變更は、稀にこれありとせば、開戦の際敵國港に在る自國船が敵國政府の與ふることあるべき退去恩惠期間内に於て軍艦に變更せらるる場合であるが、敵港にて軍艦に變更せば、その間に拿捕せらるべく、又軍艦に變更せられ得るやうな商船ならば敵國政府之に拿捕免除の恩惠を與ふることあるまいから、實際問題としては斯かる場合あるべきを想像し得られない。故に實際的には、軍艦への變更は主として(一)本國領水に於けると、(二)中立領水に於けると、及び(三)公海に於ける場合である。けれども(一)には何等問題なしとし、その是れあるは専ら(二)と(三)、殊に公海に於ける變更である。

九二一 中立領水に於ける商船の軍艦への變更は、従前にありては稀でなかつた。けれども別に述ぶる一八七一年の謂ゆる『華盛頓三法則』以來、別して一九〇七年の海戰中立權利義務條約が出来て以來、同條約

中立領水
に於ける
變更

第一款 軍艦及び私艦

一一

の第八條に依り、中立國はその管轄内に於て交戦國の商船が軍艦に變更せらるるを防止するの義務、及び軍艦に變更せられたる商船が自國港より出發せざるやう監視するの義務を有することになり、ために自然それが許されざることになった。第一次大戦中、米國(参戦前の)にては之に就て相當取締法を講じた。要は、米國政府は交戦國がその商船を米國の領水内にて軍艦に變更せんと試むることを許さずと爲したものである。海戦中立權利義務條約の不加入國にありては斯かる防止監視の義務を負はず、隨つて交戦國は自國商船を該中立領水にて變更するは自由なるも、その場合には變更と同時に商船としての待遇は止み、滞在の二十四時間制その他燃料糧食等の補給に關しては軍艦に對する制限が代つて之に適用せらるべきである。

九二二 然るに難問は、公海に於て商船を軍艦に變更することを當否にある。而して之に關しては、今に定説が立つてない。敵の商船を公海に於て拿捕したる場合に、拿捕者がその現場にて之を自國の軍艦に變更することは、古來屢々行はれた所であり、英國にもその適法を肯定する判決例がある(例へば一八一一年の *The Ceylon* の如き——追て述ぶる被拿捕船の奪回参照)。既に然らば、自國の商船とても公海に於て之を軍艦に變更するを非とすべき理由はあるまい、とも論じ得られるであらう。乃ち第二回海牙平和會議に於て獨露兩國代表は、この論據を以て英國の公海非變更説に反對したもので、ウェストレークはこの論據を反駁するは困難なりと評する(*Westlake, II, p. 309*)。けれども自國の商船を公海に於て自由に商船に變更するを許すことの實際的利害はどうであるか。商船を多數に有するも世界の遠隔の方面に自國港を有せざる交戦國に取りては、それが極めて有利であること論を俟たない。けれども反對に、商船の少ない交戦國に

公海に於ける變更

取りては勿論、たとひ之を多數に有するも世界到る處に自國港を有する交戦國としては、之に依り格別利益を感じざるのみならず、中立港に於て商船としての待遇、即ち軍艦の享有し得ざるそれを受けたるものを、公海に出づるや何時にても軍艦に變更せしめ、之を以て對手方の商船に對し脅威を逞うするを得さしむるに於ては、該交戦國は甚大の不利を感じざるを得ない。英國の如きはその後者に屬し、隨つて公海に於ける軍艦變更には反對の態度を固執する。英國が公海に於て拿捕したる敵の商船をその現場にて軍艦に變更するの權を認めながら、交戦國自身の商船には公海に於ける軍艦變更を許さずといふは、理に於ては矛盾の觀なきを得ないが、兎に角英國は公海に於ける商船の軍艦變更には多年反對し、乃ち日露戰役に於て露國の義勇艦隊所屬船が黒海より地中海に出でたる折には商船旗を掲げ、而して進んで紅海に入ると同時に軍艦と化し、以て中立船たる英國の商船に對し臨檢搜索を行ふことあるや、英國は之を以て重大なる國際法違反なりと爲し、露國に向つて強硬に抗議したものである。

九二三 商船の軍艦變更、殊に之を公海に於てすることの當否の問題は、第二回海牙平和會議に於て重要な一の討議事項となつた。それは畢竟日露戰役中に於ける露國義勇艦隊所屬船の行動に由來したのである。商船の軍艦變更に關する關係委員會の議題は

(一) 交戦國が商船を軍艦に變更することは慣例上及び法制上之を許容すべきものなるや。
(二) 商船を軍艦に變更するに方り交戦國の遵守すべき合法的の條件如何。

といふにありて、之に對しては各國代表より合計七種の案が提出せられた。その諸案中には専ら軍艦變更の

第二回海牙平和會議に於ける本問題

場所に関するものあり、又その再變更の許否に係るものもありたるが、その場所問題に關し審査委員會に於ける各國代表の重なる論點を摘記すれば、米國代表は軍艦に變更せられたる商船は陸戦法規慣例規則第一條の民兵及び義勇兵と同様に視るべきもので、隨つて民兵等を編制する場所及び時日は交戦國の任意なると同様に、商船を軍艦に變更する場所及び時日に就ても交戦國は國際法上何等の制限を受くべきに非ず、故に公海に於てすると他國領水に於てするを問はず變更を許すことにすべしと云ひ、露獨兩國代表も、既に拿捕の敵船を公海に於て軍艦に變更するを得る以上は、自國商船の公海に於ける軍艦變更も亦違法を以て目すべきならずと論じた。英國代表は之に反對し、公海變更非認説を高調した。その後の委員會に於ても本問題は重ねて討議せられたが、要するに公海に於ける變更を絶対又は主義上不可とする英、伊、日、蘭、瑞典等と之を可とする獨、露、佛、米等と相對立して妥結を得ず、結局變更場所の問題は條約の規定事項の範圍外に置くこととなつた。

九二四 海牙平和會議は是に於てか右の問題には已むなく觸れざることにし、その餘各國の意見の妥協を得たる諸點を綜合して一の成案を作り、漸くにして之を議定するを得た。これが『商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約』である(以下略して『商船軍艦變更條約』と稱する)。尤も米國は、事實的には最早や私艦を使用せぬことにして居るも、形式的には、海上私有財産尊重主義の認められざる限り私艦を禁ずる巴里宣言に加盟せずといふ立場にある關係上、本條約にも調印せず、外に不調印國は土耳其、伯刺西爾、その他二ヶ國あつた。

妥協し得
たる點に
成る一
條約

この條約は前文に先づ『戰時ニ於テ商船ヲ戰艦ニ編入スル爲之ヲ行ヒ得ベキ條件ヲ定ムルノ希望スベキコトヲ考慮シ』と記してその目的を明にすると共に、『締約國ハ商船ヲ軍艦ニ變更スルコトハ之ヲ公海ニ於テ行ヒ得ルヤ否ヤノ問題ニ關シ一致スルコトハ能ハザリシニ因リ、變更ノ場所ハ問題外ト爲シ、左記ノ規則中ニ包含セラレザルモノナルコトヲ考慮シ』と稱し、即ちこの刺多き問題には今觸れざるの意を表白してある。條約本文は十二ヶ條であるが、適用國の範圍、批准、加盟及び廢棄手續に關する條項を外にし、特に重要な條項は軍艦の要件を規定する第一條乃至第六條の六ヶ條である。

九二五 今その規定する所に依れば、軍艦に變更せられたる商船は、その掲ぐる國旗の所屬國の直接の管轄、直接の監督及び責任の下に置かるるに非ざれば軍艦に屬する權利及び義務を有するを得ざること(第一條)、これは言はば巴里宣言の一のコロラリーと謂ふべく、要は往昔の私艦の復活を豫防するための規定と見れば見られる。即ち凡そ商船にして軍艦に變更せられたるものは、必然その所屬國の直接の管轄、監督及び責任の下に置かるるに於てのみ軍艦としての資格を認めらるべく、私艦の如きには軍艦に屬する權利義務を認めずと爲したものである。故に本條は、或は巴里宣言の私艦に關する第一條の遵守を確保することの規定と見るも可い。

次に軍艦に變更せられたる商船には、その國の軍艦の外部の特殊徽章を附すべきことの規定である(第二條)。軍艦の外部の特殊徽章とは、軍艦旗の商船旗と異なるものにおいてはその軍艦旗、及び軍艦の長旗、その他特別に軍艦たることを表徴する徽章あらばその徽章で、要は之に依り一見軍艦たることを知らしむる

その規定
する軍艦
の要件

(一)軍艦
に屬する
權利義務

(二)外部
の特殊
徽章

(三) 指揮官

(四) 乗員の軍紀服従

(五) 交戦の法規慣例の遵守

(六) 變更の事實の公表

の趣旨である。その次には、指揮官は國家の勤務に服し、且當該官憲に依りて正式に任命せられ、その氏名が艦隊の將校名簿に記載せらるべきことである(第三條)。これは軍艦への變更が覆面的のものでなくして善意に行はれたものなること、及び私的若くは出先軍憲とだけの關係ではなくして國家行為のものであることを保障するものである。更に次では、乗員は軍紀に服すべきこと(第四條)、軍艦に變更せられたる商船はその行動に付交戦の法規慣例を遵守すべきこと(第五條)、この兩條は第三條から來る當然の歸結で、即ち船體及び乗員の軍事的性質を帯び、依つて以て國家の軍務に服するものとなれる所以を確證せしむるものである。最後に、交戦國にして商船を軍艦に變更したるものは成るべく速に右變更をその軍艦表中に記入すべきことである(第六條)。「記入」は佛原文には「mentionner」であるが、英原文には「announce」とありて、即ち單に記入するのみでなく、併せて之を公表するの意が含まれてある。要するに軍艦へ變更したることの事實を能ふ限り速に公表せしめ、以て萬一の誤解を避けしむるの趣意に外ならない。

商船にしてこれ等の諸條件を具備するに至るときは、その武装の有無及び程度の如何を問はず、軍艦に屬する補給義務が認めらるるのである。その權利義務中には臨檢搜索及び拿捕の權利を行使し、その他一切の敵對行為を爲すこと、乗員が交戦者として取扱はるること、敵國以外の國に於て不可侵權を享有すること、中立港に於て出入及び碇泊に關し軍艦と同一の制限を受くること等も含まれる。帝國海戦法規には、商船を軍艦に變更することに關しては、右の海牙條約の規定に依るべきことが規定されてある(第十五條)。

九二六 然しながら商船軍艦變更條約の上に於ける最大難題は、前述の如く公海に於ける變更の許否如何

本條約の

價值

にある。而してこの難題に關しては、本條約は全然之に觸れてないのであるから、肝腎の睛點を缺くのみならず、その規定する事項も軍艦に變更することよりは主として既に『變更セラレタル』(“transforme”; “converted”)ものに係り、又一且變更せられたるものは現交戦中再變更を爲すを得ざらしむるが如き規定が無いから、軍艦に變更せられたる商船を元に引戻し、復た之を軍艦に再變更するやうに變更濫用の道も開かれてあり、通じて尙ほ不備の嫌あるを免れない。けれども兎に角本條約は、軍艦に變更せられたるものの軍艦としての資格に要する條件を確定し、特に私艦の復活に止めを刺したるの點に於て、海戦法規の進化史の上に於ける重要な一頁を作せるものには相違なく、この意味に於て本條約の價值は之を相應に認むべきである。

九二七 商船の公海に於ける變更問題は前述の如く海牙平和會議に於て妥結を得ず、而して程なく倫敦海戦法規會議となつた。英國は同會議に於ても海牙會議に於ける態度より離れず、依然公海變更非認を力説した。而して同會議に於ては、本問題は海牙會議に於けると同様に贊否兩説に別れて互に相降らず、双方共に何とか妥協に達せしめたしとの希望に於ては一であつたが、それが却々能きず、英國代表は互諒的に『當該政府に於て戦時に艦隊表中に編入するの目的に適合するものとして前以て特別に且公然と告知したる船に限り、而して中立港に碇泊中は交戦國軍艦と同一の取扱に服すべきを條件として、公海に於ける軍艦への變更を認むること。』といふ試案をも提したが、これも妥協を得ず、結局本問題の關する限り、倫敦會議も海牙會議と同様の不調に了つた。爾來本問題は今以て未解決の懸案として取残されてある。

變更場所の問題は倫敦宣言も不解決

再變更許
否の問題
も現狀維
持と決す

九二八 次に一旦軍艦に變更したる商船の再變更に關する件に就ては、第二回海牙平和會議に於て埃匈國代表は、『商船を軍艦に變更したる場合には當該戰時中再び之を商船に變更するを得ざるものとす。』といふ提案を爲し、その再變更を許すに於ては濫用の弊生すべく、この弊を避けんがため能ふ限り船の性質を確定不變ならしめ、以て隨時軍艦となり又商船となる雌雄兩性の怪物を退治するを必要とすべしと説明し、米國代表は之に賛したが、我が帝國代表は、本案は一の弊害を除かんがために不條理且 unnecessary の制限を加ふるもので、本國の港及び領水にて再變更を爲すを許すも何等弊害なきことなるべしと論じて之に反對し、結局本問題は當時未決の儘現狀維持といふことに一決した。而してこれも後年の倫敦海戰法規會議に於て再び討論に上りたるが、遂に公海變更問題の不妥協に連れて共倒れとなつた。

その後萬國國際法學會の一九一三年のオックスフォード大會に於ける佛國のフォーシニ提出の海戰法規案——百五十有餘條に互る浩濶なる——には、右の再變更問題に關し第十一條に『軍艦に變更せられたる船は當該戰時中はその性質を維持すべく、その期間再び之を公私船に變更することを得ず。』と掲記せるが、討論の末に第十條として『凡そ軍艦は當該戰時中公私船に變更するを得ざるものとす。』との條文が採擇せられ、萬國國際法協會の一九二〇年のポーツマスの海戰法規案も亦第十條に於て同様の規定を設けた。然しながら右は一の學會案に過ぎずで、未だ以て國際法の一法則となつた譯ではなく、隨つて再變更のことは國際法上依然未決の一問題となつてゐる。

抑留軍艦

九二九 商船より變更せられたる交戰國軍艦にして中立港に抑留中のものが、商船へ再變更せんがために

の商船へ
再變更の
ため修理米國政府
その要求
を斥くハバナ海
上中立條
約は再變
更を肯定

必要の修理を加へんことを要求し、抑留國政府は之を斥けて許さざりし例は、第一次大戰中獨米兩國間の交渉の上に見えた。即ち一九一五年十一月、當時米國のノルフォルク港に抑留中なりし獨逸補助巡洋艦（商船より變更せられたる）*Kronprinz Wilhelm* 及び *Prinz Eitel Friedrich* に關し、在華府獨逸大使は該兩艦に完全なる修理を加へ、殊に後者には客船としての設備を復舊することを許されたしと要求した。之に對する米國國務長官の同一一九一五年十二月二十二日付回答の要旨は、『要求の修理にして商船への再變更となるが如き大規模のものには米國政府之に承認を與ふるを得ず。抑留は軍艦たる性質のものに限るべく、それが商船たるに至らば、該商船及びその乗員を抑留するの權利に關し新に或問題を生ぜざる能はず。』といふにありて、この理由の下に米國政府は右の要求を斥けぬ。

九三〇 然るに別に記する一九二八年のハバナ締結の海上中立條約は、中立港に於ける交戰國軍艦の商船への再變更を特定條件の下に認むる規定を設けた（第十三條）。而して該條約には米國も締約國の一となつてあるから、隨つて米國は第一次大戰當時執りたる態度は之を一變するに至つたものと見るべきである。但しハバナ條約の規定は單に當該締約國間限りのもので、未だ以て國際法上普遍的の一法則を立つるに至つたものではない。

第三章 水面防禦

第一款 機械水雷の敷設

沿岸防禦
の手段

九三一 國家はその國防權の發動として、自國の沿岸及び附近水面を防禦するに就て如何なる手段方法を執るも自由であること論を俟たない。沿岸防禦の各種手段中、古より比較的廣く行はれ來りたるものは、港口又は水路を石材、船、その他の沈設物にて閉塞し、以て敵船の航入を不可能ならしむることである。沈設物を以て港口又は水路の閉塞を試むることは、常に自國沿岸の防禦のためのみならず、逆に敵國の港口又は水路に對し艦船の出入を妨遮するために行ふことも珍しからず。乃ち米國の獨立戰の當時、英國が米國の東沿岸のサヴァンナ港口に對して行へる、降つては米西戰役に於て米國がマニラの水道に對し、將た日露戰役に於て帝國海軍が旅順口のそれに對し實行したる、孰れも著名の例である。けれども今日最も普通の防禦手段はと問へば、機雷に依るそれと答へて誤りあるまい。

機雷の敷
設に關す
る制限

九三二 機雷は常に來襲の敵艦を破壊するに有效であるのみならず、無害の中立船をも破壊するの虞あるから、その敷設に關しては今日種々の制限が交戦法規の上に設けられてある。水雷中にありても魚形水雷の

使用に關しては、第二回海牙平和會議議定の『自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約』(以下機雷敷設條約と略稱する)の第一條第三號に於て、僅に『命中セザル場合ニ無害ト爲ラザル魚形水雷ヲ使用スルコト』の禁止が謳はれてある丈で、その以外には現行國際法規の上に何等拘束は無い。隨つて問題は主として敷設水雷中の機雷に關する種々の制限である。

機雷敷設
制限問題
は日露戰
役に發程

九三三 機雷も交戦國が自國の沿岸防禦のために、而して中立國商船に能ふ限り危害を與へざる注意の下に、之を敷設する限りは格別の問題とならない。一八九九年の第二回海牙平和會議に於ては、機雷のことに關しては何等規定する所がなかつた。そは要するに南北戰役以後同會議の時に至る三十有餘年間にありて、戰時機雷の利用は勿論無いではなかつたが、そは孰れも専ら自國の港口に敷設して敵の來襲に備ふるに止まり、進んで敵の港外及び沿岸に敷設するまでに至らず、況して公海に於ける敷設の如きは、未だ一般に豫想だにせられなかつた。それあるは實に日露戰役以來のことで、隨つて機雷敷設に關する制限問題は同戰役に發程せるものと見て可い。

問題は敷
設の場所
と機雷の
構造

九三四 機雷に關する問題の核心は、その敷設の中立船に及ぼす危険にある。繫維の水雷とて、その繫維が潮流風波の關係で何時離脱するかも知れない。いや離脱する方がしない方よりも遙に率が高いかも知れない。故にその敷設は、自國の領水内であつても、將た敵國のそれであつても、適法に往來する中立船に取りては、かなり危険の種たらざるを得ない。況して世界の公道たる公海に於ては尙ほさらである。されば機雷の敷設に就ての問題は、要するに交戦國の之を有力なる防禦的武器として使用するの權利と、中立國の通

商自由の權利とを適當に調和せしむるに就て、之を敷設する場所と機雷の構造とに關する取締方を如何に國際法規の上に於て規定すべきかある。而して之を敷設する場所とは、要するに機雷の敷設は之を彼我交戰國の領水内に限らしむべきや、將た公海にも無條件的に又は條件附にて之を敷設することを許すべきやの問題に歸着する。機雷の公海敷設の當否の問題は便宜之を次款に譲り、今左に海牙機雷敷設條約の下に於ける機雷の構造に關する制限を解説する。

九三五 機雷はその無繋維なると繋維なるとに依り、又魚形水雷との間に、その各性質が相異なる所よりして當然之が取扱方をも相異にする。無繋維の機雷は廣く海上に浮動するものであるから、戰場を遠く離れて航行する中立船に對しても相應に危険を與ふるを免れない。後款に述ぶるゲントの萬國國際法學會に於てその公海敷設の絶對禁止を決議したのも、又第二回海牙平和會議に於て英國代表が同様の意見を力説したのも、共に理由はそこにある。けれども海牙平和會議に於ては、作戰上の必要は之が絶對の禁止を許さずとの論が勝を制し、結局相當の取締の下に公海敷設をも肯認することにし（特に肯認のことを明規せざるも、反對の明文なきが故に肯認したものと解せられてある）、第一條に於て三種の水雷の取扱方を左の如くに規定した。

第一條 左ノ事項ハ之ヲ禁止ス

- 一。敷設者ノ監視ヲ離レテヨリ長クトモ一時間以内ニ無害ト爲ルノ構造ヲ有スルモノヲ除ク外、無繋維自動觸發水雷ヲ敷設スルコト。

機雷の種類に依る取扱方の異同

一時間以内は無害となるべき構造

機雷にて敵の商港封鎖

平和的航海の安全に關する注意

二。繋維ヲ離レタル後直ニ無害ト爲ラザル繋維自動觸發水雷を敷設スルコト。

三。命中セザル場合ニ無害ト爲ラザル魚形水雷ヲ使用スルコト。

九三六 右の第一號に關しては、海牙會議に於て機雷の一時間以内に完全に無害となる構造なるものが果して可能であるや否やに就て議論あつたが、特定の時間に特定の水量を機内に浸入せしめて之を無害に變形せしむる道もあり、將た外被に孔を穿ち、之に例へば鹽化アムモニアの如き溶解性の物を填め、爆發を水中に導いて自然に水雷を沈下せしむる方法も無きに非ずとのことで、要するに無害化の構造は不可能に非ずといふのが専門家の一致の見であつた。尤も無害化の一時間以内といふは短に失すべく、宜しく二時間以内とすべしとの説も出たが、結局一時間説が多數を得、以て右の第一號の條文となつたのである。

尙ほ『敷設者ノ監視ヲ離レテヨリ』とあるのは、機雷中には謂ゆる連繋水雷と稱するものもあるが、この類の機雷の無害化の發生期は敷設の時から起算しないで、曳網を離れて獨自在水中に浮動し始めた時から起算するのが合理的であるといふ解釋から、特にこの意を明かにするため挿入したものである。

九三七 次に敵の商港に對する封鎖を機雷にて行ふことを禁ずるの趣旨を婉曲に言ひ表はす所の第二條の規定があるも、これは便宜封鎖に要する實力なるものを説く所に讓ることとする。

九三八 次の第三條乃至第五條は、孰れも機雷を敷設する國（交戰國及び中立國）として能ふ限り平和的航海を完全ならしむるために豫め拂ふべき注意事項の規定である。

第三條 繋維自動觸發水雷ヲ使用スルトキハ平和的航海ヲ安全ナラシムル爲一切ノ爲シ得ベキ豫防手段ヲ

第一款 機械水雷の敷設

執ルベシ。

交戦者ハ爲シ得ル限り右水雷ヲシテ一定ノ期間經過後ハ無害タラシムルノ裝置ヲ施スベキコト、及右水雷ニシテ監視セラレザルニ至リタルトキハ軍事ノ必要上差支ナキ限り速ニ航海者ニ對スル告示ヲ以テ其ノ危険區域ヲ指示スベキコトヲ約定ス。右告示ハ外交上ノ手續ニ依リ之ヲ各國政府ニ通告スベキモノトス。

第四條 中立國ニシテ其ノ沿岸ノ前面ニ自動觸發水雷ヲ敷設スルモノハ交戦者ト同一ノ規定ニ遵據シ、且同一ノ豫防手段ヲ執ルコトヲ要ス。

中立國ハ豫メ告示ヲ以テ自動觸發水雷ヲ敷設セムトスル區域ヲ航海者ニ知ラシムルコトヲ要ス。右告示ハ外交上ノ手續ニ依リ至急之ヲ各國政府ニ通知スベキモノトス。

第五條 締約國ハ戰爭終了シタルトキハ各自其ノ敷設シタル水雷ヲ引上グル爲施シ得ベキ總テノ手段ヲ盡スベキコトヲ約定ス。

交戦國ノ一方ガ他ノ交戦國ノ沿岸ニ敷設シタル無害自動觸發水雷ニ關シテハ、之ヲ敷設シタル國ハ其ノ敷設面ヲ他ノ國ニ通告シ、各國ハ最短期限内ニ自國ノ水域中ニ在ル敷設水雷ヲ引上グルノ手段ヲ執ルベシ。

右ノ第三條第一項〇『一切ノ爲シ得ベキ豫防手段』(“every possible precaution”)ハ、當初ノ各國提出ノ諸原案を綜合取捨して討議ノ基礎案とせる獨逸提出ノ案文では『總テノ必要なる豫防手段』(“all necessary

precautions”)となつてあつたのを修正したものである。必要なる手段は當然爲し得べき限り爲すべき手段であるから、この修正は格別重大なものではなかつたが、しかも修正の結果は、必要でも爲し得ざる手段は爲さぬでも可いとも云へるので、幾分義務の力が弱くなつた感が無いでもない。況してその手段の取捨は、どの道敷設國自身の裁量に存するのだから尙ほさらである。

同條第二項の無害水雷の『一定ノ期間經過後ハ無害タラシムルノ裝置』に就ては、前に述べたる第一條の無害水雷の『一時間以内ニ無害ト爲ルノ構造』と同様に、審査委員會に於ては技術的見地から種々の論も出た。けれども結局その可能性が肯定されたのである。

九三九 第四條は、中立國はその中立を維持するといふ言はば自存權擁護のため、自國の領水に機雷を敷設するの權利を有するが、同時に平和的航海に阻礙を與ふること勿らしめんがため、交戦國が機雷敷設に關して負ふ所のそれと同一の義務を負ふのが當然である、といふ理由の下に設けられた規定である。尤も交戦國にありては、危険區域を告示するのは軍事上の必要が許す限りで可いのであるが(隨つて交戦國は多くは辭を軍事上の必要に藉りて實際告示せざるを常とすべきが)、中立國は軍事上の必要なるものを條件とすべき必要なく、殊にその海面は平和的航海の前に公開せられてあるのだから、豫め告示を以てその危険區域を航海者に知らしむるを要すとしたものである。又各國政府への通知も、交戦國の場合と異なり、特に『至急』爲さねばならぬのである。

本條には『沿岸ノ前面』(“devant ses côtes”; “off their coasts”)とあるが、この語は條約文としては

曖昧の嫌あるのみならず、意は領水のことであること當年の會議録にも徴し得るのであるから、將來本條約を改正する際には、右は明瞭に『領水』と爲すのが望ましい。

九四〇 第五條の『施シ得べき總テノ手段』とは、不可抗力に依りて爲し得ざるに至つたこと迄をも爲せといふのではない意味である。場合に依りては敷設したる水雷の位置を示すべき圖面が紛失することもありし、又繫維が誤つて離脱して水雷の行衛が不明となることもあらう。そういう場合には致方なしとし、ただ斯かる不可抗力に由るに非ずして、苟も施し得る限りは總ての手段を盡して敷設したる水雷を引上げよといふ途である。

同條第二項の『敷設面ヲ他ノ國ニ通告シ各國ハ……』の『他ノ國』は對戰國のこと、『各國』は兩交戰國の意味である。即ち交戰國がその對戰國の沿岸に敷設したる水雷を引上げるのは、敷設面の通告を受けたる對戰國に於て之を爲すのである。敷設したる國自身が之を爲すものとなると、種々矢筈しい問題が生ぜぬとも限らぬといふ懸念から、通告受領者たる對戰國が之を爲すといふ解釋である。その引上げたる對戰國の水雷を引上國に於て如何に處分すべきかは、兩交戰國が講和條約又は後日の協定に於て然るべく取極むべきことに屬する。

九四一 第六條には、本條約の規定する所に不適當なる水雷材料の改良方に關し左の規定を設けた。

第六條 締約國ニシテ未ダ本條約ニ規定スルガ如キ完全ナル敷設水雷ヲ有セズ、從テ現ニ第一條及第三條ニ定メタル規則ニ準據スルコト能ハザルモノハ、前記規定ニ適應セシムル爲其ノ水雷材料ヲ速ニ改良ス

戰後の
機雷引上

規定不適
應の機雷
材料の改
良

ベキコトヲ約定ス

これは本條約締結の際に於ける過渡的規定で、本案討議の際には種々の技術的議論もあつたが、今日に於ては溯つてその跡を記する要はあるまい。

第二款 機械水雷の公海敷設問題

第一項 海牙平和會議に於ける公海敷設禁止案の不成立

九四二 機雷の自國（及び敵國）領水内の敷設に關する海牙條約の制限的規定は前款述べた如くであるが、機雷に關する一層面倒なる問題は、その公海に於ける敷設の當否である。而してその當否は、日露戰役以後顧みに重要化する研究問題となつた。

この戰役に於て旅順の露軍は、開戦の初期よりして老鐵山の沖合十二哩内外の位置、即ち一般に一國の領水外と認めらるる所に於て、日本艦隊の往來すべき想定航路の直角線上一哩の間に五十呎乃至百呎の間隔を取りて機雷を敷設した。當時帝國海軍は之を探見且破壊するため數回に亘りて掃海を行ひ、その間に我が初瀬八島の二戰艦、外に水雷艇一隻は之に觸れて沈没した。その地點は孰れも旅順の東南約十數哩の沖合で、該機雷は孰れも無繫維の自動觸發性のもので推定せられた。是に於てか公海に於ける機雷の敷設に由り中立

日露戰役
に由り重
要化する

國たる自國の商船も脅威を受くと見たる英國にては、議論漸く高まり、ホルランドは倫敦タイムズに書を寄せ、中に於て『交戦國が何等告示する所なくして公海に於ける航行を危険ならしむるが如き敷設水雷その他秘密的案出物を使用するが如きは、これ明かに國際慣例の容認せざる所なり。』と記し（五月二十四日所載）、同紙も同日の社説に於て機雷の公海敷設をば『非人道にして且國際法規慣例の違反なり。』と論じた。（外にロウレンスも、日露開戦の年に初版を出せるその著 *War and Neutrality in the Far East* に於て露國の公海機雷敷設のことを痛撃した——2nd ed., p. 93 以下）。斯くて機雷の公海に於ける敷設は將來之を適法と認むべきや否やは、同戦役中より引續きその直後に於て國際法學者の研究問題となり、同戦役の翌年、即ち一九〇六年の九月、гентにて開會の萬國國際法學會大會に於ても、この問題は討議に上り、その結果公海に於ける機雷敷設の絶對禁止を主眼としたる決議案が採擇せられた。

九四三 更にその翌一九〇七年の第二回海牙平和會議に於ては、この問題は當然重要なる討議事項の一となり、英國代表は『公海は一大なる國際的公道である。その公道を中立船が通航するの權利は、公海にて闘ふを得る交戦國の一時的權利に優先たるべきものである。無繋維の機雷及び繋維を離れたる後無害とならざる繋維の機雷は孰れも之が使用を禁じ、且交戦國の機雷敷設は之を自國又は敵國の領水内、若くは軍港の海岸砲臺より十哩以内の範圍に限らしむるにすべし。』と提議した。然るにこの提案は、英國が中立國としても將た交戦國たる場合にも、之に依りその多數の船を保護せんとする我利政策からの打算のみと見たる獨逸代表は、率先之に反對し、公海とても戰場たる所には機雷を敷設することを得と爲せる修正意見を提出

第二回海
牙平和會
議に於け
る本問題

した。而してその謂ゆる戰場とは『作戦行動の現に行はれつつあり又は今行はれた許りの所、若くは兩軍部隊の現在し又は接近する結果として將に行はれんとする所の海上の部分』と定義した。日伊兩國代表も、敵艦の追跡を受くる場合には機雷は之を防ぐに必要な具なりとの見地から、一定の時間以内に無害となる構造を有すべきを條件として公海に於ける敷設をも承認すべしと論じ、露國はその無害となる構造といふ所に『能ふ限り』の一句を加ふべしと説いた。右の獨日伊の各修正意見は後に再び採用する場合もあらうから、留意し置かれたい。尙ほ獨逸代表は英國案に對し、向ふ五年間を限りといふ制限を附すならば禁止説に賛成するも可なりと述べた。その意をば此處五年間は戦が起らずと打算したが故と見て取つた英國は、永久禁止説を持って動かない。

九四四 これ等諸案の討議の經過は煩を避けて之を略し、結局英國案は多數の賛成を得ず、その餘の諸點に關しては各國代表互讓の末、漸くにして機雷敷設條約は成立した。けれども同條約は機雷の公海敷設禁止のことを條文の上に明記したものでないから、公海敷設は妨げなしと解釋せらるべきものである。されば英國代表は之に署名するに方り、『英國全權委員は本條約に署名するに當り、本條約が或行爲又は方法を禁止せざることを單なる事實は、英國皇帝陛下の政府より前記の行爲又は方法の當否を争ふの權利を奪ふものに非ざること宣言す。』との重要な留保を爲した。

九四五 英國代表の右の聲明及び留保に對しては、獨逸たるもの蓋し一言なきを得ない。乃ち獨逸の主席代表マルシアル男は次に起ち、『軍事的行爲は必ずしも國際法の原則のみに依りて支配せらるるものでは

條約の署名
に際し
英國代表
の留保

獨逸代表
の對抗的
聲明

なく、他にも之を支配する動素がある。即ち良心、常識、及び人道の命する義務觀念がそれで、これ等は海軍行動の最確實の指針であり、濫用を牽止すべき最有効の保障たるものである。予は交戦法規を成典化するの要を認むるものなるも、同時に事の勢がその文字通りの履行を到底不可能ならしむるが如き法規は寧ろ之を編成せざるを可とすと信するものである。吾等の編成せんと欲する國際海戦法規は、宜しく軍事的見地よりして、たとひ例外的場合に處しても、その實行の可能性ある條項のみを備ふるものたるべきこと、これが第一の要件である。さもなくば法に對する尊重心は薄らぎ、その權威は地に墜ちる。「評。この説總ての交戦法規を通じて然りと首肯すべきである」。人道及び文明の感想に至りては、その之を感ずるに厚きこと予の茲に代表するの光榮を有する所の獨逸に勝る國が他にあるべしとは予の許認し能はざる所である。」といふ對抗的聲明を以て之に酬ひた。

九四六 斯の如くにして當年の海牙條約は、機雷の公海敷設を特に不可とは明規せず、隨つて條文の解釋上からは之を妨げざるものとなつてある。別語にて云へば、國際法上の純理論は兎に角とし、現實國際法規の上に於ては、機雷の公海敷設は交戦國に於て中立船の安全を顧慮する所なく、その繋維と無繋維とを問はず、之を違法と爲すの論據は無い譯である。故を以て第一次大戰に於ても獨逸は次項述ぶるが如く、世界の公道たる北海に機雷を盛に敷設し、後には英國も之に倣ひ、互に相競ふてその遅れざるを是れ努むるの風であつた。然しながら本條約署名の際に英國代表は前掲の如き重要な聲明且留保を爲し、本條約と離れて別に公海に於ける機雷敷設の非を論ずることあるべきの餘地を存せしめた。されば第一次大戰に於て英國は、

公海敷設の肯否孰せしめず

後に獨逸の聲に倣ひ公海敷設を敢てしたるも、それは已むなき報復手段のみと辯護し、その非は非として論争するを熄めなかつた。斯かる次第であるから、機雷の公海敷設のことは肯否孰れとも決せず、隨つて國際法上尙ほ未解決の問題に屬すと云へば云ひ得るのである。本條約はこの問題を徹底的に解決せざりしに於て、實は最後の點睛を缺きし憾なきを得ない。

されば萬國國際法學會に於ては、爾後更に本條約の諸條項に検討を加へ、一九一〇年の巴里及び一九一三年のオックスフォードの兩大會に於て、又萬國國際法協會も一九二〇年のポーツマス大會に於て、孰れも凡そ機雷は公海に於ては繋維無繋維共に一切之を敷設するを得ずと爲すの案を決議した。(但しポーツマス案には、特定條件の下に設定する公海の閉鎖水域にありてはこの限りに在らずとしてある——第二十條)。諸學者中にありても、例へばロウレンスの如きは、無繋維水雷は何れの場所にも之を敷設するを得ず、繋維水雷は海岸所在の要塞の攻防用に限り之を敷設するを得るも、但し繋維を離れたる瞬間に於て無害となるべき構造のものたるを要すと主張する(Lawrence, *Princ. of Int. Law*, § 203, p. 517)。

別に記するハーヴァード大學案に於ても、(一)機雷の敷設は自國及び敵國の領水、封鎖地帯、及び現に戰闘中の公海の特定部分に限ること、(二)たとひ前記の場所にありても、無繋維機雷又は敷設者の監視を離れてより半時間以内に無害とならざる機雷、及び繋維にしても繋維を離ると同時に無害となるに非ざる機雷は、孰れも之を敷設するを得ざること、といふ案を立てた(第三十五條)。簡單に云へば、公海に於ける機雷敷設は封鎖地帯と現に戰闘中の特定部分とのみに限らしめ、その餘の公海への敷設は一切許さずと爲すのである。

九四七 要するに海牙條約の現行規定の總てが實際に臨んで殆ど役立たずとは云はぬが、公海に於ける機雷の濫設に至りてはそれが頻々行はれ、中立船に累次危害を與へて憚らざりしことは、第一次大戰に於て及び第二次大戰に於ても遺憾なく立證せられた所で、これは次項以下に於て再述することにし、尙ほ海牙會議に於ける本條約案の討議の際、和蘭代表は兩公海を連結する海峽には機雷の敷設を禁ずべしとの案を提出したが、之に對し帝國代表は、無数の海峽を有する日本の地勢上より之に賛する能はず、日本はその海峽を全然機雷を以て閉塞するの處置を執るべきことは豫想するを得ざるも、ただ主義として之に反對するものなりと述べ、尤も問題を『兩公海間の交通は機雷を以て全然之を遮斷するなきことを望む、然れどもその航路は當該官憲の發する條件に従ふべきものとす。』と改むるに於ては之に同意すべしと答へた。米國代表は、本問題は比律賓群島の關係もあり、且その有する訓令の範圍外に屬するので、討議に加はる能はずと聲明し、土耳其代表はボスフォラス及びグルダネルス海峽に關しては現行條約に依り特別の地位を定めたるものあるに鑑み、土國政府は交戰國として又は中立維持の場合に於て該兩海峽に就て執ることあるべき必要と認むる防備方法を制限することに關し何等約束を得ずと聲明した。

斯くて審査委員會に於ては、尙ほ兩公海を連結する海峽及び領土の一部を成すべき海峽の範圍等に就て意見の交換ありたるが、獨西兩國代表は米國と同じく訓令なきを理由として之が討議に加はらざることを宣言し、露國代表も亦『海峽中には政治的見地よりして現に特別條約を以て規定を設けたるものあり、又それ等特別條約なき海峽に對して一般的規定を設くるは危險なる結果を來し、紛議の因を生ずるの虞あるを以て、

予は露國代表の名に於て、兩公海を連結する海峽問題は本平和會議の權限外なりと認めて之が討議に加はらざるべきことを茲に宣言す。』と聲明し、結局委員會に於ては海峽問題に關しては現狀を維持して本條約規定の範圍外と爲すべきことに決し、茲に討議は打切られた。隨つてこの問題も、やはり言はば未解決の狀態に在るのである。

第二項 第一次大戰に於ける『戰域』の創設及び機雷の濫敷

九四八 斯の如くにして第二回海牙平和會議に於ては、機雷の公海敷設を非とする英國と之を是とする獨逸その他の各見解が一致せず、遂に徹底的解決を得るに至らなかつたが、その後起れる第一次大戰に於て、この問題が如何なる形に於て發展し、如何なる新先例を作爲したるかを見るに。

先づ以て獨逸は、開戦のその日に於て既に北海の公道に機雷を敷設し、之に従事しつつありし獨逸巡洋艦 *Königin Luise* は英艦のために撃沈められ、次で中立國旗を掲げてその敷設に従事する漁船數隻も亦英艦の捕ふる所となつた。されば英國政府は、英國の東沿岸の諸港に中立國の漁船を入れしめず、且英國の沿岸に接する北海の特定海面に出沒する中立國の漁船には特別の監視を加へ、機雷敷設に従事するものは直ちに之を撃沈すべく、抗拒する船員は捕へて之を戦律犯に問ひ、銃殺を以て之に臨むことにした。けれども獨逸は尙ほ北海の機雷敷設を已めず、英國巡洋艦 *Ampidon* は八月六日に觸れて沈没し、その他中立船にして遭難せるものも多々あつた。殊にその機雷中には繫維を離れ、洋上に浮動するものも少なからずあつたので、

北海の航行は極めて危険となつた。英國も之に對抗するためと稱し、十月二日を以て『獨逸の機雷敷設政策は、その潜水艦の活動と相俟ち、英國海軍をして軍事的理由に於て之が對策を執るの已むなきを感ぜしめたり。仍て北海の特定水域即ち北緯五十一度十五分より四十分、東經一度三十五分より三度に至る海面「大約三千平方哩」に機雷を敷設することに決せり。』と聲明した。

九四九 然るに英國政府は更に翌十一月三日を以て一布告を發し、『獨逸は前週中米國より愛蘭の北を経てリヴァールに向ふ主たる通商路の公海に無差別的に機雷を敷設し、平和的商船の遭難せるもの既に少なからず。是に於てか英國海軍は、斯かる新交戰事態に對應するに適當なる例外的措置を執るべく、隨つて北海は全部を『戰域』("military area")と認めざるを得ず。』と聲明し、首相アスキスは同十一月十七日下院に於て『この布告は畢竟自衛手段として、北海に航する諸船をして嚴密の監視を爲し得る狹隘の航路に由らしむるの意に外ならず。』と辯明した。之がため中立國が迷惑を感じたことは勿論である。されば和蘭政府は同年十一月十六日を以て英國政府に對し、『抑も戰域とは國際法上交戰行動の行はるる側近の範圍に就てのみ云ふべきものである。英國が北海の斯かる廣大の海面に機雷を敷設することは海の自由及び海牙議定の機雷敷設條約第三條の違反である。英國の指定する安全航路は商船に取りては大迂回を要するもので、現にドヴァーから和蘭の一港に到る距離は約百五十哩なるも、指定の航路に依れば一千哩以上となる。』と論じて抗議した。英國は之に對し翌一九一五年一月十五日付を以て回答する所あつたが、要は獨逸敷設の機雷の續々移しく發見せらるるに鑑み、和蘭諸港への直接の安全航路を指示することは不可能なりと云ふに止まり、極

英國は北海全部を「戰域」と聲明す

英國の機雷原擴張

あて簡單且不得要領の回答であつた。

九五〇 その後英國は、獨逸潜水艦がアンウェルスからスケルド河を航下し來るのを遮止せんがため、一九一六年五月、ドヴァー海峡に於ける機雷敷設水面を擴張し、南は北緯五十一度四十分、北は東經三度二十分に至る方域を擧げて之に含ましめた。その結果は機雷原が和蘭の沿岸に大分近くなり、同沿岸の南部に由る諸船の航行は殆ど不可能となつた。しかも英國は尙ほ累次の布告に於て、更に北海の機雷原を漸次擴張し、僅に和蘭及び丁抹の領水を除く外、北海の殆ど全海面の隨所に機雷を敷設することあるべき旨を聲明した。米國政府はその間英國政府に對し『通商の共通路として公海の一部を除き他の部分を作戰行動區域に充當することは、未だ以て國際團の承認したる國際法上の一定則と認むるを得ず。』と論じたが(一九一七年二月十九日付對英覺書)、英國は更に顧る所なかつた。

九五一 是より先き英國が一九一四年十一月三日を以て前述の北海の戰域設定のことを宣示するや、獨逸はその對應策として、翌一九一五年二月四日、英島國の周圍の海洋を擧げて同じく『戰域』("Kriegsgebiet")と宣明した。この宣明に對しては、中立諸國殊に米國は大に抗議した。(米國政府は同時に英國政府に對し、英國船が奇計として米國旗を使用することの取締方を要求した)。けれども獨逸政府は米國の抗議に對し、『獨逸が斯かる已むなき事情に順應し、中立國人の生命財産を破壊するが如きは決してその本意とする所でないが、獨逸はその對英作戦上よりして危険が之に伴ひ、該戰域内の一切の通商を無差別的に脅威するの事實は掩はんとして能はず。即ち如何に獨逸が國際法上の限界を嚴守するにせよ、機雷敷設の危險區域に接

獨逸も亦「戰域」を設定す

近する諸船は、その何れのものたるを問はず必然受くべき所の危険である。』と答へて之を斥けた。しかも獨逸は、その後二年を経たる一九一七年一月、莫に設定したる戦域の範圍を擴張し、北海及び英國の周圍は勿論、北は Faros 島嶼に至り西は英佛兩國の沖合五百哩に及び、南は西班牙の沿岸數哩の地點に達する全海面、及び地中海の一部までを之に含ませた。その面積實に一百万平方哩以上と稱する。獨逸はこの戦域に於て、同年二月以降一切の船に對し機雷及び潜水艦にて襲撃を加ふべき旨を宣した。超えて同年三月、更に北極洋の一部をも之に入れて露國の北部諸港への通路を閉鎖し、同年十一月には又更に『アゾレス島嶼は經濟的及び軍事的見地に於て大西洋の重要な敵根據地となれり。』との理由に於て、同島嶼の周圍の海面一體をも之に組入れ、同時に地中海より希臘への水道も、希臘のヴェネゼロス政府が同水道を武器彈藥の輸送に利用せりとの口實の下に、同じく戦域に編入すと宣言し、降つて翌一九一八年一月、アゾレス島より Madeira 及び Cape Verde 島(孰れも北阿弗利加の西部)を繞る水面を擧げて之を同様に宣言した。

九五二 英獨兩國殊に獨逸の戦域設定に對しては、中立諸國殊に米國から抗議は出たが、特に一九一七年一月の戦域擴張令は、遂に米國をして對獨開戦を決行せしむるに至れる重なる一原因となつたものである。是より先き米國政府は一九一五年二月十日付を以て獨逸政府に對し、戦域令の齎すべき重大の結果に就て同政府の注意を喚起したるも、獨逸はその回答(同月十八日)に於て、米國が英國の中立人の權利侵害を寛恕するの態度に就て不足を述べ、自國の行動は絶大の軍事的必要と對英報復の適法手段に他ならずと爲し、結局不得要領に了つた。他方獨逸の苦情とせる英國の飢饉策なるものに就ては、英國船の米國旗濫用のことと共

米國の對
獨抗議と
その矛盾

に、之を非難する論は米國にも相應に強かつた。しかも公海の機雷敷設に極力反對し、英獨諸國に對し果次抗議を爲し來れる米國は、その大戦参加後に於ては、蘇格蘭と諸威間に延長二百五十哩に亘り機雷を敷設して一條(といふも巾三十哩)の堰を英國が作ることに、即ち北海を事實的に閉塞することに協力し、之に要せし機雷總數十萬箇の中八萬箇までは米國の手にて之を敷設したる位で、即ちその交戦國となるや、從來の抗議を事實撤回せる始末であつた。中立國としては交戦國に對し鋭く抗議し來れる所のものも、己れ交戦國となるや忽ち地を易え、却つて之に倣ひ之に協力するを惜まずで、他の中立諸國の不利不便は措いて顧みない。國際法の權威の振はざる故ある哉と評すべきか。

九五三 想ふに公海機雷敷設肯定主義の獨逸のことは暫く措き、海牙平和會議に於て極力之に反對したる英國としては、公海を擧げてその範圍と爲すが如き廣大の戦域の設定は、たとひ獨逸のそれとの間に多少の差ありしにもせよ、理に於て矛盾の譏を免れない。同會議に於て英國代表がその聲明中に高調したる『公海航行の安全に關する中立國の權利は公海を戰場として使用する交戦國の一時的權利に對し優越たるべきものと斷言するに躊躇せず。』の一句は、中立國商船の權利の尊重すべきことを説いて千鈞の重みあるものであつた。この言句に鑑みれば、英國が北海の殆ど全部を擧げて戦域と宣言したことは決して妥當の措置とは云へず、ただ獨逸の違法政策に對する報復手段といふに於て僅に辯護し得たに過ぎない。第一次大戦後に世に出でたる國際法の著書論文の大多數は、當年式の戦域制に反對のやうである。尤も一九二〇年の萬國國際法協會報告の海戰法規案には『交戦國は以下封鎖に關する規定に依り、中立諸國に通告の上公海の一部を隔障水

第一次大戦
戦中の戦
域制は惡
先例

域 (Barred zone) と宣言し、該水域を航行せんとする中立國商船に對し取締を爲すことを得。但し之に一定の航路を指示し、且その航行の安全に就て責任を執るを要す。』(第十八條)とありて、一種の戰域設定のことを認めてあるが、これは主として封鎖地域に係り、且中立國商船の航路の安全に就て責任を執るものであるから、前に謂ふ所の戰域とはその性質を異にする。別に披露するハーヴァード案にも『交戦者は封鎖地域の外側の公海に於て隔障水域その他如何なる名稱を以てするを問はず中立船の航行に對し特別の禁止、制限、又は取締を加ふべき地域を設定することを得ず。但し交戦者はその兵力の近接地に在る中立船に對し、そこに在る間救助信號のためにする以外に無電發信機を使用せざるべきことを要求することを得。』(第七十條)とあるが、この隔障水域も、封鎖地帯(封鎖施行の沿岸より三十哩以内)の外には之を設定するを得ざるものとしてある。

之を要するに第一次大戰に於て英獨兩國の設定したる戰域制は、その理由の何たるを問はず、中立人の權利を侵害するの甚しかりしものたりしを否み得ない。國際法は斷じて斯かる惡先例の學ぶべからざることを宣すべきである。將來戰時に際し交戦國が果して當年の惡先例を追ひ學ぶの方針に出づるや否や。乞ふ之を一九三九年の第二次大戰の例に徴して見たい。

第三項 第二次大戰に於ける機雷の公海敷設

開戦直後

九五四 獨逸政府は英國が對獨開戦を決行したるその日、即ち一九三九年九月三日の午後、ラジオを通じ、

の封鎖及
び機雷の
公海敷設

獨逸海軍は英佛艦隊のバルチック海侵入に對する防禦手段として瑞典丁抹間のカッテガット海峡に四十五哩の廣さに互り冷く機雷を敷設し、バルチック海を閉塞したる旨發表したとある(同日伯林發「同盟」)。この機雷敷設は、同海峡に於て四十五哩の廣さに互るとあつたから、無論公海に於ける敷設でありしに相違あるまいが、機雷の公海敷設は先づ以て獨逸側に於て第一次大戰に於けると同様に公然行つた所のやうである。

次に英國も、第二次大戰の開始と共に獨逸及び丁抹の沖合には勿論、スカゲラック及びカッテガットの兩海峡へも機雷を敷設し、更に之をベルゲンの西南水域一帯に擴及せしめた。第一次大戰中英國は北海中の二百三十二平方哩に互り七萬一千箇の機雷を敷設せりと聞けるが、第二次大戰にありては、その敷設水域面及び機雷の數量共に之に倍蕪せるものであつた。假に獨軍の蘭白侵入なく、佛軍の大敗なく、英國にして北歐の制海權を握り、その對獨封鎖に餘力を有せしならんには、この上如何に機雷の公海敷設が憚らず行はれたか測り知れない。

九五五 然しながら事實第二次大戰の開始と共に、機雷が獨英双方に依り北海の公道に憚らず敷設せられたことは否定し得ない。獨逸は機雷の公海敷設は當然適法行爲との見地に於て之を行ひしか、又英國は之を違法と信じつつ報復手段たる適法行爲としてその擧に及びしものか、將た北海の何れの場所に主として之を敷設したるか等は、未だ詳に之を知るを得ざるも、獨逸は勿論英國も結局は適法行爲として、双方交々北海の殆ど全部に機雷を播撒したのは疑ふべくもなかつた。之がため双方の艦船及び中立船共に累月甚大の損害を受けた。而して英佛兩國及び中立國の商船及び英佛兩國の艦船の開戦後五ヶ月間に於ける撃沈の事由は、

交戦國艦
船及び中
立國の被
害

大部分は機雷で、潜水艦に由れるものはその次位であつた。この間にありて、我が日本郵船の照國丸もその犠牲に供せられた。

九五六 抑も第一次大戦にありては、英獨諸國の公海に敷設したる機雷に觸れて沈没したる中立國の商船は前述の如く三百有餘隻の多きあつたが、その遭難地點は孰れも英獨諸國が該公海を『戰域』と宣言し——その宣言の當否は別として兎に角爾く宣言し——そこを航海するのを危険なりと豫て警告したものであるから、遭難船の所屬國政府に於ても強く苦情は云へず、概ね泣寝入りの姿となつたのである。第二次大戦に於て英獨共に北海の殆ど全部を擧げて戰域と宣言しないのは、一は天下の公道たる公海を戰域と宣言して中立人の通商を阻害するが如きは恕すべからず、といふ風に第一次大戦以來世界の國際法學者の大多數が論じ、戰域なもの設定を非難するの事實に鑑みたるが故なるべく、この非難には確に理由あることであるが、既に均しく公海に機雷を所擇ばず敷設するの方針を執る以上は、要するに五十歩百歩の論である。既に公海を擧げて戰域と爲し、交戰國の權利が中立國のそれを大に凌駕することが第一次大戦以來の慣行となり、それが先例となりて第二次大戦に於ても踏襲せらるる今日にありては、結局は交戰國をして自國の領水及び領水外若干裡を通商上の航路として一定の水道を指定せしめ、その水道には常に掃海を爲すべき義務を之に負はしめ、依つて以て航路の安全を保障せしめる、といふが如き法則を同時に立つるのでなければ、交戰國と中立國の各權利の調和を計るに就て現實との釣合が取れないではあるまいか。これは將來考究すべき一問題であらうと信ずる。

將來の問題

第四章 海軍力に依る港市の砲撃

第一款 海牙條約以前の慣例及び學說

九五七 往昔にありて、海上より沿岸の陸上に向つて加ふる砲撃には殆ど何等の制限なく、陸戦にありては不防守の都市村落に對する砲撃が不妥當と論ぜらるるに至りたる後にありても、將た戰は國と國との關係で常人に危害を加ふるは交戰の目的に反すとの思想が高まるに至りし後にありても、海軍力に依る沿岸砲撃は、その港市の防守如何に頓着なく、又今日で謂ふ軍事的目標の存在如何を斟酌せず、種々の口實の下に殆ど無制限的に行はれた。遠き往昔の例は措き、十九世紀以降の、而して海牙條約あるに至る迄の間に於ける著名なる沿岸砲撃と云へば、年代順にして一八〇一年の英國艦隊の丁都コーベンハーゲンに對する、一八一三・四年の英米戰役に於ける英國艦隊の米國東沿岸市邑に對する、一八五四年のニカラガ事件に於ける米國軍艦のグレイタウン、一八五四・五年のクリミア役に於ける英佛聯合艦隊の黒海諸港市、殊にオデッサ、一八五六年（咸豐六年、我が安政三年）の英艦隊の廣東、一八六三年（文久三年）の英艦隊の鹿兒島、一八六六年の西班牙艦隊のヴァルパライソ（智利）、一八七七・八年の露土戰役に於ける土耳其艦隊の黒海沿岸各

往昔は土地の防守を無に斟酌せず

地、一八七九・八二年の謂ゆる太平洋戦に於ける智利艦隊の秘露沿岸港市、一八八二年の英國艦隊のアレキサンドリア、少なくとも以上の諸砲撃を擧ぐべきが、これ等の砲撃中には、或は脅威のためと云ひ、或は威嚇のためと號し、不防守の港市村落に砲弾を浴せかけて夥しき災害を無辜の常人の生命財産の上に蒙らしめたのが多々ある。

九五八 殊に艦隊が敵の不防守の港市に對し、その目前の需要を充すために必要な糧食その他の現品を徵發するためでなくして、現金の取立を要求し、之に應ぜざる場合にそこを砲撃するのは、今日の國際法規では許されず、これは追て詳述すべきが、往昔にありては、この目的のためにする砲撃は屢々行はれた。又之を適法と論じたる有力者もあつた。その代表的ものは、會て一八八二年、佛國のアップ提督 (Vice-Amiral Aube) が、當時既に歐洲國際政治問題の權威ある一雜誌として推されし *Revue des Deux Mondes* に寄せたる『海戦及び佛國軍港論』と題せる論文と云はれてある。

九五九 アップ提督の右の論文の要旨は、『凡そ財貨は作戦の資力であるから、敵の財貨に打撃を與へ、その本源を襲ふべき一切の動作は、常に公正なるのみならず、却つて義務として爲さざる可らざるものである。故に主力艦隊にして一旦制海の實權を握り、更に攻撃すべき敵の勢力の存在せざるを見るに於ては、轉じて攻撃破壊の實力を敵の沿岸市邑に向け、その軍港たると商港たると、將た防守の有無を問はず、又敵の對抗する否とを論ぜず、之に砲撃を加へ又は少なくとも之に取立金を課するに就て毫も假藉するに及ばな

す。』(Hall, § 140, p. 515; *Holland, Studies*, p. 108) アップは右の論文を出してから四

現金取立
のための
砲撃

佛國ア
ップ提督の
該砲撃論
法論

年にして、フレンネー内閣に入りて海相となつた(一八八六年一月)。佛國の海軍權威者のこの意見は大に英國政府の注意を惹き、同政府は或時佛國政府に對し、佛國は將來海戦に於て果して右の主義に遵由するや否やを質した。佛國政府は之を非認した。けれどもアップ提督の程なき海相就任、次で佛國の軍艦製造の方針の一變、即ち戦艦よりも港市攻撃に適する輕巡洋艦の建造に重きを置くに至つたことは、英國をして佛國政府の右の非認ありしに拘らず、將來戦時に際し事實敵の港市の無制限砲撃、殊に取立金のための砲撃を行ふに意あるものと感ぜしめたのみならず、英國の後日探知した所では、往年の露土戦役に際し英露の關係一時緊張したる折、露國は浦鹽の艦隊を濠洲方面に回航せしめ、英國の不防守の植民地港市を砲撃するの計畫であつたことが判かり、露國も亦同一主義を執るものと英國海軍當局者の眼には映じた。

九六〇 されば英國にては、一八八九年(明治二十二年)に定例の海軍大演習を行ふに先だち、敵艦隊が國內の不防守の港市や海岸避暑地に來りて巨額の代贖金を課し、その應ぜざるに及んで之に砲撃を加ふることの擬想の下に演習計畫をその前年に立てた。それが新聞紙上に表はるるや、英國の國際法學者中には、斯かる擬想の下に演習を爲すは他日英國の敵をして英國に對し之を實行するの口實を獲さしむることになると非難する者があり、特にホルランド教授は書をタイムスに寄せ、中に於て

『予は不防守都市は決して砲撃を加へ又は代贖金を課する能はざるものとは云はない。國際法は不防守都市の砲撃に制限を加へんとは試みたけれども、未だ會て禁止はしない。予の所見にては、不防守都市の砲撃は左の四つの場合には適法である。即ち(一)背信的行為に對する懲罰として、(二)極端の場合に於て

ホルラン
ド博士と
英國海軍
の論争

は、他方面の背信的行為に對する報復手段として、(三)武力的抵抗を彈壓するの目的に於て(彈壓後に前の抵抗に對する懲罰としてではなく)、(四)正當の徵發に應ぜず又は現品徵發に代ゆる正當の取立金に應ぜざる場合これである。而して左の場合には違法なりと信ずる。即ち(一)今次リヴァールに課せんと擬想したるが如き法外に高値の代贖金を強要するの目的に由るもの、(二)今次クライド及びフォルクストンにて見たることと思はるるが如き、殊にウアイト島の南岸を夜中擬想的に砲撃したることに必然伴はれしと信ぜらるるが如き、私有財産に無茶に加害する方法にての砲撃である。』

と論じて不防守都市の擬想砲撃の右の適法理由に當嵌まらざる所以を指摘し、『我が海軍は、たとひ演習に於ても、假に實戰に於て敵が地を易えて斯かる行動に出づるありとせば我方に於て當然非難を加ふべき事柄を己れ自身行ふことは避くべきを望ましとす。』との希望を披瀝した(Holland, *Studies*, pp. 96 以下)。

九六一 然るに英國海軍の高級將校の或者はホルランドの所見に服せず、同じくタイムス紙上を藉り不防守都市砲撃の絶對適法論を以て之に酬ひたが、海軍將官會議にてはこの問題を重要視し、特に委員(大將二名、中將一名の三名より成る)を設けて『凡そ巡洋艦は敵の沿岸及び不防守都市に對し、取立金徵收の目的にて砲撃を加ふることの可能性如何、及び效力如何。』の問題を調査せしめた。而して同委員の復答(一八八八年十一月二十一日付)の結論は『相應の海軍力を有する敵は斯かる行動に出づるの可能性あるを疑ふの餘地なし。又敵は我が英國を弱めしむるに就て凡ゆる手段を執るべく、又敵をして交戰の苦痛を感じしむるために、その財産に加害すること即ちポケットに觸るるより有效なるはなし。』といふにありて、即ち不防守

英國海軍
將官會議
の意見報
告

都市砲撃及び財産加害は全然適法なり、戰時英國の敵たるものは必然その行動に出づべし、と斷定したものである (Iord, pp. 103-4)。

九六二 この結論は以て英國内自身の國際法學者をも満足せしむるに至らなかつた。之に對するホルルの所見は蓋し代表的のものであらう。彼はアウプ提督の意見、一八八八年の英國海軍演習、之に關するホルランドのタイムス寄書等の始末を叙したる後、海軍が砲撃の威嚇の下に徵發若くは取立金徵收を行ふことの適法なるや否やに論及し、更に前述の海軍將官會議の決議を批評し、『權威ある或海軍將校は、敵の沿岸を荒し、その不防守の港市を焼き又は破壊せんとするに意ある如くである。而してその理由とする所は、凡そ敵を屈服せしむる手段は總て適法なり、といふにおるやうである。この口實は十七世紀の交戰に汚點を留めたる各種の蠻行の辯護に應ずるものである。交戰慣例は不斷に緩和寛容の方面に進みつつあるに反し、既に陸戰に於て慘酷として委棄せられたる手段を近代の海戰に用ひんとするは、單に驚くべしといふの外ない。幸にして國家は斯かることを爲す前に敵の報復なるものを顧慮するなるべく、又報復手段は之を執らしむるに至りたる最初の行為と必しも同一なるを要せざることをも顧慮することであらう。』と斷じた(Hall, §§ 140, 186, pp. 517-8, 646)。

即ち要は、艦隊が海兵を上陸せしめ市港を占領するを得る位置にある場合には取立金を徵收するを得べきも、さもない場合には、その徵收せんとするものは市港の荒壞に對する代贖金にして取立金に非ざるが故に不可なりと云ふにある。オッペンハイムは『ホルルの所説は論理的には正しきこと疑を容れず。』と評せるが

之を非難
せるホル
ルの所説

(Oppenheim, II, § 212, p. 294) ラチファイは之を非としてホールに賛しない (Latif, *Effects of War on Property*, pp. 35-6)

九六三 それより程なき一八九五年(明治二十八年)、ケムブリッジ開催の萬國國際法學會大會に於てホルランドは右の問題を提起したる結果、委員を選んでその審査に當らしむることになり、ホルランドは委員長としてその任に當つた。而して委員會にては前回のオックスフォード大會に於て議決せる陸戦法規提要を補足する意味に係る數ヶ條の規定案を作り、翌九六年のヴェニスの大會に之を報告した。而して同大會に於ては多少の修正を加へたる上(殊に原案の敵の國際法違反に對する報復手段としての砲撃の適法を認むることの一項を削除し)、全會一致にて之を可決した。即ち左の如くである。

第一條 陸軍力に依る砲撃と海軍力に依るそれとの間には交戦法則上何等區別なきものとす。

第二條 故に本會の陸戦法規提要第三十二條に規定する一般原則、即ち(一)作戦上の絶対必要に由るに非ざる限り公私財産を破壊し、(二)防守せられざる地方を攻撃又は砲撃することを禁する所の一般原則は海軍力に依る砲撃にも適用せらるべきものとす。

第三條 同提要第三十三條及び第三十四條の規定は海軍力に依る砲撃にも均しく適用せらるべし。

第四條 前記の一般原則に依り、開放都市城砦その他の攻撃方法若くは直接防禦のためにする抵抗物に依り、若くはその附近に、例へば最長距離四杆乃至十杆の所に存在する獨立砲臺に依り、防守せらるるに非ざる都市に對する海軍力の砲撃は之を禁す。但し左の場合はこの限に在らず。(一)艦隊に必要な徴

發又は取立金を得るためにする場合、但し徴發又は取立金は本會の陸戦法規提要第五十六條及び第五十八條に規定する範圍を出でざることを要す。(二)海軍工廠、軍事施設物、軍需品貯藏所、若くは在港の軍艦を破壊するための場合。

尚ほ陸軍部隊又は海軍陸戰隊の進入に對し防守せらるる開放都市にして彼等の進入を妨げんと試むる場合には、之を保護するため且その強襲を容易ならしむることの補助的作戰手段として、之を砲撃するを得るものとす。

單に代贖金を強請するを目的とし、特に平和的住民又はその財産を破壊すること以外に他の動機なくして、之に依りて敵國の降伏を促すことのみを目的とする砲撃は殊に之を禁す。

第五條 開放都市は單に左の事實のみを以て之に砲撃を加ふるを得ざるものとす。(一)該都市の單に一國の首都又は政府所在地なること、(二)該都市に現に軍隊が占據し、又は戦時に於て軍隊に編入せらるべき各種兵の平時屯在すること。

第六條 要塞に對しては近接都市に損害を興ふるの虞ある場合と雖も之を攻撃することを得。

(*Annuaire*, XV, 1866, p. 313)

この規定は米國政府も、それより四年後即ち一九〇〇年制定の同國海戦法規に於て第四條として之を採擇した。但し米國の當年の海戦法規は一九〇五年に廢止となつたこと別に述ぶる所の如くである。

九六四 その後一八九九年の第一回海牙平和會議に於ては、陸戦法規慣例規則案の第二十五條(舊)「防守

せざる都市、村落、住宅、又は建物は之を攻撃又は砲撃することを得ず。』の文案を討議するに方り、本條は海軍力に依る砲撃にも適用すべしの論も出たが、軍艦は徴發を要する場合に不防守港市にも砲撃を加ふる必要なしとせずとの反対説、將た海軍力に依る砲撃のことをこの際論ずるは適當ならずとのそれもあり、その他議論百出して纏らず。そこで委員總會に於て議長マルテンスは『海戦のことは本委員會の權限外なりと認め、他日の國際會議に於て本問題を決定するの希望を茲に表白するに止むべし。』との決議案を提した。しかも英國代表は『いや自分の帶有する訓令は、希望にすら同意するを許さず。』と稱して之にも反対した。斯くして右決議案には修正が加はり、『本會議ハ軍艦ヨリ港、市、町村ヲ砲撃スルコトニ關スル問題ヲ規定セムトスル提議ハ之ヲ後日ノ國際會議ノ審議ニ附セラレムコトヲ希望ス。』となつて可決せられた。けれども英國は一八七四年のブルツセル會議の折にも海軍問題には全然觸れぬことを條件として參加したのであるから、今回も討議に與かるを得ず、と稱して表決に加はるを辭した。(尤もこの辭退は、討議事項の内容の可否に關してではないと言明した)。そんな譯で、第一回海牙平和會議に於ては、海軍力砲撃問題に關しては何等決定を見るに至らなかつた。

九六五 斯の如くにして取立金徴收のためにする港市砲撃の當否に就ては、第一回海牙平和會議當時までは、且同會議に於ても、學說の上に一致を得ず、法規の制定も之を實現せしむるを得なかつた。想ふにホルの前掲否定説には一理なくもないが、さりとて海軍の取立金徴收の場合には、陸軍の派遣し得るが如き多數の水兵を上陸せしむることは、艦内兵員の部署の上から蓋し不可能なるべく、少數の水兵上陸にて危険確

にあらば、砲撃を以て威嚇を試むるの已むを得ざる事情をも斟酌せねばなるまい。随つて總ての行動條件を陸軍のそれと同一にせよといふは、事實不可能で實際に行はるべきでない。要は大體の精神を陸戦の取立金に準ずべしといふに止むべきであらう。されど海軍力に依る徴發及び取立金に關しては、第二回海牙平和會議定の海軍力砲撃條約は第三條及び第四條に於て之が掟則を立てたので、今日にては疑惑の餘地なきものとなつた。委細は次款に述べる。

第二款 海牙條約に依る制限

九六六 一九〇七年の第二回海牙平和會議に於ては、前款に述べたる第一回同會議の希望表示に基き、且萬國國際法學會の一八九六年のヴェニス決議を基礎として、軍艦の陸上砲撃の問題に關する研究討議が進められた。而してその結果として『爲シ得ル限陸戦ノ法規慣例ニ關スル千八百九十九年ノ規則ノ主義ヲ海軍力ヲ以テスル砲撃ニ及ボシ、以テ住民ノ權利ヲ保障シ、且重要ナル建物ノ保存ヲ確實ニスベキ一般規定ヲ右砲撃ニ適用スルノ必要ヲ考慮シ云々』の趣旨の下に『戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約』(以下略して海軍力砲撃條約と稱する)を議定した。この條約は日英獨佛の四國が以下述ぶる第一條第二項を留保したる外、參加諸國孰れも之を批准し、一の有力なる國際法規となつてある。

本條約は前述の如く、陸戦法規慣例規則の主義を海軍力を以てする砲撃にも及ぼすを趣旨としたものであ

る。陸戦の砲撃に關する根本の原則は均しく海上よりのそれに適用し得ることは、前款掲記の萬國國際法學會のヴェニス決議にもあり、又そのことは第二回海牙平和會議の本條約案審査委員會の報告にも明記する所であるが、別に海軍力の砲撃には陸軍のそれに比し多少の特異性もある。例へば陸軍では必しも砲撃を加へずとも、他の方法に依り敵の不防守の地を占領し、軍事施設を破壊するを得ることもあるが、海軍にありては、その目的のために陸戦隊を上陸せしむることは常に容易なりとは云へず、上陸せしめても急速に撤退せしむるの必要に會することもあらうから、砲撃に依る以外に敵の陸上の軍事施設、軍用材料貯藏所等を破壊するは困難でもあり、随つて海軍力に依る砲撃に適法の機會を一層廣く認むるの要もあるべく、又随つて海軍力に依る砲撃に關し多少の別種規定を補足的に設くるの要もある譯で、本條約は畢竟この要求に發したものである。

不防守地の砲撃の禁止の原則

九六七 本條約は全文十三ヶ條であるが、特に重要なものは初めの七ヶ條、取別け最初の四ヶ條である。而してその劈頭第一に於て、陸戦法規慣例規則第二十五條の規定と同じく不防守の港、都市、村落等に對する砲撃禁止の原則を示すこと左の如くである。

第一條 防守セラレザル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ海軍力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ得ズ。

孰レノ地域ト雖其ノ港前ニ自動觸發海底水雷ヲ敷設シタル事實ノミヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ得ザルモノトス。

本條第一項は大體に於て陸戦法規慣例規則第二十五條の行文に則り、ただ多少の文字を添削したに過ぎな

い(都市、村落の上に「港」を入れ、又建物は次の「如何ナル手段ニ依ルモ」を削りたるが如き)。或は本項に「如何ナル手段ニ依ルモ」の一句の無いのをば誤つて脱落したのであらうと見る説もあるが(例へば檜崎敏雄氏『空中戰爭論』第三六頁)、本條は専ら砲撃に關する規定で、陸戦法規慣例規則第二十五條の如き「攻撃(空下爆撃を含む)及砲撃」を意味するものでないから、右の一句は無いのが當然で、立法者に於て勿論之を脱落したのではない。且本條約議定當時にありては、空下爆撃の將來の曙光は既に見えぬではなかつたが、そは主として輕氣球に依るものと認められて居つた時代であるので、陸戦法規には砲撃の外に爆撃をも含む攻撃の文字を加ふるに理由あつたけれども、海軍力に依るものとしては、海上より航空機を陸上に飛ばして空爆を行ふことまでは未だ想到されてなかつたから、自然専ら砲撃の一語を用ゆるに止まつたのである。然しながら本條約第二條の所にて述ぶる如く、たとひ不防守の港都市村落であつても、その中に於ける軍事上の工作物、陸海軍建設物等、謂ゆる軍事的目標に對しては砲撃を加ふるを得るのであるが、既に之に對して砲撃するを得る以上は、爆撃は之を加ふるを得ずと爲すべき理は無い。随つて假に第一條第一項に「如何ナル手段ニ依ルモ」を入るとせば、第二條と前後撞着し、意味を成さなくなる。これ右の第一項に於て特にこの字句を挿入せざる所以である。(同じ理由に於て、空下爆撃の軍事的目標主義を空戦に認むる以上は、陸戦に於て不防守の都市村落としても、その中に在る或種の軍事的目標に對しては砲撃を加ふるを得る譯であるから、陸戦法規慣例規則第二十五條の該字句も亦當然死文化せるものと見るべきである。)

不防守の港都市等に對する砲撃を原則として禁ずる海軍力砲撃條約の右の規定は、帝國海軍も海上より砲

撃を行ふ場合には之に遵由するの精神であること帝國海戦法規の左記條文の特に謳ふ所である。

第七條 防守セラレザル港、都市、村落、住宅又ハ建物ノ砲撃ニ關シテハ明治四十五年條約第九號戰時海軍力ヲ以テスル條約ノ規定ニ依ルベシ。

九六八 然るに第一次大戦中、英國の沿岸を遊弋せる獨逸軍艦は Scarborough, Whitby, Hartlepool 等の全然若くは殆ど不防守の避暑地ともいふべき所に砲撃を加へ、右三地を通じ死者百八名、負傷者三百十七名（孰れも尋常の市民で、大部分は女子供）といふ損害を與へたとある（一九一四年十二月）。獨逸側では、『ハートプールは沿岸砲臺を有し、戦時に於けると均しく平時にありても陸兵之を守備する。スカールポロウには十五糎の海岸砲六門を有する方形堡あり、又無線電信局もある。ホキットバイには海岸守備兵の屯するあり、又信號所の設けもある。即ち孰れも防守せられたる地で、随つて砲撃の免除を主張し得ざる所である。のみならず今次砲撃の目的は専ら陸上の信號所、築港工事、軍用建物、海岸砲臺、その他適法の破壊物を破壊するにありて、會々常人が不幸にして飛沫を受けたからとて、砲撃軍は海牙條約の下に於て何等責任を負ふべき筋合でない。將た英軍は獨逸のフライブルグその他の不防守都市に上空より爆彈を投下したり、將た獨逸市民に對する飢餓政策を執りたるが故に、之に對する報復手段としても、右は何等違法を以て論ずべきでない。』と聲明したが、(Garner, *Int. Law & the W. W.*, I, § 277, pp. 430-1; Phillipson, *Int. Law & the G. W.*, p. 175) フォーシュの如きは『艦隊が深夜敵の海岸に航下し、無要塞でありその他實際的に不防守である所の平和的の避暑地を不意に且豫告なしに破壊し、幾百の市民を殺傷し、私屋を破壊し、

第一次大戦中
海軍の獨逸
行

しかも住民に恐怖の念を與ふる以外に何等軍事的利益を齎すなきが如き、若し之を適法なりとせば、世に違法の砲撃なるものあるを想像し得られず。』と評した(Fauchille, "Le Bombardement Actien," *Rev. Gén. de Droit Int. Pub.*, XXIV, p. 63)。

九六九 敵がその港前に機雷を敷設したる場合に、その事實のみを以て之を防守せられたる港と認め得るや否やは、かなり議論の餘地ある問題であるが、本條の前掲第二項は之に關し否定的規定を設けた。その意は、要塞で固めた港ならばその要塞を砲撃し、之を破壊せんがために港を攻撃するに理由も立つが、機雷は砲撃では多くは之を破壊するを得ず、随つて機雷の港前に敷設してあるの故を以てその港に砲撃を加ふるのでは、その砲撃は無益の砲撃に過ぎず、と云ふにあつたやうである。けれども、既に要塞にて防守する港への砲撃は之を是認するに、獨り機雷の敷設にて防守するその砲撃を不可と爲すは理由なしとし、この規定を不合理視する論もある。

本項に對しては、日英佛獨の四國は、苟も港前に機雷を敷設した以上はこれ即ち防守せられたる港なりといふ見地から、調印の際に之を留保した。この見解は、オッペンハイムは "they correctly considered such a place to be defended" とすひ (Oppenheim, II, § 213, p. 295) 之を正しい見解と認め、ウェストレークも『英佛獨日が第二項の受諾を拒絶したのは正しい。敵の占據を妨止するための手段にして執らるるに於ては、そこを不防守の所とは云ふを得ない。砲撃の免除に要する代價は、敵がその場所に入るを得るやう公開されてあることである。』と評する (Westlake, II, p. 182-3)。蓋し港前に機雷を敷設するのは則

港前に
機雷敷設の
場合に砲
撃の當否

ちその港への水上侵入を妨阻する所以であるから、之を否定する規定は理由なきことで、右の評は適切と評したい。兎に角該四國は右の留保に依り、敵がその港前に機雷を敷設せば之を防守せられたる港と認め、之に砲撃を加ふるを妨げずといふ解釋を取り得るのである。乃ち帝國海戦法規も第八條に於て、本項の拘束を受けざるの意を明かにしてある。支那事變に於て支那は揚子江上流の諸都市前及び廣東灣に盛に機雷を敷設した。故に右の拘束を受けざる我國は南京その他揚子江上流の諸都市並に廣東に對し、その中に存在する軍事的目標に向け上空より爆撃を行ふの外、當該都市全體を一の防衛地として、海軍力にて之に砲撃を加ふること勿論妨げなく、隨つて適法に之を行つた譯である。但し右の解釋に基く砲撃の適法は海軍力を以てする場合に限るもので、假に陸上に防備施設なきに陸軍が右の留保を援引し、當該港を防守港と爲して陸上から之に砲撃を加ふるが如きは本條項の容認する限りでない。

九七〇 敵港内にその國の軍艦が碇泊して居る場合には、その故を以て之を防守せられたる港と稱すべきや。次に述ぶる第二條第一項には、砲撃の『禁止中ニハ……港内ニアル軍艦ヲ包含セザルモノトス』とありて、即ち港内碇泊の軍艦は砲撃の適法の目的物としてある。若し港内に軍艦が碇泊し居るの故を以てそこを防守せられたる港と看做して之に砲撃を加ふるを得るものとせば、港内碇泊の軍艦を砲撃するを得と爲せる右の文字は贅句と云はざるを得ない。故に右の問題に對しては、文義上からは否定の答を爲すのが論理的である。然しながら軍艦は攻撃軍に對し當然武力抵抗を爲し、將た進んで攻勢を執り之が撃攘を試むるの能力あるものであるから、それが港内に碇泊する以上は、その港を以て防守せられたるものに非ずとは常識から

軍艦在港
せば防守
の港と稱
すべきや

も到底云へまい。故に論理的には兎に角とし、實際論として肯定的解釋を以て答ふのが妥當であり、又當然であらう。

不防守港
内特定施
設への砲
撃は適法

九七一 以上述べたる第一條は不防守の港、都市、村落等には砲撃を加ふべからざることを原則を規定したものであるが、次の第二條に於ては、言はば右の原則に對する例外の砲撃適法を規定すること左の如くである。

第二條 右禁止中ニハ軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ貯藏所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラルベキ工場及設備、並港内ニ在ル軍艦ヲ包含セザルモノトス。海軍指揮官ハ相當ノ期間ヲ以テ警告ヲ與ヘタル後、地方官憲ニ於テ右期間内ニ之ヲ破壊スルノ措置ヲ執ラザリシ場合ニ於テ、全ク他ニ手段ナキトキハ砲撃ニ依リ之ヲ破壊スルコトヲ得。

此ノ場合ニ於テ指揮官ハ砲撃ノ爲ニ生ズルコトアルベキ故意ニ出デザル損害ニ付何等責任ヲ負フコトナシ。
軍事ノ必要上即時ノ行動ヲ要スル爲期間ヲ與フルコトヲ得ザル場合ト雖、防守セラレザル都市ノ砲撃ニ關スル禁止ニ付テハ第一項ノ場合ト同一ナルベク、且指揮官ハ砲撃ノ爲右都市ニ來スベキ不便ヲ成ルベク少ナカラシムル爲一切ノ相當手段ヲ執ルベシ。

即ちたとひ不防守の港、都市等にありても、その中に軍事上の工作物、陸海軍建設物、兵器又は軍用材料の貯藏所、敵の艦隊又は軍隊の用に供せらるべき工場及び設備（設備とは佛原語 installations、英語の plant

で、鐵道や浮船渠をも含むこと本條約に關する海牙平和會議委員會の報告に見ゆ、竝に港内に在る軍艦には、特定條件の下に砲撃を加へて之を破壊するを得るのである。蓋し陸戦にありては、不防守の都市、村落等には無例外的に砲撃を加ふるを得ざることとなつてあるが、海上よりする砲撃にありては、不防守の港、都市等にありても、軍事上の工作物その他前掲の諸施設は砲撃を加ふるに妨げずと爲し、陸戦に於けるとその取扱を異にせしむる理由は、海軍力にありては、これ等諸施設を破壊するために水兵を上陸せしめて其處を占領せしむることは概して不可能であるから、之を上陸せしむることなしに砲撃を加ふるを必要とし、隨つて之を適法とするものと説かれてある。然しながら空爆を適法とする軍事的目標主義の下にありては、たとひ右様の理由及び規定なしと雖も、第二條第一項所載の軍事的目標に對しては空爆を加ふるを得るし、而して既に砲撃を加ふるを得ば砲撃とても之を加へ得ざる理は無いから、今日に於ては必しも右の理由に基礎づけるを須ひず、凡そ軍事的目標は不防守地内に存在するものにおいて之を破壊するを妨げずとの簡單なる理由に於て、右の例外的規定を説明すれば足ると思ふ。

九七二 斯の如く上掲の軍事的造營施設物は不防守地にあるも之を砲撃を加へて破壊するを得るのであるが、それには特定の條件がある。即ち海軍指揮官に於て相當の期間を以て警告を與へたる後、敵國地方官憲に於て右期間内に之を破壊するの措置を執らざりし場合に於て、他に執るべき手段なきときである。尤も軍事の必要上即時の行動を要するため時間を與ふるを得ざる場合には、その警告を豫め與ふるに及ばない。故に例へば水道に敵の軍艦碇泊するありて、それが港内の敵艦隊と連絡して勢力を増大するに至るの危険あり

特定施設
物砲撃の
條件

適法の砲
撃に伴ふ
損害に於
ては責任
なし

徵發拒絶
の場合の
砲撃は適
法

と見ば、即時その軍艦に砲撃を加へて之を破壊するに妨げない。(このことも前記の委員會の報告にある)。但し指揮官は砲撃のため右の港都市等に來すべき不便を成るべく少なからしむるため、一切の相當手段を執るべき注意を要する。これは、たとひ第三項の後段の規定なしとするも人道上當然の要求である。之を執りて尙ほ且無辜の常人の生命財産に損害を與へたにしても、それは敢て故意に出でたのでなく、別言すれば無差別的の砲撃を市邑に加へた結果ではなく、畢竟適法の砲撃に不可避的に伴へるものである限り、砲撃指揮官は之に對し何等責任を負はない。これが第一條第二項の規定であり、又古來國際法の原則とする所である。前款記したる英國艦隊の一八五六年の廣東砲撃、文久三年の鹿兒島砲撃等、その他前に述べたる一九一二年のペイルト砲撃、孰れも常人の生命財産の損害に就ての當該艦隊司令官の責任は、右の理由に於て之を負ふものに非ずと辯護せられた。

九七三 次には、不防守地であつても海軍の目前の需要を充すため必要なる徵發の正式の要求を地方官憲が拒絶したる場合には、之を砲撃するを妨げずとして左の規定がある。

第三條 防守セラレザル港、都市、村落、住宅又ハ建物ハ、地方官憲ガ其ノ附近ニ在ル海軍ノ目前ノ需要ヲ充ス爲必要ナル糧食又ハ軍需品ノ徵發ヲ正式ノ催告ニ依リ命ゼラレタルニ拘ラズ之ニ應ズルコトヲ拒ミタルトキハ、明示ノ通告ヲ爲シタル後之ヲ砲撃スルコトヲ得。

右徵發ハ地方ノ資力ニ相應スルモノタルベシ。徵發ハ必ズ該海軍指揮官ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スベク、且之ニ對シテハ成ルベク即金ニテ支拂ヒ、然ラザレバ領收證ヲ以テ之ヲ證明スベシ。

第二款 海牙條約に依る制限

九七四 右は糧食又は軍需品即ち現品の徴發の場合であるが、現金である所の謂ゆる取立金の徴收にありては、その支拂に應ぜざるの理由を以て不防守地を砲撃するのは許されない。その規定左の如くである。

第四條 防守セラレザル港、都市、村落、住宅又は建物ハ取立金ヲ支拂ハザルヲ理由トシテ之ヲ砲撃スルコトヲ得ズ。

本條の『取立金』(contribution)とある所は、本條約案討議の基礎たりし米國案には『代贖金』(ransom)となつてあつたが、代贖金の不支拂を理由として砲撃するを得ずと爲すに於ては、恰も代贖金の要求そのものは之を爲すも妨げずといふ風にも解せられ、起草者の趣旨に反する結果となる、といふ論起り、その結果代贖金を取立金と改め、且代贖金の不支拂を名としては尙ほさら砲撃を爲すを得ざるものとの解釋の下に本條を決定したのである。

九七五 往昔にありては、取立金の不支拂を名として徴發の不應諾の場合と均しく不防守地に砲撃を加へたる實例は多々ありて、その當否に就ては學者の間に議論もある。ホールは陸戰に於ける徴發及び取立金の原則より推論し、海戰に於ても陸戰隊が上陸して沿岸の町村を一時たりとも占領したる以上は、徴發及び取立金徴收を行ふの權ありと肯定するも、それは陸軍力に依るのと同じの條件の下に行はるべきを要すと説けること前款に引抄せる如くである。本條約にては徴發と取立金とを殊別し、相當程度の——目前の需要のため必要なる且地方の資力に相當する——前者の不應諾は以て砲撃を適法とし、後者はその要求必しも違法とは云はざるも、その不應諾に對する砲撃は違法とした。随つて取立金に關しては、本條約は敢て正面から之を

禁ぜざるも、事實に於て海軍力に依る取立金の強要は行はれ得ざるものと見て可からう。海軍にありては、現品の徴發に非ずる金錢の取立を行つて見ても、海上には之を現品に引替ゆべき市場がある譯でなく、財の持腐れといふことにもなるから、取立金は概して海軍に於ては行はざるものとの推定に基くのである。(陸戰隊にありては別である)。尤も既に海軍力に依る砲撃に於て之を違法とする以上は、陸上の砲撃に限り之を適法とすべき理由なしとの論もある。例へばスベートが『取立金の不支拂に由る砲撃を禁ずる法則は、海戰に於けるに劣らず陸戰に於ても一の例規として肯認せらるべきである』(Spaight, Land War, p. 169)と云へるのはその一である。けれども陸上——占領地——にありては、徴發に應ぜしむべき現品なくば代ゆるに現金を以てせしめ、之を以て附近の他の地方に就て現品を購入する道もあるから、海戰には不必要との理由から推し陸戰にも亦然るべしと論ずるのは、比倫稍々當を失するの感なきを得ない。

九七六 更に次には、保護施設物の砲撃免除に必要な特殊徴章の表示方に關し左の一般的規定がある。

第五條 海軍力ヲ以テ砲撃ヲ爲スニ當リテハ、指揮官ハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セララル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院、竝病者及傷者ノ收容所ハ、同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限、之ヲシテ成ルベク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルベキモノトス。

住民ハ看易キ徴章ヲ以テ右ノ建物、紀念建造物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ。右徴章ハ堅固ナル方形ノ大板ニシテ對角線ノ一ヲ以テ上部ハ黒色、下ハ白色ノ兩三角形ニ區劃シタルモノタルベシ。

第六條 軍事ノ必要上已ムヲ得ザル場合ヲ除ク外、攻撃海軍指揮官ハ砲撃ヲ始ムル前其ノ旨官憲ニ通告ス

ル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベキモノトス。

第七條 都市其ノ他ノ地域ハ突撃ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪ニ委スルコトヲ得ズ。

右の第五條以下第七條は總ての砲撃の場合に係るもので、大體に於て陸戦法規慣例規則の第二十六條乃至第二十八條に照應する。尤も陸戦に於ける砲撃の場合に於ては、保護建物の表示に要する徽章は單に『看易キ特別ノ徽章』としてあり、且被圍者より豫め之を攻圍者に通告すべきこととなつてあるが、海軍のそれとありては、徽章の方式が一律的に規定してあるのと、且海軍としては豫め之を砲撃者に通告することの困難なるに鑑み、之を要せざることにせるの差がある。黑色兩三角形の徽章の數及び配置方は、敵艦から容易に見ゆるやうに住民側に於て實際の事情を按じ適當に取捨すべきである。この徽章の表示は住民の義務に屬するものであるから、この義務を怠りたる建物に對する砲撃の損害に就ては、砲撃を加へたる海軍に於て責任を執る限りでない。

右の保護施設物中の病院竝に傷病者收容所の徽章としては、他の保護施設物のそれと同様に、對角線にて黑白を別つ方形の大幅に限らるべく、赤十字旗の表示にては以て保護を要求する徽章として取扱はれざるかと云ふに、第五條第二項を卒讀すれば、傷病者の收容所に關しては然りと答ふべきやに見える。けれども赤十字條約の保護する衛生上の營造物を表示するには赤十字旗にては足らず、是非共右の黒白板を以てせよと云ふべき理由は考へられない。これは別に述ぶる海牙空戰法規案の第二十五條第一項に規定する如く、軍用の病院、傷病者收容所等にありては赤十字の徽章の表示にて足ると解すべきであらう。

九七七

前掲の第七條は陸戦法規慣例規則の第二十八條を繰返へした迄で、重ねて説明するの要は無いが、第六條に關しては、當初の原案(第二條)では、海軍指揮官の砲撃開始前にその旨を官憲に通告するのが義務的となつてあつた。然るに英國代表は之に賛せず、敵地の軍事施設物なり敵港内の軍艦を攻撃すべき艦隊は隱密に現場に到り、迅速に砲撃を之に加ふればこそ効果があるので、豫告をするのでは効果の大半を失ふべく、原案は過酷の條件なりと論じてその削除を主張し、帝國代表も防守の港都市等を砲撃するに豫告の要なしと見て削除説に同意し、之に對し原案維持説もあつたが、獨逸代表は『軍事上の必要之を許す限り』の一句を加へて原案を活かすべしと説き、それが採擇せられて現行條文となつたのである。その結果現行條文は陸戦法規慣例規則の第二十六條と大體に於て調和さるものとなつたが、『軍事ノ必要上已ムヲ得ザル場合』は如何様にも廣く解し得べく、その判斷權は一に攻撃の海軍指揮官にあるから、結局砲撃の豫告は大概の場合には行はれざるものと見ざるを得まい。

第五章 敵の電信利用の妨害

第一款 海底電線の破壊

海底電線
破壊の當
否

九七八 敵國との連絡ある海底電線を破壊することは必しも海軍力に依ると限つたものではないが、その多くは陸地の接續附近に於て海軍力に依り行はるるものであるから、乃ち海軍行動の一として之を論ずること必しも不妥當であるまい。

戦時に於ける海底電線の破壊の適法性如何は、海底電線の創めて敷設を見たる當時から既に議論の起りし問題である。この問題は、抑も海底電線は交通機關として如何なる性質に屬するか、即ち之を水上の郵船に擬すべきか、將た陸上の橋梁を以て目すべきか、の見地から自ら二つに別れた。之を郵船に擬して見る論者は、凡そ郵船はその積載する郵便信書の内容を突止むることを事情が許さざるの故を以て之を撃沈するの違法なると均しく、海底電線も之を通じて行はるる通信の内容を確むること能はざるものであるから、之を切断するのは亦違法たらざるを得ずと説き、之に反して橋梁論者は、交戦者は敵地の橋梁を破壊するの適法なると同様に、敵地連絡の海底電線も亦その破壊を違法とすべき理由なしと説く。然しながら海底電線破壊の

當否は、敢て右の郵船擬想説又は橋梁説にその根據を求むるにも及ぶまい。抑も海底電線は交戦國が依つて以て外界との通信連絡を取る最要具の一であり、而して海戦の目的は敵の通商及び通信を遮断するにあるから、その最要具の一たる海底電線を切断するを得ずと爲すは當らない。ただ問題は、當該海底電線の所在地と切断の場所及び條件である。

九七九 一八七四年のブルッセルの陸戦法規會議に於ても、陸地電信線に關し議決する所あつたが（宣言書案第六條）、それから四年後の萬國國際法學會に於ては、ブルンチュリの發議にて海底電線保護に關する國際法規を立案することになり、特別委員に於て研究の末に一の成案を得、委員長ルノールは翌年ブルッセル開催の同學會大會に之を報告した。この報告書は海底電線の保護を平時と戦時に別ちたるものなるが、その戦時に關する要領は、海底電線の連絡關係を四種に分ち、その（一）は交戦國の領土内の二點を連結するもの、（二）は兩交戦國の領土間を連結するもの、（三）は一交戦國と中立國の各領土を連結するもの、（四）は中立國の各領土間を連結するものとする。この中にありて（一）と（二）は、敵は當然之を破壊するの權あること論を俟たずとし、又（四）は反對に、交戦國に於て之を破壊するを得ざること亦論なき所とし、即ち問題は（三）の交戦國の一方と中立國の各領土を連結する電線で、之に關しては、その電線の一端を有する交戦國は之が使用を制限又は禁止するの權を有するから、隨つて自國沿岸の線端を破壊するを得ること論なきが、敵は原則として對手國と中立國との交通を禁止するの權を有せざる所から、之を破壊するを得ずとし、ただ中立國は封鎖したる港津と交通するの權なく、又中立國は交戦國の一方のために公信を取次ぐの權は之を有せ

萬國國際
法學會の
一八七九
年案

ざるが故に、この兩者の場合には例外的に適當の處分を加ふるに妨げずとしてあつた。(尤も如何にして公
信であるや否やを確むるかは言明してなかつたやうである。)

九八〇 その後一九〇二年(明治三十五年)のブルッセル開催の同學會大會に於ては、本問題に關し重ねて
討議が行はれ、更に若干の新決議も採擇せられた。而してその『(三)交戰國の一方と中立國とを連結する海
底電線は、如何なる場合に於ても中立國の領水又は中立化水にては之を切斷するを得ざること。公海に於て
は、封鎖が有效的に存在し居る場合に限り、且封鎖線の區域に限り、之を切斷するを得ること、而して斯く
切斷したるものは能ふ限り速に再敷設を爲すべきこと。海底電線は敵國の領土に於て及び干潮點より起算し
三哩の敵國領水内に於ては常に之を切斷するに妨げなきこと。』にある所の封鎖線の區域内に限り海底電線を
切斷するを得と爲すことに關しては、その當否及び能否に就て意見は相別れた。

同じく一
九一三年
案

九八一 更に降つては、一九一三年オックスフォード開會の同學會大會にては、新に議定したる海戦法規
案の第五十四條に於て、戰時に於ける海底電線の押收破壊方に關し前回のと同小異の左の規定を設けた。

(一)交戰國間の若くは交戰國の領土の二點を連結する海底電線、及び交戰國の一方の領土と中立國の領土
とを連結するそれに就ては、交戰國は次に記する條件に於てのみ之を押收又は破壊することを得。

(二)兩交戰國の領土間又は一交戰國內の二地點間を連結する海底電線は、中立國の領水以外の何れの場所
に於ても之を押收又は破壊することを得。

(三)中立國の領土と交戰國の一方の領土とを連結する海底電線は、如何なる場合にありても中立國の領水

に於て之を押收又は破壊することを得ず。

(四)公海に於ては、海底電線は有效的封鎖の實在し且封鎖線内にあるものに限り之を押收又は破壊するこ
とを得。但し能ふ限り速に電線を復舊せしむるを要す。敵の領土及びその干潮三哩の距離内の領水に於け
る電線は常に之を押收又は破壊することを得。押收又は破壊は絶對必要な場合に於てのみ之を行ふことと
すべし。

(五)以上の規定を適用するに方りては、その電線が國有たると私有たるとを問ふことなく、又その所有者
の國籍を斟酌するを要せざるものとす。

(六)交戰國領土と中立國領土とを連結する海底電線にして押收又は破壊したるものは迫て之を復舊すべ
く、且平和克復の際に規定する所に從つて賠償を爲すべし。(Annuaire, XXVI, 1913, p. 657)

九八二 これ等の條項中にありて議論の最も多かりしは、一九〇二年案の(三)及び一九一三年案の(四)
に係る海底電線の押收破壊を封鎖線内にみに制限することであつた。而して多數意見は右の決議の如き制限
論で、その理由としたる所は、封鎖は被封鎖沿岸との一切の通信を遮斷するを原則とする以上は、海底電線
に依る通信もこの原則に悖戻するが故なりといふにあつたのである。一九〇二年の會議に於ては、右の制限
を非とする少數意見の報告もあり、その少數中には獨逸のベルルス、佛國のルノール及びレイネの如き有力
なる國際法學者もありて、孰れも重きを交戰國の權利の上に置き、封鎖の成立及び封鎖線内といふ制限を是
認するを欲しなす(Westlake, II, p. 117 以下参照)。各國海軍の實際家の意見も亦同様に傾いた。隨つて右

公海に於
ける破壊
と封鎖關
係

は決議の儘たるに止まりて、その以上實際化するに至らなかつた。

九八三 是より先き第一回海牙平和會議に於ては、陸戦法規慣例規則の現行第五十三條第二項に該當する舊規則の同じく第五十三條第二項、即ち『海上法に依り支配せらるる場合を除く外、陸上、海上及空中に於て報道の傳送又は人若くは物の輸送に用ひらるる一切の機關、貯藏兵器、其の他各種の軍需品は、私人に屬するものと雖も之を押收することを得。……』といふ草案を討議するに方り、押收可能の物件中に『海底電線の陸接端』(“cable d'atterissage”; “shore ends of cables”)を加へんと案が西班牙代表に依りて提出せられたが、英國代表は苟も海上の戦時法規に觸るるが如き條項は一切受諾するを欲せずとて反對したため、遂に廢棄となつた。然るに第二回の同會議に於ては、前回の會議にて否決となれる海底電線の押收案を更に擴張したる一案が同じく西班牙代表の發議にて討議に上り、今度は前回と異なりて格別の異議なく、第五十四條 占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ、絶對的ノ必要アル場合ニ非ザレバ之ヲ押收シ又ハ破壊スルコトヲ得ズ。右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之ガ賠償ヲ決定スベキモノトス。

の規定を見るに至つた。抑も二國間を連結する海底電線は該二國間に兩屬するもので、隨つてその一方が交戦國であり他の一方が中立國である場合に、その交戦國の敵が之を破壊するに於ては、該中立國の利益を侵害するものたるは論を俟たない。けれども交戦國の陸接端が敵の占領地であるとしたならば、その陸接端は占領地の一部分であるから、占領軍は陸上に於ける物件の徵發と同じ理に於て之を押收するに妨げなき理である。右の第五十四條はこの理由に基ける規定である。けれども同條は専ら占領地と中立地とを連結する海

底電線の陸揚地點に於ける線端を切斷することに關するもので、敵國の領土間及び敵國の占領地以外の領土と中立國とを連結する海底電線の切斷その他軍事的處分に關しては、何等觸るる所が無いのである。

九八四 海底電線の公海に於ける破壊に關しては、萬國國際法學會案は前述の如く封鎖線内に於けるそれを外にし、原則的には之を許さざるものと爲すのである。然しながら作戦上絶對必要とあらば、敵國領土間を連結する海底電線は勿論、敵國と中立國とを連結するそれにあつても、公海に於て之を破壊するを得るといふのが今日一般に是認せらるる所である。重なる國々の國內法規に於ても、例へば佛國の一九一二年の海軍訓令第十八條乃至第二十一條、一九三四年の改定海軍訓令第五條及び第六條、米國の一九〇〇年の海戦法規第五條、一九一七年の同第四十條等、孰れも肯定的に規定する。

九八五 我國は日露戰役當時には、海底電線に關し特に法令の規定するものなかりしが、同戰役中長崎浦鹽線及び旅順芝罘線を相次で公海に於て切斷した。而して平和克復後に於て前者には修理を加へて之を原狀に復せしめたるも、後者に對しては格別の措置を執りしことを聞かない。然るに日獨戰役の折に制定したる帝國海戦法規に於ては、大體佛米諸國の規定に則るに至れること左記條項の示す如くである。

第十一條 敵國領土間ヲ連絡スル海底電線ハ、中立國領水ヲ除クノ外、如何ナル場所ニ於テモ之ヲ切斷シ其ノ他軍事上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得。

第十二條 敵國ト中立國トノ領土間ヲ連絡スル海底電線、又ハ中立國領土ヲ首尾トスルモ敵國ノ領土ヲ通

(Deutsch-Niederländische Telegraphengesellschaft) 獨逸大西洋電信會社(Deutsch-Atlantische Tel.) 北獨逸海底電信會社(Norddeutsche Seekabelwerke A. G.) 外數種の外形は國際的なるも内實獨逸人の經營に屬する國內的の海底電信會社が設立せられ、各會社孰れも相互間に金融上の連絡を保持し、以て世界各方面の海中に向つて經營を進めたものである。

これ等の諸線は第一次大戰の初期に、孰れも獨逸政府に於て之を軍事及び宣傳の目的に大に利用したが、間もなくその或ものは前述の如くに聯合與國殊に英國海軍の破壊する所となり、或部分は破壊國に於て之を極深の洋底より引揚げて再敷設した。獨逸側に於ても亦英國所有の太平洋の海底線中その一線を布哇の南方約一千哩のファンニング島附近の公海に於て切斷した。而してこれ等の切斷その他の處分に對し、孰れの側よりも格別權威ある國際法違反の論の出でしを聞かない。故に公海に於ける海底電線破壊問題は、第一次大戰に於て既に肯定的に解決せられたものと見て可い。

九八七 敵の海底電線は作戦上の理由に於て之を破壊するを得るものとし、之を破壊すべき目前の軍事的必要の有無に拘らず、それが單に敵有たるの理由に於て之を沒收するを得るや。之に對してはラチフィは、海底電線は動産でないから、海上私有財産捕獲の一般的權利の下に立つものに非ずと爲して否定説を提し、オープンハイムは捕獲し得ること疑なしとて肯定的に論斷する (Oppenheim, II, § 214, p. 198, n. 3)。この問題は一九一九年の巴里講和會議に於て討議に上り、専門委員の審査に附せられたるに、五名の委員中多數は積極意見なりしも、消極説の少數意見も出でて決せず、而して本會議に於ては、敵有海底電線を(甲)

敵有海底電線の沒收の當否

對獨逸平和條約は如何に取扱はるか

山東連結線、(乙)世界の他の方面に於ける獨逸關係の線、の二種類に別つてヴェルサイユ平和條約に掲記することにした。

九八八 即ち右の甲に關しては、獨逸は一八九九年三月六日の獨支條約及び山東省に關する他の一切の協定に依り取得したる權利、權源、及び特權の全部、殊に膠州灣地域、鐵道、鑛山、及び海底電信線に關するものを日本のために拋棄すと規定し、之に依り青島芝罘間及び青島上海間の獨逸國有海底電線は悉く日本のために拋棄せられた。この規定は専ら獨逸の國有財産たる當該電線に係り、私有電線の問題には觸れたものでない。しかも支那はヴェルサイユ平和條約には不滿で之を批准しなかつたので、右の規定はその儘效力を發するに至らなかつたが、その後華府會議に於て舊獨逸膠州灣租借地還付に關する條約は日支間に成り、日本は青島芝罘間及び青島上海間の舊獨逸海底電線に關する一切の權利、權源、及び特權は、右兩線中日本が青島佐世保間の海底電線敷設のために利用したる部分を除く外、支那に歸屬することを聲明した。(尤も青島佐世保間の海底電線の青島に於ける陸揚及び運用に關する問題は、支那を一方の當事者とする現存契約の條件を留保し本條約第二條に規定する共同委員會之を調整すとしてある)。斯の如くにして青島芝罘間及び青島上海間の獨逸海底電線は、我國が獨逸より一旦取りたるも、華府會議に於て之を支那に向つて吐出すことになつたが、敵の國有海底電線沒收のことはヴェルサイユ平和條約にてその例が開かれたのである。

次に右の乙に關しては、ヴェルサイユ平和條約は第二百四十四條に於て『本條約ニ特別ノ規定ヲ設ケザル

獨逸海底電信線ノ讓渡ハ本款第七附屬書ノ規定ニ依ル。』とし、その第七附屬書に於ては『獨逸國ハ自己及英ノ國 名ニ於テ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ左記海底電信線又ハ其ノ一部ニ關スル各種ノ權利、權源、又ハ特權ヲ總テ拋棄ス。〔次に十數種の線名を掲記し〕前記各海底電信線〔の延長は二萬一千哩に亙ると稱された〕又ハ其ノ一部ニシテ私有ニ屬スルモノニ對スル價額ハ相當ナル減價見積額ヲ控除シタル原經費ヲ基礎トシテ計算シ、賠償計算ニ於テ之ヲ獨逸國ノ貸方ニ計上スベシ。』と規定した。即ち掲記の海底電信線にして獨逸の國有に屬するものは日、英、米、佛、伊の五國にて之を沒收し、而して私有に屬するものにおいて、その價格を獨逸の賠償計算より差引くこととし、以て國有私有の各海底電信線の取扱上に區別を立てた。海底電信線の處分方を講和條約の上に於て決定したのは、蓋し之を以て嚆矢とする。

特に重點の置かれたものはヤップ島を中心とする海底電信線、即ちヤップ・上海間、ヤップ・グアム（米領）間、及びヤップ・メナド（蘭領）間の三線である。ヤップは方域八十平方哩、住民七千を出でざる一孤島に過ぎぬが、太平洋の海底電信線の接續中心點として樞要の島となつてある。故にヤップを含む南太平洋の舊獨逸島嶼が日本の受任統治となるや、米國は自國の通信上の利益擁護の上から之に異議を挟み、後年の華府會議に於て同島に關する日米條約成るに及び、漸くその解決を告げた。即ち米國及び米國民は、現ヤップ・グアム線又は將來米國又は米國民の敷設し又は運用することあるべきヤップ島接續の陸揚及び運用に關する一切の事項に關し、日本又は他の諸國及びその各自國民と全然均等の地歩に於てヤップ島に自由に出入するを得べきこと（第三條第一項）、右の權利及び特權は無線電信に依る通信に關しても米國の政府及び國民に許與せ

らるべく、但し日本がヤップ島に適當なる無線電信局を設立維持し、差別的料金を課せず又順位を附せずして海底電信線、及び船内又は海岸所在の他の無線電信局との間に有効に通信を接續する限りは、米國又は米國民が同島に於て無線電信局を設置するの權利は之を行使せざること（同條第二項）の規定がそれである。（外に右規定に關聯し米國及び米國民のヤップ島に於て電氣通信に關する限り享有すべき特殊權利、特權、及び免除の項目が第四條に掲記してある）。これ等は孰れも米國に取り極めて有利の規定たるに相違ない。

九八九 海底電信線の破壊その他軍事上必要の處分を加へたことに對する賠償に就ては、既に陸戰法規慣例規則第五十四條に於て、占領地と中立地を連結する海底電信線は平和克復後に於て還附し且賠償を爲すことが規定されてあるので、その精神から推し、當然賠償の責あるものと解すべきが、ただ實際問題としては、賠償が常に期待し得らるべきやば疑問である。一八七九年乃至八三年の智利と祕露の交戦中、智利は祕露と英國とを連結する英國電信會社所屬の海底電信線を切斷し、而して後日同會社の要求に應じ賠償する所あつたが、一八九八年の米西戰役の折には、米國艦隊が米國の占領地たるマニラと中立地たる香港とを連結する海底電信線をマニラにて切斷したことに對し、その電線の所有者たる英國の電信會社は賠償として三萬六千弗を要求したるに、米國政府は之に對し、凡そ中立國は交戦國の軍事占領に係る土地に居住又は營業することに依り、そこに有する財産が損害を受くることあるも、その損害が交戦國の適法の作戦行動に依りて受けたるものなるときは、之に就て賠償を要求するの權なし、と稱して拒絶した例もある。この拒絶は陸戰法規慣例規則第五十四條の規定と明かに矛盾するものであらう。兎に角海底電信線は、その國有たると私有たるとに依

破壊した
海底電
線の所
有權

り破壊その他の軍事的處分を行ふに方りて斟酌の區別は無いが、私有の電線の破壊又は押収に對しては原則として賠償の責あるものとし、その取捨は講和談判の際に於て適當に決定すべきで、ヴェルサイユ平和條約に於ても私有線に關し賠償主義の肯定されたことは前述の如くである。

九九〇 交戦國が破壊したる對手國の海底電線の所有權は孰れに屬すべきか。具體的に云へば、敵所有の海底電線は戦利品として之を沒收するを得るか。これも巴里講和會議に於て一問題となつた所である。その際英國代表は、該電線は當然破壊したる國の戦利品で、獨逸の前所有者に還附すべきものに非ずと主張せるも、米國代表は之に反對し、該電線は當時尙ほ中立國たりし米國とを連結したるもので、隨つてその破壊は違法であるから、英國にて之を戦利品と爲すを得ざるものと論じた。然しながら米國は米西戰役中、マニラと香港とを連結せる英國の一會社に屬する海底電線をマニラに於て破壊し、後日英國に對しこの破壊を作戦上の權利なりとして之に關する賠償を爲すことを拒んだ例が現に自國にあるのだから、米國代表の右の反對論は自家撞着たるを免れない。ヴェルサイユ平和條約の前掲第二百四十四條の第七附屬書には私有の海底電線の賠償計算方に就て規定する所あるも、この規定は未だ以て敵所有の海底電線は當然戦利品と爲すを得るや否やの問題を解決したものと見るには不十分で、依然不得要領に取殘されたる未決の問題である。

無線通信
の中立
領土
の領
權
矢

第二款 無線通信の取締

九九一 軍事情報の傳達は追て述ぶる非中立的役務を構成するものとし、交戦國の嚴に之を取締るべきは論なきが、殊にその傳達は、現代にありては多くは無線通信に依りて行はるる關係上、無線の取締は交戦國の忽せにせざる所なることを言を俟たない。

無線電信が發明せられてから後、之を軍事情報の傳達に利用せる最初の方法は、交戦國が無線機械を中立領土に施設し置き、之を通じて本國との連絡を取ることであつた。無線をこの方法に利用した當初の實例は、日露戰役に於ける露軍にあつた。この役に於て旅順の露軍は、陸上は背面より包圍せられ、海上は封鎖を受け、外部との連絡絶えたので、乃ち旅順の黄金山上に高く無線塔を建て、海上七十哩を距る芝罘の受信局との間に連絡を取り、斯くして中立領土施設の無線局を經由して露都との通信を行つた。これは中立國が自國領土と交戦國の一方の領土とを連結する海底電信を他の一方に利用せしむると同じで、支那として中立違反を構成するや論を俟たぬものであつた。故を以て支那政府は我方よりの抗議に基き、間もなく芝罘の無線局を撤去せしめた。

九九二 この事實に鑑み、日露戰役直後の第二回海牙平和會議に於て議定せる陸戰中立權利義務條約に於ては、交戦國は「無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戦國兵トノ通信ノ用ニ供スベキ一切ノ機械ヲ中

今日に於
ける無線
線の取締
の權

立國ノ領土ニ設置スルコト』を得ずと規定した(第三條イ號)。故のこの方法に依る交戦者の無線利用は、今日是最早や問題となる機會は殆どあるまい。尤も右の規定に關しては、之を妥當と見ざるベイチ博士の所論の如きもある(Baty, *Canons*, pp. 458-9)。けれども立法論としては兎に角、現に國際法規となつてあるものであるから、その遵守性の強弱は別論とし、交戦者は右の禁令を犯すべからざるものと推論すべきである。之を外にして無線取締の問題となるものには大凡三つある。その一は、中立船の乗客が航海中に於て敵に有利の情報を無線にて發電すること、二は、同じく中立船の乗客が交戦國の海軍本部とその海上部隊との間に行はるる無線通信を横取りして之を對戰國に傳達し、又はその通信を基にして虚偽的通信を發送元に打返すが如き害用手段を試むること、三は、倫敦宣言第四十六條第一項の第四號にあるが如く、中立船が『現に且專ら』(actuellement et exclusivement) 敵への有利の情報傳達に従事し、その目的のために無線機を利用することである。

九九三 右の一である所の中立船の乗客が航海中に於て敵に有利の情報を無線にて發電することの場合とは、倫敦宣言第四十五條第一項第二號にある『敵の作戦行動に對して航海中直接の幫助を與ふる一人若くは數人を輸送する場合』、及び第四十六條第一項第四號の『敵を利する爲情報の傳達に従事する場合』の如きを指すのである。無線通信がこの方法に創めて利用せられたのは蓋し日露戦役であらう。乃ち同戦役中、之に關して海門號事件といふ一新問題は起つた(『講義』一九八七節參照)。

情報傳達の取締に關する前掲倫敦宣言第四十五條第一項第二號及び第四十六條第一項第四號の規定は、帝

船客の航
海中敵に
有利の情
報打電

公海に於
ける中立
船の無線
取締

國海戦法規第七十六條、第七十七條、及び第八十條に於て之を採擇し、又獨逸の捕獲令(一九〇九年九月三十日制定、一九一四年八月三日公表)にては、その第四十八條及び第四十九條は大體倫敦宣言第四十五條及び第四十六條の文句を踏襲したが、次の第五十條には特に『情報の傳達とは文書、口頭、信號、又は無線電信に依る一切の報道の傳達を謂ふ』と規定して無線に依るそれを包含することを明かにしてある。(尙ほ佛國の一九一二年の海軍訓令第百十九條及び一九三四年改定同訓令第六十六條乃至第七十二條參照。)

九九四 由來交戦國は中立船の公海に於ける——但し公海にありて特定の作戦地帯に於ける——無線に依る一般軍事通信を差止むるの權を有するや否やに關しては、我國は日露戦役中の海門號の特定線内への航入を禁じたことに於て先例は開かれたが、交戦國は當然その權を有すとは國際法上從來定説は無かつた。然しながら陸戰に於て交戦國は從軍の中立國通信員の行動區域に制限を加ふるの權は、移して之を海戰に適用するに格別不可とすべき理由なかるべく、隨つて軍事上の必要ありと見ば當然之を差止むるを得る理である。現に一九二三年海牙議定の戰時無線通信取締規則(案)に於ても、交戦國指揮官はその兵力の直近地域に無線通信装置を有する船(又は航空機)の存在すること、又は該地域に於て右装置を使用することがその從事する作戦行動の成效を害するものと認むるときは、該船(又は航空機)に針路變更を命じ、若くはその無線通信機の不使用を命ずることを得と規定してある(第七條)。

九九五 その二である交戦國の無線通信を横取りして之を對戰國に傳達し、又は虚偽的通信を發送元に打返すが如き害用手段に對しては、これ亦相當の制裁を加ふべきものなること勿論である。斯かる行爲を敵が

交戦國の
無線通信
の横取り及

行ふならば、それは勿論適法行為として、又は一種の奇計手段として、敢て問題にならないが、中立人にして之を行へば、而して中立船にして之を行はしむれば、非中立的任務として當然制裁を受けるのである。

九九六 三の中立船が現に且専ら敵に有利なる情報の傳達に従事するに方りては、必しも無線機に依るとは限らず、無線通信の普及せざりし時代にありては勿論、その普及するに至れる今日に於ても、有線通信に依ることあることあらんが、之に對する制裁に至りては一である。この三に屬する實例の一に日露戦役中の獨逸船 *Industrie* に係る事件がある（『講義』一九九〇節参照）。

九九七 無線通信取締のことは日露戦役に於て始めて實際化したるに鑑み、萬國國際法學會にては同戦役の翌年（一九〇六年）、作戦水域内に入出入する無線通信機装置の船の取扱方に關し討議する所ありて、その結果交戦者は公海に於ても、それが軍事行動の範圍に屬する水域であれば、無線機の使用を禁ずるを得るものとすと決議した（*Annuaire*, 1906, XXI, p. 84）。佛國は一九一二年及び一九一六年の海軍訓令に於て之を採擇し（第一百十九條乃至第二百一十一條）、艦長に賦與するに右の禁令に違反する船の無線機を押收するの權を以てしてある。一九一三年の萬國國際法學會の決議は更に一步進み、艦長は違反船を武力を以て禁止水域外に驅逐し、且無線機を非中立的通信に使用したることが立證せられたるときは該船を押收するを得べきものと決議した（*Ibid.*, 1913, XXVI, p. 623）。別に述ぶる一九二三年海牙議定の戦時無線通信取締規則（案）に於ても、第七條に同様の禁止規定が設けられてある。

九九八 海軍の作戦行動區域内に於ける無線通信の取締に關しては、帝國海軍法規も之を左の如くに規定

する（昭和十七年三月の一部更正のもの）。

第八十七條 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ作戦行動上必要アルトキハ其ノ附近ニ在ル無線通信装置ヲ有スル船舶ニ對シテ左ニ掲グル事項ヲ禁止スルコトヲ得。

- 一。艦隊、軍艦、又ハ軍用船ノ位置及其ノ動作ニ關スル通信ヲ發送スルコト。
 - 二。艦隊、軍艦、又ハ軍用船ヨリ發スル通信ヲ登錄スルコト。
 - 三。艦隊、軍艦、又ハ軍用船ノ通信ヲ妨害スベキ一切ノ行為ヲ爲スコト。
- 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ必要ニ應ジ前項ノ船舶ニ對シテ暗號電信ヲ禁止シ又ハ無線通信ノ用語ヲ制限スルコトヲ得。

第八十八條 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ前條ノ禁止又ハ制限ヲ爲ス場合ニ於テハ、麾下ノ士官ヲシテ其ノ禁止又ハ制限事項ヲ其ノ附近ニ在ル無線通信装置ヲ有スル船舶ニ告知セシムベシ。

第八十九條 前條ノ告知ヲ受ケ又ハ第八十七條ノ禁止制限ヲ知りタルコトヲ認メ得ベキニ拘ラズ禁止制限ヲ犯シタル船舶ハ之ヲ拿捕スベシ。緊急ノ必要アル場合ニ於テハ臨機ノ處置ヲ爲スコトヲ得。

第九十條 第八十七條ノ禁止制限ヲ知ラズシテ之ヲ犯シタル船舶ニ對シテハ、艦長ハ必要ニ應ジ其ノ離隔ヲ命ジ、航行スベキ方向ヲ示命シ、且其ノ船中ニ監督員ヲ乗込マシメ、若シ重大ナル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テハ、艦長ハ其ノ下シタル諸命令ヲ成ルベク該船舶ノ船舶書類ニ記入スベシ。

第九十一條 前條の場合ニ於テ該船舶内ニ在ル通信ノ登録簿ニシテ禁止制限事項ニ關スル記事ヲ記入シタルモノハ之ヲ押收スルコトヲ得。

該船舶ノ善意ニ付疑フベキ充分ノ理由アルトキハ其ノ無線通信機モ亦之ヲ押收スルコトヲ得。

第九十一條ノ二 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ其ノ附近ニ無線通信装置ヲ有スル船舶ノ在ルコトガ其ノ従事スル作戦行動ノ成效ヲ害スルモノト認ムルトキハ、該船舶ニ對シ離隔ヲ命ジ航行スベキ方向ヲ示命スルコトヲ得。

第九十一條ノ三 前條ノ命令ニ從ハザル船舶ハ之ヲ拿捕スベシ。緊急ノ場合ニ於テハ臨機ノ處置ヲ爲スコトヲ得。

第九十二條 第八十九條、第九十條又ハ第九十條ノ三ノ場合ニ於テ、該船舶ノ行爲ニシテ軍事的幫助ニ該

當スルモノト認ムベキトキハ第十四章ノ規定ニ依リ之ヲ處置スベシ。

第九十二條ノ二 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ無線通信装置ヲ有スル船舶ガ敵ノ即時使用ニ供セラルベキ重大ナル軍事情報ヲ發信スル場合ニハ、之ヲ阻止スル爲臨機ノ處置ヲ爲スコトヲ得。

第九十二條ノ三 前條ノ船舶ハ第十四章ノ規定ニ依リ之ヲ處置スベシ。

第九十三條 第八十九條、第九十一條ノ三又ハ第九十二條ノ三ノ船舶ハ沒收セラルベキモノトス。該船舶ニ搭載スル無線通信機及禁止制限事項ニ關スル通信ノ登録簿亦同ジ。

第九十四條 敵國領土内ニ在ル無線通信海岸局ハ、其ノ所有者ノ如何ヲ問ハズ軍事上ノ必要ニ應ジ之ヲ押

收シ又ハ破壊シ、其ノ他通信ヲ不可能ナラシムベキ處分ヲ爲スコトヲ得。

條文孰れも理義明瞭で別に説明を要しない。外に病院船内設備の無線通信にして情報傳達に利用さるるが如きものを取締るを得るは勿論であるが、これは海戦に於ける傷病者の救護を説く所に譲ることにする。

第六章 海上戦闘

第一款 水上艦戦

海上戦闘
の意義

九九九 海上戦闘とは兩交戦國軍艦(水上艦及び潜水艦)に依り海面に於て、並に航空機に依り海の上空に於て行はるる戦闘行爲の總稱である。航空機に依り海の上空に於て行はるる戦闘は今日海上戦闘の重要な部分を構成するが、これは既に空戦の所にて説いたから重ねて述べず。本章に於ては専ら水上艦戦及び潜水艦戦に關して説くに止める。

一〇〇〇 海戦關係の國際法規としては、一八五六年の巴里宣言以下若干はあれど、多くは直接の戦闘以外に屬する海軍行動に關するもので、狹義の海上戦闘そのものに係る國際法規としては今日何程も無く、僅に海牙議定の自動觸發水雷敷設條約、海軍力砲撃條約、及び捕獲權行使制限條約、並に潜水艦に關する一九三〇年の倫敦條約第四編、精々この位のものである。一八六八年の聖比得堡宣言は海戦にも適用せられぬ譯ではないが、その實際的効力が今日何程ありとも思へず、事實は既に死文と擇ばない。けれども同宣言は名のみは尙ほ生きて居るのであるから、強て之を海上戦闘にも關する交戦法規の一に加へんとすれば勿論加へ

海上戦闘
關係の國
際法規は
頗る僅少けれども
多年の慣
例は自ら
存在す

得られる。然しながら國際法規そのものは現に何程も無いとは云へ、それは成文の法規に就ての論である。交戦法規は必しも成文の法規に限らず、多年の慣例、權威ある學說等は自ら交戦の法則を構成するものである。随つて海上戦闘に於て、成文法規の無きの故を以て害敵手段は一切無制限であり、人道主義の如きは全然顧念するを要せず、と見るが如きは戦時國際法の根本の精神の許さざる所である。海牙議定の陸戦法規慣例規則とても、多年の陸戦慣例の或部分を單に成文に編綴したといふ迄で、たとひ同規則の制定なしとするも陸戦慣例は自ら存在し、之を無視することを許さざると均しく、海戦に於ても多年の間に馴致せられたる慣例は自ら存在するが故に、之に悖戻すれば以て國際法違反の咎責を受くるのである。ただそれが慣例に止まるだけ、逐條的に之を列擧するは難く、要は問題毎に箇々に之を論斷するの外ないのである。

一〇〇一 海上に於て敵と戦闘を交ゆるの資格ある者即ち海上の交戦者は、正當に任命せられたる海軍將兵を外にしては、その縦横に屬する軍艦に限られてある。巴里宣言の不加入國は、私艦をも併せて交戦(主として拿捕)に用ひ得る理であるが、今日世界の大多數國は私艦廢止の同宣言に加盟し、又は正式に加盟せざるも事實私艦は使用せざることの方針を執るものであるから、事實戦闘に従事し得る海上の交戦者は、船としては今日軍艦のみに限らると云ひ得るのである。随つて交戦國の商船にして敵の軍艦又は公私船に向つて進んで攻撃を試むる場合には、敵は之を海賊に擬し、その船員を捕へた場合には俘虜を以て遇せず、之を戦律犯に問ふを得るのである。進んで攻撃を試むるとは、已むなく敵の攻撃に抵抗することに對比する意味である。敵の先づ加へたる攻撃に抵抗する反撃は、商船とても之を行ふの權を有する。その反撃は、敵が無警

海上戦闘
の交戦者

告撃沈の如き違法手段に出づることが明白なる場合には、必しも敵の該手段に出づるを俟つて然る後に行ふを要せず、先んじて敵の潜水艦なり水上艦なりに衝角し、將た先んじて敵艦を砲撃するも違法を以て論ずべきならん(Oppenheim, II, § 181, p. 253)。

10011 海上戦闘を行ふを得る舞臺は、その公海たるを彼我交戦國の領水内たるを擇ばない。但し中立國の領水内にては、敵對行為は一切許されざるものとなつてある。米國の一九〇〇年の海戦法規第二條及び一九一七年のその第一條には、特にそのことを高調し、帝國海戦法規も第二條に於て之を明規する。或は海上戦闘は將來は之を公海に於て行ふにとを一切禁止し、専ら之を彼我交戦國の領水内に於てのみ行ふことにせしむべし、その代り今日普通に領水範圍とする三哩の制を大に擴張し、例へば之を一百哩にすべし、といふが如き論議も時として聞かぬではないが、今までの所では机上の一説たるに止まる。隨つて今日にありては、海戦は彼我交戦國の領水に於てのみならず公海に於ても、之を行ふに自由となつてある。いや彈着距離の極めて大なる、機雷の交戦國沿岸に碁布せらるる、而して潜水艦の活動の目覺ましき現代にありては、假に領水を五十哩なり百哩なりに擴張するありとしても、交戦國の領水内に於ける戦闘の如きは、特殊の場合以外には之を想像するに難く、隨つて海戦は事實専ら若くは主として公海に於て行はるるものと見るに誤りない。

海上戦闘
の舞臺
に於ける
奇計

10011 奇計は海上戦闘に於ても、陸戦に於けると均しく、之を行ふに妨げない。しかも奇計は許さるるが、背信行為の許されざること陸戦に於けると同様で、その異同は既に陸戦の奇計を説く所に於て詳に

述べた如くである。

尤も陸戦にありては、軍使旗、國旗、その他の軍用標章の擅用は違法として許されていない(陸戦法規慣例規則第二十三條第一項ホ號)。如何なる場合に於ける使用が擅用として違法となるかは條文の上では明晰を缺くが、戦闘中は勿論のこと、戦闘前に於けるその使用も亦違法と視ることが過ぐる數十年來學說及び慣例の一致する所なることも、これ亦既に陸戦の奇計を論ずる所に於て叙した。

10012 然るに海上戦闘にありては、軍艦が奇計として敵國旗又は中立國旗を僞用することは、古來殊に十七世紀頃の海戦に於て普通のことであり、又それが毫も違法視されてなかつた。その後許容の範圍が何程が狭まり、敵を攻撃する場合には之を僞用すべからずとの慣例を生じ、斯くして今日には、(一)敵艦船を追跡するとき、(二)自身逃走するとき、及び(三)敵艦を戦闘に誘はんとするとき、以上の場合には敵國又は中立國の國旗を僞用するも妨げざるものと普通に認められてある。尤も戦闘開始の直前には必ず自國の國旗を掲ぐるを要すとの點に於ては慣例も學說も一致し、又國內法規にて特に之を規定するものもあるが、その以外にありては僞用は妨げなきものと解されてある。特に敵艦追跡の場合にありては、例へば明治三十七年三月制定の帝國海上捕獲規程に『艦長ハ帝國軍艦ノ旗章ヲ掲ゲズ又ハ虛僞ノ旗章ヲ掲ゲテ船舶ヲ追跡スルコトヲ得。但シ停止ヲ命ズル前ニハ必ず帝國軍艦ノ旗章ヲ掲揚スベシ』(第五十二條)、又獨逸の一九〇四年九月制定(一九一四年八月公表)の海上捕獲令にも『……追跡中は軍艦旗を掲ぐるを要せず、如何なる商船旗を掲ぐるも妨げなきを慣例とす。』とある如く、その許容を國內法規にて明記したのもある。

敵旗又は
中立旗の
僞用

一〇〇五 然しながら退いて考ふるに、戦闘開始前には敵國又は中立國の國旗を僞用することは、既に多年の慣例上適法の奇計として認められてあることであるから、今さら之を非なりとし、自國獨りこの慣例より離るるには及ばず、又獨り之を離れては不利であらうが（米國の一九〇〇年の海戦法規は第七條に於て米國軍艦の第三國國旗の僞用を許さざることにしたるも、一九〇三年に同法規の改正案を審査せる際には、國際的に之を規定せざる限り米國を不利の地位に立たしむるものとして之を削除することに決し、一九一七年の海軍訓令にも右の禁令は省かれてある）、稿者の卑見を以てすれば、これは事實敵を欺瞞するにしても、言はば背信行爲を以て欺瞞するに類し、隨つて之を當然適法のものとは辯護すべき理由を見出し得ない。文明國間の海戦に於ては、將來は敵船を追蹙するときは、逃走するときは、別して敵艦を戦闘に誘はんとするときには、宜しく正々堂々と自國の國旗を掲ぐべきものと致したい。模擬煙突の如きは兎に角なれど、別國の國旗を僞用するなどは奇計として論ぜず、寧ろ背信行爲に擬して禁ずるに理由ありと思ふ。別に述ぶる如く一九二三年の海牙空戦法規案では、航空機が虚偽の外部標識を使用するのを禁じてある（第十九條）。軍艦の外部標識の一と云へば云へる旗章に虚偽のそれを許すべき特別の理由は考へられない。尤も今日にありては、平時各國は互に對手國軍艦の艦型その他の特長を知り、又戦時に於ては、情報機關の整備に依り、少なくとも中立國艦艇の所在は常に掌を指すが如くに明瞭を知るを得る譯であるから、敵艦が中立國旗僞用の策を弄する機會は昔日に比すれば著しく減じたものと見るを得べく、隨つて斯かる奇計（よしんば奇計として許し得るものとしても）利用の範圍は遙に狭まつて來たものと云へるであらう。

一〇〇六 序でながら、交戰國の商船が敵艦の拿捕を免れんがため中立國旗を僞用することが奇計として是認せらるべきであるかの問題に聊か觸れて見たい。

この問題は第一次大戦中、米國が尙ほ中立國たりし當時、英國の商船にして米國旗を掲げて大西洋を航するもの少なからずとて米國政府の抗議となり、英國政府は之を違法に非ずと辯し、兩國間の一争議となつた所のものである。即ち一九一五年の初め、獨逸潛水艦に依る英國商船の被害が頻々起りし頃、英國政府は自國商船に命じて照明及び塗色を成るべく中立國商船のそれに似らしめ、且拿捕を避けんがため虚偽の國旗使用及び假裝は國際法上公認の慣例に屬すと説き、又當時米國を發しリヴァールに向け英國沿岸に近づきつつありし英船ルシタニアは、英國海軍軍司令部より米國旗を掲げて入港するやう無線電信にて注意を受けたので、同船はその注意通りにして二月六日無事リヴァールに入港した。之を聞ける米國にては、或は國旗神聖論から、或は今後同様のことが反覆せらるれば米國自身の商船は危険となるといふ實際的危惧心から、國內に議論甚しくなり、米國その他一二の中立國政府の對英照會ともなつた（『講義』二〇〇三節参照）。而して之に對する英國政府の主張は、要するに交戰國商船は敵艦に依る拿捕又は不法擧沈を避くるがためには、奇計として中立國旗を掲ぐるに妨げなく、その目的以外に英國政府は自國船をして中立國旗を濫用せしむる意思なし、といふにあつた。米國側にも爾後右の主張を肯認するの意向となつたやうであるが、その確たる解決を告ぐるに至らざる間に米國の參戰となり、問題は自然打切りの姿となつた。

一〇〇七 然しながら交戰國の商船とても、拿捕を免れんがため中立國旗を僞用するが如きは一種の欺瞞

を以て論ずべく、之を奇計として容認するの説は首肯し難い。別に記する一九二〇年の萬國國際法協會報告の海戦法規案(第一七三節参照)は第十七條(b)に於て『交戦國の中立國のとを問はず、凡そ商船は如何なる事情の下にありても虚偽の旗章を掲表することを得ず。』(“A merchant vessel, whether belligerent or neutral, shall not, under any circumstances, fly a false flag or wear false colours.”)と爲し、又翌年の軍備制限に關する華府會議に於ける米國代表團の顧問部委員會の意見報告にも、國旗の僞用(及び商船の攻勢的武装)を禁ずる法則を立つることを勧告せる一節がある(Conf. on the Limita. of Arms, 1922, p. 26)。最近には別に記するハーヴァード大學案に於ても、交戦者の中立國旗僞用禁止のことが規定されてある(第二十條)。想ふに既に船の中立性なるや敵性なるやはその掲ぐるの權ある國旗に依りて之を決すること(第二十條)。想ふに既に船の中立性なるや敵性なるやはその掲ぐるの權ある國旗に依りて之を決すること(第二十條)が今日既定の法規慣例となつてある以上は、その掲ぐるの權なき國旗を掲ぐるは明かに違法行爲で、如何に奇計のためとは云へ、その僞用を許すのは右の法規慣例の精神と兩立せざるものである。斯かる僞用を違法に非ずと爲すが如きは、英國の往昔海上に於ける我儘の振舞と英國式の利己本位の道德觀の間に生れたる英國の古來の惡慣例に由るもので、理に於て之を是認すべき謂れは斷じて無いと信ずる。他國の立法が徒らに之に追隨し、英國の非を學んで怪まざるは解し難い。(帝國船舶法にも第二十二條に『日本船舶ニ非ズシテ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ゲタルトキハ船長ヲ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ、情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス。但捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ゲタルトキハ此ノ限ニ在ラズ』とあるはその一例である)。將來の國際法及び國內法は如何なる場合に於ても國旗の僞用を違法と爲すことに向つ

さざるこ
とにした

て精進すべきである。之を適法と爲す所の既往の慣例は一の惡慣例として斷然排斥すべく、將來は軍艦たる商船たるを問はず一切之を禁制することを以て國際法の一原則とすべきである。

第二款 潜水艦戰

第一項 第一次大戰に於ける潜水艦の通商破壊行動

一〇〇八 潜水艦は第一次大戰となりて頗みに海上須要の一大武器に進展し、特に獨逸のそれは、謂ゆる通商破壊者として威力を縦横に揮つた。潜水艦も第一次大戰以前にありては、その任務は専ら沿岸防禦にありて、艦體も裝備も實は多寡の知れたものであつた。潜水艦は元はと云へば、大艦隊の比較的劣勢なる國が主として沿岸防禦のためにする防禦的武器として創案せられたものである。孫子に『善守者藏^{かくま}九地之下、善攻者動^か九天之上』(謀攻第三)とある。して見れば潜水艦は善守の武器で、航空機は善攻のそれと支那の兵學者は疾く三千年前の昔に教へたものと云へよう。けれども今日にありては、潜水艦は必しも沿岸防禦の機能に満足せず、外洋を活動舞臺として敵に向つて攻撃に出づること實例を擧ぐるの煩に堪へず、その艦型は年々愈々大となり、裝備も速力も益々進み、優に最有力の攻撃的武器の一となつた。

一〇〇九 獨逸は別に述ぶる如く、一九一七年二月一日以降、英佛伊の三國を繞圍する海面及び地中海東

第一次大
戰に於け
る潜水艦
の試験

獨逸の無

部に於ける無制限の潛水艦戰を開始した。その潛水艦戰も、當初は必しも無制限的行動ではなく、商船に對しては水上艦の遵すべき同じ法則より乖離しなかつた。然るに英國が自國の商船の殆ど全部に武装を施すに及び、水上にありては防禦力の極めて脆弱なる潛水艦として、敵商船の備砲の——名は防禦用と稱するにせよ水上の潛水艦に對しては優に攻勢を執り得る所の——攻勢に對し機先を制するため、自然無警告撃沈といふ無制限的行動に出づるやうになつた。獨逸が無制限的潛水艦戰を開始したのは、必しも之に依り敵商船を紛れ中りに撃沈するといふ僥倖的意圖に發したのではなく、寧ろ周密なる算數的基礎の上に將來の必勝を期待する計畫に出でたものと思はれる。獨逸は先づ敵國及び中立諸國の海上に泛ばすを得べき船數を推算し、その一ヶ月間に潛水艦にて撃沈し得べき隻數噸數と、且その割合にて進めば何年何月までには敵を屈伏せしめて降を獨逸の軍門に乞はしむるを得べきかを打算した。その時期を獨逸は大體一九一七年の七八月、遅くも同年十月末と見たやうである。假に聯合與國側の遅れながらも執るに至りたる驅逐艦隊を以てする對潛水艦戰、商船護送、その他取別け米國の參戰、これ等が無かつたとしたならば、獨逸の計算は、よしんば十が十までの中せざりしとするも、その七八までは外れなかつたかも知れない。けれども今溯つて之を論究するには他にその人あらう。

中立諸國
はルシタ
ニアの擊
沈に驚愕

一〇一〇 獨逸の潛水艦戰開始以來之に依り中立國船の遭難したものは、一九一五年二月十九日の諾威の一商船を始めとし、同年五年末までに十八艘^艘及んだが、中にありて中立諸國殊に米國を聳動せしめたものは、同一九一五年五月七日、英國の最大汽船の一たるルシタニアが大西洋上に於て無警告にて撃沈され、老

弱男女を含む一千二百有餘名の乗客(中に當時尙ほ中立の米國民約百五十名)を僅か二十分間を出でざるに海底の藻と化せしめた事件である。米國民の獨逸潛水艦に依れる遭難はこれが始めてではなく、その少し前にも英船 *Falaba* の、次では米船 *Gulfield* の獨逸の雷撃にて沈没する際には、便乗の米國人にして生命を失へる者もあつた。けれども數は孰れも一二名に過ぎなかつたので、さしたる問題にもならなかつた。然るにルシタニアの遭難米人は百五十名にも及んだので、米國特に東部諸州にては民論激昂し、獨逸齟齬論は頓みに高まつた。嘗に米國に於てのみならず他の中立諸國にありても、今さらながら獨逸潛水艦の行動とその破壊力の大なるに驚愕した。

一〇一一 獨逸政府はルシタニア撃沈の理由として、英國の商船は概して武装し、且獨逸潛水艦に衝角せんと試みたことも再三ありしが故に、前以て之に臨檢搜索を行ふは不可能なること、殊にルシタニアは英國海軍省の軍艦名簿に登録されてある補助巡洋艦で、四吋砲六門を下甲板に密かに装備し、且獨逸潛水艦を攻撃すべき秘密訓令を帯びたることの證據もあること、本船には歐洲戰場に向ふ多數の加奈陀兵と多量の武器彈藥を積載せる情報もあり、要するに本船は普通の商船を以て目すべからざるもので、之が撃沈は獨逸として自衛上當然のことに屬し、米人の被害は當然英國政府の責任に歸するものなること、本船の即坐の沈没は獨逸潛水艦の發射せる水雷が主として本船積載の火薬に命中し、その爆發に由れる確たる情報もあること、英國は獨逸の一般常人を餓死せしむる政策を執るが故に、獨逸は報復手段を以て之に應ずるの已むなきに至れること、中立人を加へたる數百の非戰闘者の溺死は氣の毒ではあるが、獨逸の全國民を餓死せしむるの罪

その撃沈
に關する
獨逸政府
の辯明

悪に比すれば、その輕重は同日の論に非ざること、在華府獨國大使館は米國諸新聞紙を通じ米國民に向つて英國船に便乗するの危険を既に警告したのであるから、米國民の之に便乗して奇禍を招いたのは自業自得なること等を擧げ、以て本船の撃沈を適法なりと辯明した。

1011 獨逸政府のこれ等辯明以外に、別に獨逸の有力なる國際法學者二十二名のルシタニア撃沈辯護論を合纂せる冊子も當時世に出でた(*Zeitschrift für Völkerrecht und Bundesstaatsrecht*, Bd. IX, S. 159 ff., "Der Lusitania-Fall; ein Urteil von deutschen Gelehrten."): 論旨は大同小異であるが、中にありてレーム(Prof. Rehm)は、假にルシタニアは普通の商船であり、何等禁制品の積載なしとしても、その破壊は報復手段として完全に適法なりと説き、トリール(Prof. Triepel)は、本船の撃沈は慘酷とはいふものの、交戦の目的を達するためには絶対必要である、中立人及び中立貨への加害は決して本意でなきも、斯かる場合に於ては避け難き不幸である、在米獨逸大使の新聞紙を通じて豫め米國民に警告を與へたことは、それが外交の常徑でありしや否やを問はず、我が好意の表彰であり人道を重んずる證據であり、國際法上の要求は之にて滿されてあると論じ、フライッシュマン(Prof. Fleischmann)は、海戦の普通の法則は潜水艦戦には當嵌まらない。ルシタニアを撃沈するに方りて獨逸潜水艦は乗客の安全を顧慮せざる可らざる義務を有しないと斷じ、孰れもその決して違法に非ざる所以を辯明した。之に對して英國側では、本船は獨逸の誣説するが如き武装せるものではなく、全然平和的の普通商船に過ぎず、と詳細に辯明した。理由は双方にありとしても、元々本船は他國の大商船に於て見るが如く、政府の特定條件の下に建造せられ、政府の

同じく獨逸國の辯護學

英國は普通の商船と辯明す

補給を受け、海軍の豫備艦籍に登録せられたものとしても、現に軍艦ではなく、海軍將校の指揮その他軍艦の要件を具備するものでなかつたから、普通の商船を以て目すべからずと爲すの論據は稍々乏しかつたやうに思ふ。

米國強硬に獨逸に抗議す

1013 ルシタニア事件に關しては、時の米國國務長官ライアンは本件を國際審査委員會に附議して平和的に解決すること、及び米國民に對し交戦國の船に便乗するなきを警告すること、の意見を持せしも、國務省參事官ランシングは之に服せず、大統領も之を納れなかつたので、彼は遂に挂冠し(同事件發生より一ヶ月後の一九一五年六月九日)、ランシングはその職を襲いだ。而して米國政府は、同年七月二十一日を以て獨逸に強硬なる公文を發して抗議した。之に對し獨逸政府は、ルシタニアの撃沈は國際法違反と思惟せざること、隨つて獨逸に責任なく、賠償支拂の義務を容認する能はざることを答へた。而してその後獨逸政府は友誼及び協調の精神に於て相應の賠償を爲すべしと迄は讓歩せしも、不法行爲に由る賠償義務は依然之を非認した。

1014 獨逸の當年の無制限的潜水艦戦は、その敵國側からは勿論、中立諸國殊に米國からも強烈なる非難を招き、米國との國交が之がため日に危殆に迫るや、その危険を冒すも尙ほ且之を續行するの得失如何は當然獨逸政府部内の問題となつた。獨逸の大本營にては一九一六年四月末、之に關し特に最高會議を開きたるが、宰相ホルウエツヒ、内相ヘルフェリツヒ、海相ガベル(チルピッツ提督の後任)等は米國との國交維持を大切として潜水艦戦の中止を説きたるも、チルピッツ提督は續行論の意見書を提し、ファルケンハイン

潜水艦戦に關する獨逸の最後決定

將軍も、之を中止するに於ては自分はヴェルダン戦の成績に關し責任を負ふ能はずと述べて續行論を強調した。然るにホルツェンドルフ提督は、從來の積極論を抛ち、潜水艦戦に依り英國を屈伏せしむることは米國を英國側に参戦せしめたのでは不可能なるべしと論じたので、獨帝は之を納れ、五月一日に中止説に裁可を與へたとある(A. Spindler, *Der Handelskrieg mit U-Booten*, III, S. 141)。そこで獨逸外相は在柏林米國大使へ五月四日付の長文の照會を發し、中に於て獨逸政府は人道主義を重んずることは敢て米國政府に譲らざること、國際法の周認の法則を無視して非戦闘者の生命財産に危害を與へ、中立國の權利利益を侵害して憚らざるものは獨逸政府に非ずして英國政府なること等を高調し、英國政府に對しこれ等國際法違反の行動を戒飭するの勞を米國政府に於て執られたきことを要望し、結ぶに『總ての交戦國をして人道の法則を守らしめんとする獨逸の希望にして米國政府の執らるべき措置に依りその目的を達する能はざる場合には、獨逸政府は新事態に直面するものとし、その行動の完全なる自由を留保せざるを得ず』(Scott, *Dip. Cor. between U. S. & Germany*, p. 94)との一句を以てした。之に對し米國政府は同五月八日發電訓を以て在獨大使をして『獨逸政府の本月六日付公文の上にては、獨逸の新宣明「無制限的潜水艦戦の中止」は米國と他の交戦國との間の外交的交渉の結果如何を條件とするものの如くに解せらるるも、何等誤解を避くるため米國政府は獨逸政府に向つて左の如く通告する。即ち海上に於ける米國民の權利を獨逸官憲に於て尊重すると否とが他國の行動如何に係るとの意見は米國政府に於て同意も考量もすることも能はず。右尊重の問題は單一的にして連帶的のものに非ず、絶對的にして相關的に非ず。』と回答せしめた(*Ibid.*, p. 95)。その後獨逸

破壊を絶
對に違法
と論ずる
は當らず

の軍部内には潜水艦戦の續行論が強く、ホルツェンドルフも亦之に賛成するに至り、而して宰相は之に對抗するに無力で、獨帝も之を抑ゆる能はず、遂に翌一七年二月一日その續行の發令となつた事情で(Spindler, *Ibid.*, III, p. 141, 210-3, 378)。その結果は豫期の如くに米國を参戦に導いたのである。

1015 斯の如くにして當年の獨逸は、無制限的潜水艦戦に由り米國を驅つて敵側に走らしめ、延いては遂に悲惨の敗績を招くに至つたものであるが、翻つて考ふるに、潜水艦戦に依る敵船の破壊は、如何なる場合に於ても絶對に違法と論ずるは當らない。夫れ既に敵商船の特定の場合と特定の條件の下に於ける破壊が適法なりとすれば、その破壊は獨り水上艦に依りてのみ行はるべきものと限る理由なく、潜水艦に依る破壊も亦適法と云ふべきである。水上艦の活動の餘地が敵の艦隊の優勢のために縮められ、海上に於て敵に對抗すべきものは潜水艦のみとならば、潜水艦はその拿捕したる船の引致に力を殺ぐに於ては軍の安全又は作戦行動の成功を害すること水上艦に比し一層大であらうから、勢ひ之を破壊するの必要を感ずることが多いと想像すべきである。いや潜水艦は現在及び將來の海戦に於て層一層に活動し、敵商船の拿捕も潜水艦に依りて均しく行はるべきであらうから、破壊の機會も亦自然益々多かるべきものと推測すべきで、之を一概に違法と貶すべき論據は無いと信ずる。

1016 敵船破壊の許否の各場合のことは追て海上捕獲を説く所に於て細論すべきが、要するに敵船は拿捕に關する當該手續を履み、しかも之を捕獲審檢港に送致する能はざる特殊の理由ある場合は、先づ乗員乗客を安全の場所に移すべきを條件とし、その破壊は適法と認めらるるので、これは國際法上既定の原則で

グロチウ
ス協會の
報告委員

あり、又文明諸國、關係法規の上にも多く規定する所である。中立船の破壊とても、更に一層の慎重と相當の條件の下に於て行ふ限り、適法と認めらるる場合も無論ある。而してそれは獨り水上艦に依る商船破壊の場合のみとは限らず、潜水艦の商船破壊に就ても亦同様である。第一次大戦の酣なりし一九一七年五月、英國のグロチユス協會にては、潜水艦の法的性質に關し委員を擧げて之が審査に當らしめたことがある。(委員は Professor Goudy, Sir John Macdonell, Sir H. Erle Richards, Sir Graham Bower, 及び Hugh H. L. Bellot の五名で、委員長はグーデー教授)。その後同委員は潜水艦、武装商船、被拿捕船の中立港への引致、及び商船の他國國旗の使用禁止の四項に互る意見を具し、同年十二月同會に報告する所ありたるが、中に於て潜水艦に關する報告は左の如くである。

『左記勸告は海上に於ける私有財産の拿捕は本戰役後に於ても依然適法と認めらるべしとの前提の下に爲すものとす。』

『一。潜水艦に依る敵商船又は中立商船の臨檢搜索及び拿捕は水上艦に關すると同じ規定の下に之を行ふときは適法なること。』

『二。然れども敵商船の破壊は、敵商船にして逃走又は抵抗を試み、その他軍艦のみ行ふを得べき交戦行爲に出でたる場合の外、之を禁すべきこと。』

『三。然れども敵商船の破壊に關する現行法則にして將來尙ほ維持せらるべきものとすれば、乗員及び乘客に關する相當の規定は之を設くるを要すること。何を以て相當の規定と爲すかは之を定義すること難

く、それは各場合毎に事情を按じて決すべき事實の問題である。例へば乗員乘客を移すにしても、海上平穩にして且陸上の見ゆる所に於て船の短艇に之を移すことは右の字句に合格すべきも、何時敵と砲火を交ゆるやも測り知れざる軍艦の甲板又は艙の如きは、非戰鬥員に取り安全の場所とは云へぬのである。

『四。中立貨物を(全部又は重に)積み又は中立人を輸送する敵の商船を潜水艦その他の軍艦にて破壊することは禁すべきこと。但し逃走を企て又は臨檢搜索に抵抗したる場合はこの限に在らざること。』

『五。抵抗せずして拿捕せられたる敵商船の乗員及び乘客は、兵役適齡者又は敵國の公務に従事する者を除く外、之を解放すべきこと。』

『六。凡そ中立船は、たとひ禁制品又はその類似の貨物を積むものにありても、臨檢搜索に抵抗し又は封鎖侵犯を企て又は重大なる非中立的任務に従事するもの外、絶対に之を破壊すべからざること。この以外に尙ほ例外を認むるときは濫用の弊を生ずるに過ぎずと思考せらる。』

『七。潜水艦(及びその他の軍艦)自身の安全又は作戰に危険といふが如き軍事的必要なるものは、前記第四及び第六の下に於ける商船の破壊を適法化せしむるに足らざること。今次及び既往の經驗に徴し、概括的文字を以てする例外を認むることは、該例外を無限度に擴大するの虞あること。』

『八。武装潜水艦は他種軍艦に關すると同一の條件の下に、中立國の港又は領水に於て同一の待遇を受くべきこと。』

『九。武装潜水艦は中立領水にありて潜水して航行するを得ざること。中立領水を航行するときは必ず水

上に於てし、且軍艦たることを示すべき明瞭なる標識を有し且その國旗を掲ぐべく、これ等の規定に違反するときは、交戦の繼續期間該艦及び艦員を抑留すべきこと。

『一〇。以上の制限及び封鎖の現行法規に遵由する限り、潜水艦に依る實力的封鎖も適法のものと思むべきこと。』

『一一。臨検は潜水艦及び他種軍艦に依り公海又は交戦國の領水又は港に於て之を行ふを得べきも、中立國の領水又は港に於ては之を行ふを得ざること。』

『一二。中立船に對する臨検搜索は相當の注意を以て之を行ひ、且船又は載貨にして結局無害性と認められたるときは、拿捕者は三日以後の滞船費を辨償すべきこと。臨検搜索のため交戦國の港に引致せられたる中立船にして無害性のものたるときは、如何なる場合に於ても港税若くは倉敷料を之に課すべからざること。』

『一三。臨検搜索に對する抵抗その他前掲の事由なき商船の破壊は禁すべきものと假定し、敵船又は中立商船を破壊したる場合には、その責任ある將校にして拿捕せられたるときは戦律犯として處罰せらるべきこと。』(Grothius Soc. Trans. IV, 1919, pp. xl-xlii)

『一七。この報告は、主義に於ては間然する所なき好註文である。ただ然しながら問題は、潜水艦にありては、その破壊せんとする商船の乗員乗客の生命の安全を先づ計ることの條件が實際常に守らるべきを期待し得るかである。水上艦の場合に於ては、拿捕の手續としては先づ信號旗なり汽笛なり將た空砲を放つな

潜水艦は
その性質
上之を守
得るか

りして停船を命じ、臨検士官を派して船舶書類を検査せしめ、その國籍を確め、然る後之を拿捕して最近の捕獲審檢港に送致すべく(帝國海戦法規第四百一條乃至第四百三條及び第六十條)、その送致が軍艦の安全又は作戦行動の成功を害すと認むる場合には、一切の人員を安全の場所に移し且審檢上必要なる一切の書類物件を艦内に轉載して後之を破壊する(同第二百二十二條以下)。殊に一切の人員を安全の場所に移すことが緊要の條件である。第一次大戦中、獨逸の水上艦にしてこの條件に遵由した例も皆無ではなかつた。東洋及び南洋の海上に出沒して敏捷の活動に名を馳せたる獨逸巡洋艦エムデンの如き、一敵船を撃沈するに方り先づ船内の男女兒童數百名を自艦に收容したとある(Garner, *Int. Law & the W. W. I.* § 237, p. 371)。然るに潜水艦に依る拿捕となりては、逐一この手續を履むことは事實困難であらう。潜水艦は、その乗員に限りあるに鑑み、捕獲士官を敵船に移乗せしむるだけの餘員なく、又その構造の關係に於て、敵船の一切の人員及び審檢上必要なる一切の書類物件を艦内に收容するの餘裕を有しない。故に勢ひ所要の手續を履まずして破壊の舉に出づることあるべく、その違法論は暫く措き、事實有勝ちのことたるは免れまい。

『一八。然しながら水上艦にありても勿論であるが、潜水艦は中立船に對しては無論のこと、敵船に對する破壊にありても、之を行ふに方り決して無制限たるものが許るべきでない。これは潜水艦の性質が何であつても、その性質論に打勝つべき人道上の當然の要求である。されば第一次大戦中獨逸潜水艦に依りて加へられたる累次の經驗に鑑み、今日では之に關し成文國際法規として各國の間に儼たる約束が成立つてある。即ち一九三〇年(昭和五年)の倫敦條約の第四編の潜水艦に關する第二十二條の規定がそれである。』

破壊には
無制限を
許さない

第二項 一九三〇年の倫敦條約の新規定

潜水艦に
關する華
府條約の
規定事項

一〇一九 一九三〇年の倫敦條約の潜水艦條項を検討するには、先づ以てその前身たる一九二二年の潜水艦(及び毒瓦斯)に關する華盛頓條約の規定を一應査閲するを要する。

この條約は先づ第一條に於て『署名國は戰時海上に於ける中立人及非戰鬥員の生命保護の爲文明諸國の採用したる規則中、左に掲ぐるものは國際法の確立したる一部と認むべきことを聲明す。』と記せるが、謂ふ所の『左に掲ぐるもの』とは左の規定を指すのである。

(一)商船は其の拿捕せらるるに先ち、其の性質決定の爲臨檢及搜索に服すべきことを命ぜらるることを要す。

商船は警告の後臨檢及搜索に服することを拒み又は拿捕の後指示せられたる如く進航することを拒みたる場合に非ざれば之を攻撃するとを得ず。

商船は先づ其の乗組員及乗客を安全なる地位に移したる後に非ざれば之を破壊することを得ず。

(二)交戰國の潜水艦は如何なる事情の下に於ても前記一般原則より免除せらるることなし。潜水艦が右規則に従ひ商船を捕獲すること能はざるときは、現存國際法は該艦が攻撃及拿捕を止め、右商船をして障礙なく進航せしむべきことを要求す。

商船の拿

一〇二〇 右の(一)の第一項は、要するに商船の無差別的拿捕を禁ずるの趣旨である。その商船とは、中

捕に先だ
ち執るべ
き手続

立國のたると敵國のたるとを問はない。勿論拿捕すべきものとの性質が判明するものにおいて、直ちに之を拿捕するに妨げないが、それには判明の事實が確と實在するを要すること論なく、性質の怪むべきものにおいて、先づ停船を命じて臨檢搜索を行ふのが順序である。第二項は、相手の商船に攻撃を加ふるを得るの警告の後臨檢搜索を拒み、又は拿捕の後に拿捕軍艦の指示する如くに進航することを拒んだといふ二つの場合に限ることを示したものである。

以上の二點に就ては格別疑義は無い。尤も第二項の反對解釋から云へば、商船にして拿捕を受くる前に於て指示せられたる如く進航するを拒みたる場合には、之を攻撃するを得ざることになる。然るに一九二三年の海牙の空戰法規案委員會に於て英國代表の本條に關して説明したるものとして同委員會の報告所載の一節を見れば、軍艦は商船をば臨檢搜索のため、即ち拿捕の前に、之を特定の場所に強制的に進航せしむるを得ることは第一條の認むる所なりとしてある。して見れば、拿捕前にありても、指示せられたる如く進航することを拒みたる場合には之を攻撃することをを得るので、この點に於ては第一條もその文字の上に正確を缺く嫌が全然無いとは云へない。

一〇二一 けれども、これは聊か言葉争に過ぎず、大體は前述の二點には甚しき疑惑なきものと爲し、問題は潜水艦が搜索を拿捕の現地點に於て行はず、當該船を自國の領水に引致して然る上之を行ふことのは非である。(中立國の領水に引致して搜索を行ふの違法なるは後に説く如くである)。この問題に關し第一次大戰中に起りし水上艦に依る新例の始末は別に詳述すべきが、英國は米國の異議を排して引致不妨説を固持し、

自國領水
に引致し
て搜索を
行ふ當否

又同大戦前には之を不可と爲せる佛國も、海戦の新事態に伴ひ領水引致を已むなしと見るに至り、又世界の有数の國際法學者にて組織するグロチユス協會にても、この問題を討究したる末肯定意見を發表し(Grotius Soc. Trans., Vol. 4, 1819, p. xxxiii)、斯くして新慣例及び多數の學說では之を引致するを得るものとなつてある。既に水上艦にして之を爲し得るものとせば、潜水艦に限り之を爲すを得ずとすべき理由はあるまゝ。故に潜水艦も同じく拿捕したる船を搜索のため自國領水に引致するを得るものとし、前掲の(一)の第一項は敢て之を妨ぐるものに非ずと解すべきである。

IOIII 更に(一)の第三項は、潜水艦の行動上極めて重要な一條件で、即ち商船を破壊するには先づその乗員及び乗客を安全なる地位に移すの措置を執るべきことである。本規定に照應する倫敦宣言第五十條及び帝國海戦法規第二百二十七條は、孰れも専ら中立船の場合に係るのであるが、本規定の要求は商船の國籍を問はず、即ちその敵船たる中立船たるに拘らず、均しく人道主義に則りて爾く措置すべきを命ずるのである。ただ如何なる措置を以て『安全なる地位に移したる』ものと認むべきかは、本規定(竝に倫敦宣言及び帝國海戦法規の當該條項)の上では聊か曖昧である。乗員乗客を短艇に移すにしても、單に移しただけで、あとは風波の運命に任すのでは、未だ以て安全の地位に移したものと云へない。將た拿捕を行へる軍艦に之を收容することも、その軍艦は收容の直後に敵艦に遭遇せば戦闘せざるを得ず、戦闘とならば收容の乗員乗客は艦と運命を共にすべき危険の下に立つ譯であるから、これ亦決して安全の地位に移したものと云へまい。この點に就ては後に述ぶる倫敦條約の規定は、右の語義を稍々明瞭にした概がある。

乗員乗客
を安全の
地位に移
す條件

潜水艦と
水上艦と
の間に
一由すべ
き原則

IOIII 上述の規定は敵船及び中立船に對する拿捕の手續及び攻撃を加へ得る場合に關し、凡そ交戦國軍艦の運由すべき一般原則であるが、潜水艦とてこの一般的規則より離るるを許さず、必ず之に従つて行動せざる可らず、若しその一般原則に遵由することが不可能ならば、攻撃及び拿捕を中止し、該船をその儘進航せしめねばならない。このことを規定したのが前掲の(一)である。この一般原則は水上艦と潜水艦を通じて適用せらるべき根本的準則であると爲し、即ち前掲の(一)及び(二)を以て『國際法の確立したる一部と認むべきことを聲明』し、併せて次條に於て『署名國は世界の輿論が依て以て將來の交戦者を批判すべき行爲の準則に關し全世界に明瞭且一般の了解あらしめむが爲、他の一切の文明諸國に對し前記の確立法則に同意せしむることを勧誘す。』(第二條)と規定し、斯くして前掲第一條に於て國際法の確立したる一部と聲明する規則は、實に署名の五ヶ國間のみに拘束力ある準則たるに止めず、同時に他の一切の文明諸國間のそれたらしむることを期したもので、別言すれば、第一條の規定は之を總ての文明諸國に通ずる國際法の一原則と爲し、本條約の非署名國若くは加入國たるを問はず、均しく之に遵由すべきものと署名國は國際法の支配を受くる全文明國に向つて聲明したのが本條約の骨子である。

尙ほ右の第二條に關しては、伊國代表は『潜水艦もその權利義務に關しては水上艦のそれと同一なるべきものとす。』との意味に解すべきものといふ留保の下に之に同意した。これは當然爾く解すべきもので、留保は發事のやうに思はるるが、つまり潜水艦は水上艦と別の基礎の上に取扱ふべしと爲す所の獨逸筋の所論に止めを刺すための提議と解せられた。

本條約不
批准の基
因たりし
二ヶ條

一〇二四 次の第三條及び第四條は議論の種となつたもので、本條約の批准を得るに至らなかつたのは主としてこの兩條にあつた。

第三條 署名國は商船に對する攻撃並其の拿捕及破壊に關し其の聲明したる現存法規の人道的規則の勵行を確保せむことを欲し、一國の勤務に服する者にして右規則の何れかを侵犯するものは、其の上官の命令の下に在ると否とを問はず、戰爭法規を侵犯したるものと認められ、海賊行爲に準じ審理處罰せらるべく、且右違反者が何れかの國の法域内に於て發見せられたるときは、當該國文武官憲の審理に付せらるべきことを更に聲明す。

第四條 署名國は中立人及非戰鬥員の生命保護の爲文明諸國の普く採用したる規則が、千九百十四年乃至千九百十八年の最近戰爭に於て侵犯せられたるが如く、之を侵犯するに非ざれば潛水艦を通商破壊者として使用するの實際不可能なることを承認す。又通商破壊者として潛水艦を使用することの禁止を國際法の一部として普く採用せしむるの目的を以て、署名國は右禁止が其の相互間に於て今後拘束力を有することを茲に受諾し、且他の一切の諸國に對し本取極に加入せむことを勧誘す。

規則侵犯
者を海賊
行爲に準
じ處罰す
何をか海

一〇二五 右の第三條に謂ふ所の上官の命令の下に在ると否とを問はず戰爭法規——商船の拿捕、攻撃、及び破壊に關する本條約第一條所定の——を侵犯したるものと認められ、その侵犯者を海賊行爲に準じて審理處罰するといふ規定は、凡そ上官の命令の下に於て行へる下官の行爲はその所屬國家の行爲と看做され、該下官は之に就て責任を負はざるものと爲す所の主義と全然相容れざるものである。抑も海賊行爲とは何ぞ

賊行爲と
謂ふ

あるか。海賊の定義にも多々あるが(例へば Wheaton, Dana's, § 122, p. 161, n.; Hall, § 81, p. 313, n. 1 参照)、均しく海賊といふも國內法上もあれば(例へば帝國軍艦外務令第三十一條)、國際法上の海賊即ち謂ゆる "piracy jure gentium" もある。國際法上の海賊の構成要件も實質的には國內法上の海賊のそれと變りないが、その最重要要件たるものは、當該行爲が文門諸國の普遍的法則に背反し、且何れの國も之に就て責任を執らざること、殊にこの後者の點にある。隨つて國家の正當指揮官の命令又は承認の下に行へる行爲は、國際法上海賊を構成しない。故に前記第三條の『上官の命令の下に在ると否とを問はず……海賊行爲に準じ審理處罰せらるべく』との規定の如き、海賊行爲に準ずる位ならば多少は恕すべきも(原文: "comme s'il avait commis un acte de piraterie"; "as if for an act of piracy")、海賊を以て論ずるの意なりとせば、國際法上海賊の意義を履違へたものと評すべきである。

要するに海賊は、國家の権力と全然沒交渉である所の純乎たる私盜で、その行爲に就ては國家は全然その責を負はず、又負ふべき筋合のものでないといふ點が骨子である。然るに潛水艦の行動は、それが適法であるにせよ將た違法のものたるにせよ、一に國家の権力の發動に屬するものである。隨つて假にそれが法規違反の行動であればとて、之を目するに海賊を以てするのは、海賊の性質及び國家の兵權の本源を錯誤せる見方であらう。將た謂ゆる戰爭法規侵犯者が他國內滯在中に發見せられたるときは、その發見國が之を捕へて自國の審理に附すといふのは、法規違反と目せられる交戰國の海軍將兵を第三國が審理するといふことである。然しながら發見國は一々之を海賊と目して處罰するの面倒を執るであらうか。且なまじに之を處罰す

るに於て犯人の所屬國より報復でも受くるやうな危険を自ら招くの愚を敢てするであらうか。要するに斯かる規定が事實果して實行を期し得ることであるや否やは、大に疑なきを得ざるものであつた。

一〇二六 第四條も亦從來會て見るなかりし新规定である。且この規定には曖昧の點もあり、前掲第一條との間に矛盾の嫌もありて、法文として首尾一貫しない。

本條の主眼は潜水艦を以て通商破壊者(commerce destroyers)と爲し、その使用を禁ぜんとするにある。ルシタニア撃沈事件に關し米國大統領ウエルソンは、その對獨通牒(一九一五年五月十三日付)中に於て『潜水艦の士官は海上にて商船に臨檢し、その書類及び載貨を検査することは事實不可能である。之に對し捕獲手續を執ることは事實爲し得ぬことである。商船に捕獲士官を移乗せしむる能はずとせば、之を撃沈するに方り勢ひ船員及び乗客を一葉の扁舟に托して波濤の運命に任すの外ない。』と高調したが、本條は彼の當年の言句をその儘藉りて之を條文に編成し、潜水艦は水上艦と異なりて、文明諸國の普く採用したる規則を侵犯するに非ざれば通商破壊者として之を使用するを實際上不可能なりと斷じたものである。果して然らば、第一次大戦中英佛諸國が獨逸に向つて潜水艦の該規則を遵守すべきことを強く要求したのは、その自ら不可能と認むる所のものを以て獨逸に要求したもので、自家撞着の譏を免れない。且潜水艦は何故に該規則を侵犯するに非ずんば通商破壊者として之を使用するを得ざるか。その不可能といふ意味の何であるかも明晰を缺く。通商破壊の語は廣く解すれば愈々廣く、水上艦が敵の商船を拿捕し又は撃沈するのは勿論、中立船の戰時禁制品の輸送を妨遮し、拿捕して之を沒收するも、その結果に於てはやはり通商破壊と云へば云ひ得られ

潜水艦を
通商を
破壊者と
爲す見解

る。苟も通商破壊者たるが故に使用を禁ずべしと爲さば、それは水上艦に就ても同じ譯で、獨り潜水艦のみに禁止を限るべき理由はあるまい。

のみならず本條の下にありては、潜水艦をば通商破壊者として之が使用禁止を宣明してあるが、第一條に依れば、潜水艦とても『前記一般的規則』に遵由しさへすれば、商船に對する臨檢、搜索、及び拿捕を適法に行ひ得るのである。のみならず第一條の(一)の第二項の反對解釋からして、潜水艦は商船に對し破壊さへ爲さねば、攻撃は之を爲し得るのである。要するに第一條にありては、潜水艦は特定の法則にさへ遵由せば之を使用するに妨げなきものとしてあるに拘らず、第四條に於てはその使用を禁止する。そこに一の大なる矛盾が存するのである。

然るに右の華盛頓條約は、日米英伊の四國は之を批准したけれども、餘の一國たる佛國は之を批准しなかつた。理由は主として同條約の第三條及び第四條、殊に第四條に對する不乘氣にあつた。それがため遂に條約としての效力を發するに至らなかつた。而して一九三〇年の海軍軍備制限に關する倫敦會議となつた。

一〇二七 この倫敦會議に於ては、後に述ぶる第二十二條の潜水艦に關する討議に入るや、英國側の諸代表は交々潜水艦全廢説を提した。米國代表スチムソンも之に賛したが、佛國代表レイグは之に反對し、帝國代表の財部大將も『潜水艦は之を水上艦に比し特に排斥すべき殘酷の武器とは云へない。生命財産を無意味に侵害することの無慈悲を爲す能はずといふことは、如何なる武器に於ても見出し得ない。』と述べ、斯くして英國の主張し米國の賛成したる潜水艦全廢論は、主として佛日兩國代表の反對に依り成立しなかつた。

倫敦會議
に於て潛
水艦全廢
論不成立

華府條約
の効力不
發生

一〇二八 是に於てか英國代表は、潜水艦の全廢不可能とあらば、せめては華府條約の規定の復活を望まんとす。米國代表も亦潜水艦の廢止が不可能とせば、その商船に對する行動を水上艦と同一の國際法規の下に律せしめ、船員及び乗客の安全を計るに非ずんば之に攻撃を加ふるを得ずと爲すべしと論じた。そこで潜水艦の使用法規の研究を附託せられたる特別委員會に於ては、審議の末に結局華府條約の第一條及び第二條を多少の修正を加へて復活せしめ、同第三條及び第四條に關しては意見の一致を見ないので復活を抛棄することになつた。それを總會に於ても採擇し、遂に決定となつたものが倫敦條約の第四編を成す所の左記第二十二條である。

左記ハ國際法ノ確立セル規則トシテ受諾セラル。

- (一)潜水艦ハ其ノ商船ニ對スル行動ニ關シテハ水上艦船ガ從フベキ國際法ノ規則ニ從フコトヲ要ス。
- (二)特ニ、商船ガ正當ニ停船ヲ要求セラレタル時ニ於テ之ヲ頑強ニ拒否スルカ又ハ臨檢若ハ搜索ニ對シ積極的ニ抗拒スル場合ヲ除クノ外、軍艦ハ其ノ水上艦船タルト潜水艦タルトヲ問ハズ、先ヅ乗客、船員及船舶書類ヲ安全ノ場所ニ置クニ非ザレバ商船ヲ沈没セシメ、又ハ航海ニ堪ヘザルモノト爲スコトヲ得ズ。右規定ノ適用ニ付テハ、船ノ短艇ハ當該時ノ海上及天候ノ状態ニ於テ陸地ニ近接セルコト又ハ乗客及船員ヲ船内ニ收容スルコトヲ得ル他ノ船舶ノ存在スルコトニ依リ、右乗客及船員ノ安全ガ確保セラルルニ非ザレバ安全ノ場所ト看做サルコトナシ。

締約國ハ他ノ一切ノ國ニ對シ前記規則ニ其ノ同意ヲ表センコトヲ勸誘ス。

右の倫敦條約を以て華府條約に比較すれば、その更正の顯著なる點は、第一は潜水艦は商船に對する行動に關しては水上艦と同一の國際法規に従ふべきものなることを明確に規定したること、第二に華府條約の第一條第一號の第一項及び第二項、即ち商船の臨檢搜索、拿捕、及び攻撃に關する規定が削除せられ、破壊に關することのみを留めたること、第三に同條同號の第三項が一層詳細に規定せられたること、第四に第三條及び第四條が全然削除せられたことである。今これ等更正の諸點に就て逐次檢討するに。

一〇二九 即ち第一には、華府條約にありては第一條第一號に於て商船の拿捕、攻撃、及び破壊に關する一般規則を記し、第二號に於て潜水艦は『如何なる事情の下に於ても前記一般規則より免除せらるることなし。』と規定したるに顧み、潜水艦にして水上艦と同一の一般規則の下に立つを條件として商船に對する行動を水上艦のそれと同様に肯定するもの如くであるが、しかも第四條に至り、潜水艦を商船に對して使用することを實際的に禁ずるの矛盾を示せること曩に述べた如くである。然るに倫敦條約には斯かる實際的禁止の條文なく、苟も水上艦船の従ふべき國際法規に従ふに於ては、潜水艦の商船に對する行動を適法と認むるのである。行動とは廣汎の語であるが、此では主として商船に對する臨檢搜索のことを意味する。又水上艦船の艦船とは、原文に "warships" とある如く、専ら軍艦の範圍に屬するものたることは勿論で、寧ろ簡單に水上艦と稱する方が紛はしくあるまい。尤も水上艦の従ふべき法則なるものは、今日必しも普遍的に確立せられてある譯ではない。例へば水上艦が商船を臨檢搜索するに方り、第一次大戦中英國は先づ之に自國の港津に回航すべきを示命するの新例を開いた。米國政府は之を違法とし、少なくとも之に伴ふ不便と

水上艦と
同一の國
際法規に
従はしむ

損害が渺なからずとし、極力之に抗議した。現代の何萬噸といふ大船巨舶の臨檢搜索を洋上にて僅少の時間
に成遂ぐることは實際不可能であらうから、之を甚しき遠隔ならざる自國港 回航せしめて然る上綿密なる
搜索を行ふことには、確に一理あるを認むべきが、しかも斯くするを得るものといふ國際法規が既に水上艦
に就て成立つて居るのではない。随つて『水上艦船が從フべき國際法ノ規則ニ從フコトヲ要ス。』とあるその
國際法の規則とは何か、といふ疑問を挟み得るの餘地はある。この點に於ては華盛頓條約が曖昧なりしが如
く、倫敦條約も亦曖昧たるを免れない。

又右の條文中にある『商船』の語の解釋に就ては、起草委員の報告に『本委員會は、本宣言中に謂ふ「商
船」の語は、商船の特免に關する權利を喪失するが如き方法にて敵對行爲に参加中の商船を含むものと解せ
ざることを記録に留めんと欲す。』とある。この報告は本會議に於て採擇を見るに至らなかつたが、特に反對
の解釋が採擇されたに非ざる限り、敵對行爲參加の商船を除外す。起草委員會の右の解釋は、後日の何等參
考に採用せらるべきものであらう。されどこの外に、謂ふ所の商船の中には武装せる公私船、殊に華府條約
の『海軍軍備の制限ニ關する一般規定』第十四條の許す所の口径六吋(百五十二ミリメートル)を超えざる砲
を裝備するため必要な甲板の補強設備を爲せる船にして商船旗を掲げ通商に従事するも、その補強設備が
軍艦に變更せんとすれば爲し得るものを含むや否やは、尙 解釋上殘されたる一問題である。

然しながら本條は、潜水艦の行動は水上艦の遵由すべき法則に均しく遵由すべきものとの根本原則を定め
たものと見れば、格別異論を挟むべき點は無い。且本條に於ては、水上艦に對すると均しく潜水艦に對して
禁止する所のものは、先づ乗客、船員、及び船舶書類を安全の場所に移さずして商船を『沈没セシメ又ハ航
海ニ堪ヘザルモノト爲スコト』で、之を攻撃することは敢てその禁止する所でないといふ意味に誣はれてあ
る。これ等は倫敦條約の新規定の重要な點と見るべきである。

1030 次には、倫敦條約は潜水艦に依る臨檢搜索、拿捕、及び攻撃に關する規定を削除した。これは
華府條約の之に關する簡單の規定では、潜水艦が臨檢搜索を行ふべき地點その他第一次大戦中に起りし刺多
き諸問題との關係に於て故さら疑問を招徠せしむるの餘地を存する嫌がある。又商船を破壊するには元づ乗
員乗客を安全の地位に移すを要すとしても、その破壊には攻撃の結果として自然に起る破壊もあれば、特に
破壊せんがための故意の破壊もありて、右の要求は後者の場合のみに限るか、將た前者の場合にも爾くせざ
る可らざるか、これも疑問と云へば云ひ得るのである。さればとて、これ等の疑問を一掃すべき詳細なる規
定を設けることは、潜水艦の濫用の防止を差當りの目的とする本條約の能くする所でなく、又その必要も薄
く、それ等は他日の機會に譲るとし、要は潜水艦の商船に對する故意の破壊に關する取締を規定すれば當面
の問題を處理する上に於て足りる話である、といふ趣旨で右が削除となつたとある。その代り潜水艦の商船
破壊に關しては、華府條約の曖昧の文字を明確に改め、以て疑惑の生ずるの餘地なからしめた。

1031 更に少しく詳述すれば、倫敦條約に於ては商船を『沈没セシメ又ハ航海ニ堪ヘザルモノト爲ス
コト』を得る條件として、『商船が正當ニ停船ヲ要求セラレタル時ニ於テ之ヲ頑強ニ拒否スルカ又ハ臨檢若ハ
搜索ニ對シ積極的ニ抗拒スル場合』以外にありては、『先づ乗客、船員、及船舶書類ヲ安全ノ場所ニ置ク』

商船の專
ら破壊に
關する規
定に止む

破壊に關
し字句の
確に精

ことを要するのである。正當に停船を命ぜられたる商船が之を頑強に拒否し、又は臨檢若くは搜索に對し積極的に抗拒する場合には、先づ乗員乗客を安全の場所に移すことの斟酌を要しない。これは華盛頓會議の原條約討議の際、伊國代表の提出したる意見即ち『第一條(二)の第三項に關しては、商船の故意の破壊と第二項の法則に遵由する適法の攻撃とは區別するものと了解す。即ち第二項記載の事情の下に軍艦が商船に攻撃を加ふる場合には、該軍艦は攻撃前に商船の乗員及び乗客を安全の地位に置くを要せざるものとす。』といふ解釋に格別の異議を見なかつたことから推定し得るのである。

10111 然しながら問題は、謂ふ所の『頑強に拒否』(“persistent refusal”)及び『積極的に抗拒』(“active resistance”)の意義の解釋にあらう。『拒否』及び『抗拒』の語には格別の疑義もあるまいが、何を以て『頑強』の拒否及び『積極的』の抗拒と爲すかに就ては、時には議論の起る餘地が無いでもあるまい。殊に積極的の抗拒とは、商船が受動的でなくして、能動的に銃砲を擬して抗拒するが如き場合を指すのであらうが、商船にして一切武装を爲すを許されずは已む、既に之に認むるに防禦的武装を爲すの權を以てする以上は、商船は潜水艦が第一次大戦中に屢々演じたるが如き不法襲撃を今後とも萬一加へんとするの姿勢を認めたる場合には、その防禦的備砲を利用して自衛的に之に抵抗することあるべく、又それは當然適法の抵抗と稱すべきであるが、その場合に潜水艦は之を口實に、本條の反對解釋の下に該商船をば謂ゆる積極的抗拒を爲すものとして、乗員乗客の安全を顧慮する所なく撃沈するに相違あるまい。その一方を違法と見れば兎に角、双方を適法とすれば、茲に兩箇の適法行爲の抵觸となる。さもなくば双方の孰れかに權利濫

頑強の拒否及び積極的抗拒の意義

商船が指示の進航を拒んだ場合

破壊、撃沈、航海不能

安全の場所を置くことの意味

用の責を負はしめざるを得ない。本條のこの文字は、双方に濫用の機會を與ふる危険の要素を含むの感がある。而してその果して濫用の機會を見るべきや否やは、一に今後の實驗に俟つの外あるまい。

10113 更に商船が交戰國軍艦より指示せられたる如くに進航することを拒んだ場合には、華府條約では之を攻撃することを得るやうになつてあつたが、倫敦條約では之に就て何等規定が無い。けれども乗客、船員、及び船舶書類を安全の場所に移すことは停船の頑強に拒否又は臨檢搜索に對する積極的抗拒の場合以外となつてあるから、指示の進航を拒んだ場合に攻撃を加ふる際には、やはり乗客、船員、及び船舶書類を安全の場所に移すことを要するものと解すべきであらう。

10114 それから商船の破壊である。撃沈は無論破壊であるが、破壊は必しも撃沈でなく、單に航海に堪へざる程度のものにするとも亦破壊と云へば云へる。然るに華府條約にありては、先づ乗員乗客を安全の地位に移すことは商船の破壊の場合の要件となつてあるから、破壊は撃沈の場合を専ら意味するものと狹義に解し、撃沈に至らざる航海不能の場合には、乗員乗客を船と共に洋上に放置するも、この要件に必しも違反せずと論じ得られる。斯の如きは蓋し人道主義の要求に副ふ所以であるまい。故に倫敦條約に於て之を『沈没セシメ又ハ航海ニ堪ヘザルモノ』としたのは、破壊の語に伴ふ萬一の疑義を一掃したるに於て有意義と謂ふべきである。

10115 されど何を以て謂ふ所の『安全ノ場所ニ置ク』ものと爲すべきか。單に乗員乗客を短艇に移したるのみを以て爾く云ひ得るか。天晴れ波穩で、加ふるに陸地が附近にあるといふ場合には、之を以て安全

の場所に置いたものと云へよう。けれども反對の場合には、單に短艇に移し之を洋上に漂流するが儘に任すのでは、決して安全の場所に置いたものとは云へまい。敵船（及び中立船）を破壊するに方り、在船者を單に安全の場所に移すべしといふだけでは文字頗る曖昧で、安全が一向安全にならぬ場合もあるであらう。そこで倫敦條約にては、(二)の後半に規定する如く、短艇にありては當該商船を沈没せしめ又は航海不能とならしむる其の時の海上及び天候の状態に於て陸地に近接するか、又は乗員船員を船内に收容することを得る他船の存在することを以て始めて謂ふ所の安全の場所と看做すと爲したのである。

一〇三六 最後は華府條約の第三條及び第四條の不採擇である。佛國が華府條約の批准を拒んだ理由は、前にも述べた如く、この兩條殊に第四條に對する異存からであつた。故に佛國は倫敦會議に於て、該兩條を削除し第一條及び第二條のみを復活せしむることを事實的に條件として潜水艦の使用制限規則の討議に應じたのである。米國もこれ亦前に述べた如く、是に先だつ二年前の汎米會議議定の海上中立條約の華府條約第三條及び第四條の不採擇に賛成したる關係もありて、佛國の右削除説には既に異議を有せざるに至つた。英國は該兩條維持論者であつたが、他の日伊兩國は削除説によしんば率先賛成せざる迄も、必しも反對せずといふ態度であつた。その結果遂に削除となつたのである。この削除は曩に述べたる理由に於て、寧ろ當然と稱すべきものであらう。

一〇三七 斯の如くにして倫敦條約第二十二條は、同條の規定を以て締約國間に於ては國際法の確立せる原則と爲し(同條第一項)、更に他の一切の國々に對し之に同意をせんことを勧誘する(同條第二項)。乃ち

華府條約
第三條及
第四條
を削除

普遍的且
無期限の
國際法規

列國の多數がその勧誘に應じて之に同意をせば、本規定は世界の普遍的國際法規となるは勿論、假に列國中に同意を躊躇するものありとしても、既に世界の最主要海軍國たる日英米三國間に依り國際法の確立せる原則として受諾せられたものであるから、よしんば拘束力が該三國間のみに限らるるにしても、實に於ては世界を支配する國際法規となつたも同様である。殊に倫敦條約は、我國の總論に依り一九三六年末を以て失効となれるも、前述の第二十二條は、元々人道上の見地に出でたる無期限の規定で、該條約の建艦關係條項が期間満了と共に失効となつても、同條の生命は之を長へに存続せしむるに理由があり、これ同條のみは效力無期限と特に規定されてある所以である。且同條第二項に依る締約國が他の一切の國々に對し本規定に同意をせんことを勧誘することの手續は、英國政府が締約諸國を代表して之を行ふことになつてあるが、佛伊兩國は本條約に署名せるも暫くは之を批准しなかつたので、英國政府は爾來右の手續を執ることを差控えて居つた。然るに本條約の繼續が見込なきこと明瞭となるや、日英米三國の外佛伊兩國を加へて永續的有效性の第二十二條に新に加入の手續を執ることの交渉が新に纏まり、一九三六年十一月六日倫敦外務省に於て五國代表はその議定書に調印した。斯くして第二十二條は該五國間に永久に拘束力を有するに至れるに加へ、獨逸、蘇露、外十三ヶ國も相次で之に加入せる結果として、乃ち同條の規定は茲に一般承認の國際法則の一部として、今や重きを海戰法規の上に成すものと見るを得るのである。ただ問題は、その將來に於ける履行の可能性である。想ふに潜水艦にして本規定に最嚴格に遵由すれば、多少の程度なりとも武裝を爲す所の商船——よしんば防禦的の名に於てするも——に對しては、潜水艦としての働きは殆ど能きまい。故

に商船の武装にして全廢せらるるに非ざる限りは、本條の履行は實際に望んで期して望まれまい。されど商船の少なくとも防禦的の名に於ける武装の全廢は、その實現の覺支なきこと第一次大戰當時の米國の試案（一九一六年一月十八日の）に對する交戰諸國の態度に徴すべきである。随つて折角の本規定も、將來潜水艦活用の戰に於て如何程まで履行し得らるべきかは一問題であらう。

一〇三八 その後第二次大戰となりて潜水艦に關する倫敦條約の規定が如何に遵行せられしかと見るに、潜水艦の敵商船擊沈は交戰狀態の英（及び佛）獨間に成立したるその日の九月三日（一九三九年）の午後、英船 *Athenia*（一萬三千有餘噸）を蘇格蘭の沖合、ヘブリヂス島の西方二百哩の地點に於て獨逸潜水艦が擊沈したのを發端とする。英國外務省は翌四日之に關し『英國政府はアセニアが無警告にて擊沈せられたとの報道に四日接した。これ商船は警告なくして、且乗客及び乗員の安全の確保せらるるまでは擊沈せられざるべきことを明規する所の獨逸加入の潜水艦條約に直接違反するものである。』と云へるコムミニュケを發し、翌々六日英國海相は下院に於て『アセニアの慘事は今日迄の諸報道以上の損害である。乗員乗客合計千四百十八名中行方不明の者は百二十五名を算する。本船には水雷が汽罐室附近に命中し、次で敵潜水艦一隻海面に姿を現はして砲彈を發射し、それが甲板の中央にて爆發した。本船には防禦の武装なく、一門の砲をも搭載せず、甲板には補強工事すら施されてない。敵船擊沈の際に於ける英獨兩軍の態度には甚大の差異があり、我が海軍は獨逸二隻を擊沈したる際、その乗客及び乗員は安全に避難するやう凡ゆる方法を講じ、一人の死者も出さなかつた。』と述べた。獨逸政府は之を非認し、英國の聲言は畢竟米國の參戰を誘引せんがための捏造

第二次大戰に於ける實績

的宣傳に過ぎずと辯じたが、事の實否は後日一層正確の資料を獲るまでは何とも判断するを得ない。

一〇三九 然るにそれより程なき一九四〇年二月、獨逸は是より先き英國海相チャーチルが英佛兩國の商船には自今全部武装を施す旨言明したことに對應し、敵は今やその商船を武装せしむることに依り倫敦條約の潜水艦議定書を破りたることを、この武装は獨逸海軍の行ふ臨檢搜索に抵抗するために相違なかるべく、随つて獨逸潜水艦指揮官は英佛兩國の商船を全部軍艦と看做し、無警告にて擊沈すべきこと、敵既に該議定書を破りたるが故に、獨逸海軍は敵の商船を取扱ふに就て最早や該議定書の拘束を受けざることを宣明したと報ぜられた（同月十七日伯林發『東京日々』特電）。商船に武装を施したるの故を以て英佛兩國が潜水艦議定書を破りたるものとし、且その故を以て武装商船を軍艦に擬すとの見解は、果して事實とすれば妥當とは思へず、この意味に於ける無制限の潜水艦戰は之を辯護するに聊か難きを覺える。

獨逸再び無制限的潜水艦戰を聲明す

第三款 海戰に於ける傷病者の救護

第一項 海戰赤十字條約の由來

一〇四〇 チュネーヴ條約即ち謂ゆる赤十字條約は、元と専ら陸戰に於ける傷病者の救護に關するものであつたが、一八六四年（元治元年）の原條約の出來て以後、その原則を海戰にも應用すべしとの論起り、一

第三款 海戰に於ける傷病者の救護

一八六八年の赤十字追加約

八六八年（明治元年）のデューネーヴ條約追加約款の調印となつた。この約款に原條約の調印國は、西班牙と羅馬尼を除く外之に加入したが、露國は之に同意せるも、中立國旗の濫用を防ぐ目的と稱して第十四條（「海戰に於ては、交戰國の一方にして對手國に於ては傷病者のためたる以外の目的を以て中立國旗の享有する利益を利用するものと強く推定する場合には、反證の擧がるまで對手方に對し本約款の實行を停止することの權利を有す。右の推定にして確實なる場合には、交戰の全期間對手方に對し本約款は停止せられたることの通告することを得。」との規定）の一條項を追加したしと提議し、全調印國の滞りなき批准は覺支なかりしに加へ、間もなく普佛の開戦となり、兩國は暫定的に本約款を遵守する旨を聲明はしたるも、他の調印國中には批准を避るものもありて、遂に條約としての效力を發しなかつた。

一〇四一 爾來三十年間、問題は其の儘に打過ぎたが、一八九九年の第一回海牙平和會議に於て議は再び上程ありて、遂に之に關する一條約は成立した。これが『デューネーヴ條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約』である（以下略して赤十字原則海戰應用條約又は單に海戰赤十字條約と稱する）。降つて一九〇七年の第二回の同會議は、更に之に修正増補を加へたものを議定した。第一回の同條約の全文十五ヶ條に對し更正のそれは倍加して二十八ヶ條となり、中に病院船、軍艦の病室、中立國の軍艦又は私船に依る救護、傷病者難船者及び死者の取扱、並に衛生人員及び教法人員の特權等に關する詳細の規定が設けられ、尤も海兵の陸上に於ける戰闘に關しては、本條約第二十二條に『交戰國陸海軍ノ間ニ戰争アル場合ニハ、本條約ノ規定ハ艦船内ニ在ル軍隊ニ限り之ヲ適用スルモノトス。』とあるが如く、一九〇六年に改定せられ更に一九二九年に再改定

の加はれる赤十字條約が適用せらるるのである。

第二項 病院船の尊重及びその義務

病院船の
性質及び
種類

一〇四二 抑も傷病者の救護は人道上の要求に屬し、文明國間の海戰に於ても亦之を忽せにするを許さない。その要求は病院船の尊重に發する。

病院船とは戰時に於て主として傷病者（及び難船者）を救護することを唯一の目的として艦裝せられたる船である。病院船は交戰國のそれのみとは限らず、中立國のものもある。又交戰國の病院船の中にも、公船たる軍用病院船即ち右の目的を以て『國家ニ於テ製造シ又ハ設備スル船舶』もあれば（第一條）、『私人又ハ公認セラレタル救恤協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ艦裝シタル病院船』もある（第二條）。中立國の病院船は『中立國ノ私人又ハ公認セラレタル協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部ヲ艦裝シタル病院船』である（第三條）。この外に中立國の國家に於て艦裝する病院船のあるべきを想像し得るが、之に就ては本條約中に何等規定が無い。けれども第二回海牙平和會議に於ける本條約案審査委員會の報告中には、將來中立國の政府が救護事業に關與するに至ることあるべきを豫想して居るから、條約に規定が無いことは必しも中立國の國家の艦裝する病院船を違法として非認するの意味ではないと解すべきである。

一〇四三 以上第一條乃至第三條規定の病院船にして開戦の際又は戰時中に於て、その使用に先だち必しも船名を對手國に通告せねばならぬ義務は無いが、之を通告したものは該戰時中病院船として尊重せられ、

船名通告
の病院船
は捕獲免

船名取消の上は保護を喪ふ

病院船の種別

特種軍事的に何等の使用せざる義務

病院船に對する監視の權

軍艦内の戦闘の際の病室

且捕獲を免除せらるるのであるから、之を通告するに若くはない。尤も交戦國の私的病院船にありては、その所屬國が之に官の命令を附し、且その機装中及び最後の發航の際、當該官憲に於て監督したることを證明する同官憲の書類を携帶することを要し(第二條第二項)、又中立國の病院にありては、豫め本國政府の同意を得、且交戦國の一方の許可を得て該交戦國の指揮の下に立つことを要する(第三條)。殊に公船たる軍用病院船は、中立港内の滞留に就ても軍艦に關する法規慣例は適用せられない(第一條第二項)。

一〇四四 病院船はその船名を對手國に通告するに於て始めて病院船として尊重せられ、且捕獲を免除せらるるのであるから、その當然の結果として、通告取消の上は最早やその保護を享受し得ることになる。第一次大戰中、奧匈國政府が自國の病院船として一九一八年七月一日を以て伊國政府に通告したる *Oceania* をば同年十月二十九日の再通告を以て取消したので、翌々三十一日、伊艦はアルバニア沖にて之を拿捕し、同國捕獲審檢所にて適法の捕獲物として没收の檢定を下したのはその一例である。

一〇四五 前項述べたる各種の病院船は交戦國へ船名通告の上は捕獲免除その他の特權を有するが、その特權も交戦國の作戰上の利益を害するを得ずとの主義から、病院船の行動の上には種々の義務や制限が伴ふのである。即ち(一)國籍の如何を問はず、即ち敵味方を問はず、交戦國の傷病者及び難船者を必ず救護扶助せざるべからざること、(二)病院船を何等軍事上の目的に使用すべからざること、(三)戦闘者の運動を妨碍すべからざること、(四)戦闘中と戦闘後とを問はず自己の危險に於て行動すること等はその重なるものである(第四條第一項乃至第四項)。

一〇四六 特に右の(二)の病院船を何等軍事上の目的に使用すべからざること重要なる一義務で、隨つて例へば之を情報の蒐集、信書の傳達、武器彈藥若くは健全なる兵士の輸送等に利用すれば、病院船の特權を濫用する所の背信行爲となり、當然捕獲せらるべきものとなる。曾ては日露戰役中、帝國軍艦の拿捕し佐世保捕獲審檢所にて没收の檢定を下したる露國病院船 *Arvo* の如き、その顯著なる一例に屬する。

一〇四七 病院船は何等軍事上の目的に使用せられざるべき義務を負ふが故に、その果して病院船が斯かる目的に使用せられ居らざるやを確むるため、交戦者は之に對し監督及び臨檢搜索を爲すの權利を有する。これは病院船が何等特權を濫用し居らざるやを確むる以外に、後に述ぶるが如き船内の傷病者又は難船者の引渡を要求すべきや否やを決定せんがためでもある。その外交戦者は病院船に對しその介助を拒絶し(英文 *“they may refuse to help them”*)、その離隔を命じ(*“may order them off”*)、その航行すべき方向を指定し、且その船内に監督員を乗込ましむるを得るし、若し事情重大なるがため必要と認むるときは、例へば或作戦行動上の秘密を保持するため必要と見れば、之を抑留するも妨げない(第四條第五項)。又無線通信機が軍事上の目的に使用せらるるの虞ありと見れば、その發信機の一時期保管も爲し得べきである。交戦者は病院船に下したる命令を成るべく、即ち急迫の場合その他事情の許さざる場合の外は、該船の航泊日誌に記入すべきである(同條第六項)。これは命令の有無又はその内容に關し後日の紛議を豫め避くるためである。

一〇四八 戦闘が軍艦内に於て行はるるやうなことは、現在及び將來に於て殆ど想像し得られないが、若しさういふ場合があるとすれば、艦内の病室は爲し得る限り之を尊重庇護すべきである。艦内の病室とても

その軍艦を外より攻撃する場合には毫も斟酌を加ふるの要なく、之を破壊するに妨げなきこと艦内の他の部分と擇ばない。その尊重庇護は、ただ戦闘が軍艦内にて行はるる場合のみに係るのである。

右の病室及びその所屬材料に就ては『戦争ノ法規ニ從フ』とあるから(第七條第一項)、随つて之を鹵獲し得る理である。但し病室及びその附屬材料が傷病者に必要である間は、他に之を轉用することは許されない(同上)。又病室及びその附屬材料を自己の艦内に屬せしめたる指揮官は、重大なる軍事上の必要ある場合には、豫め病室内にある傷病者の安全を確保したる上、之を適當に處分するに妨げない(同條第二項)。要するにこれ等の規定は、一九〇六年の陸戦赤十字條約の衛生勤務の固定營造物の建物及び材料に關する第十五條に則つたものであるが、前述の如く軍艦内に於ける戦闘の如きは現代の海戦に於て蓋し皆無のことであらうから、文字の上の規定に止まり、ただその精神を重んずれば足りる。

一〇四九 病院船及び艦内病室が害敵行爲に使用せらるるときは、當然その保護を失ふのである(第八條第一項)。随つてその艦船を捕獲物として没收し、乗員を俘虜とするに妨げない。尤も病院船及び病室の人員が秩序維持及び傷病者防護のために武装したるの事實、竝に艦内に無線通信の設備を有するの事實は、以てその保護を喪失すべき性質のものとは認めない(同條第二項)。右の規定は一九〇六年の陸戦赤十字條約の第六條及び第八條の規定を移して病院船に適用するものである。第四條第五項に依る交戦國の監督員の乗組は之を以て保護を喪失すべき性質のものとは認め難く、随つて彼にして病院船所屬國の軍艦の艦内に陥ることありとするも、俘虜と爲すを得ざるものと解すべきである。

第三項 病院船の標識、武装、及び無電通信設備

一〇五〇 病院船はその種類に従ひ綠色又は赤色の塗色、その他特定旗の掲揚に依る標識を表示するの義務を有する。標識及びその使用の制限に關しては、左記第五條及び第六條の規定する所に從ふべきである。(第五條第四項の赤十字に就ては、陸戦に於けるそれと同様に回教國たる土耳其は赤月、波斯即ちイラン國は太陽に獅子の旗章を使用するの權を留保した。)

第五條 軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り、幅約一メートル半の綠色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スベシ。

第二條及第三條ニ掲ゲタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り、幅約一メートル半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スベシ。

前記ノ諸船舶ニ附屬スル端舟及救護用ニ供セラルベキ小船ハ前二項ニ準ジテ塗色シ、以テ之ヲ標識スベシ。

病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニジエネヴァ條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ゲ、又中立國ニ屬スルモノナルトキハ右ノ外指揮ヲ受クル交戦國ノ國旗ヲ大櫓ニ掲ゲテ之ヲ標識スベシ。

第四條ノ規定ニ依リ敵ノ爲ニ抑留セラレタル病院船ハ其ノ屬スル國旗ヲ撤去スベシ。

前記ノ病院船及端舟ニシテ其ノ享有スル尊重ヲ夜間確實ナラシムト欲スルモノハ、其ノ附隨スル交戦者ノ同意ヲ得テ其ノ標識塗色ヲ看易クスル爲必要ナル措置ヲ執ルベシ。

第三款 海戦に於ける傷病者の救護

第六條 第五條ニ定メタル特殊徽章ハ、平時ト戦時トヲ問ハズ、同條ニ掲ゲタル船舶ヲ保護シ又ハ標識スル爲ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ。

右の第五條の第一項乃至第三項は第一回海牙平和會議議定の舊條約の規定と異ならず、第四項は多少の修正が加はつたもの、而して第五項及び第六項は第二回の同會議に於ける新規の挿入である。第四項は舊條約にありては、その所屬國旗及び赤十字旗の二種を掲ぐべく、又一九〇六年の陸戰赤十字條約第二十一條に於ては、赤十字旗と交戰國國旗との二種を掲ぐべきこととなつてあるが、本條約第五條第四項にありては、中立國病院船はその所屬國國旗及び赤十字旗の外に指揮を受くる交戰國の國旗の三種を掲ぐべきこととしてある。これは當該交戰國の指揮を受くる關係上、自然の要求に屬するものであらう。又同條第五項に照應する陸戰赤十字條約第二十一條第二項にては、『權内ニ陥リタル衛生上ノ移動機關ハ其ノ地位ノ繼續スル間赤十字旗ノ外他ノ國旗ヲ掲揚スベカラズ。』とあるが、病院船は陸上の衛生上の移動機關、即ち事實に於て敵の戦線近くにありて敵軍のそれと混同視され易き移動機關の如くに、敵の權内に陥るといふものでないから、第四條第五項末段の船の抑留の場合を以て之に代へたので、即ち病院船にして交戰國のものであれば、自國國旗を撤去して赤十字旗のみを掲げ、中立國の病院船であれば、その指揮を受くる所の交戰國即ち抑留國の對戰國の國旗を撤去する。但し自國の國旗は撤去するに及ばない。

夜間標識

一〇五一 病院船(及び所屬短艇)にしてその享有する尊重を夜間に於て確實ならしめんと欲するものは、その附隨する交戰者の同意を得たる上、標識塗色を看易くするために必要な措置を執るに妨げない(前掲

第五條第六項)。第二回海牙會議に於て本條討議の際、獨逸代表は『凡そ病院船は夜間には綠、白、綠の三燈を少なくも三米突宛の間隔を取りて豎に連ねて掲ぐべし。』との案を提出した。會ては日露戰役中の或時、露國は病院船の夜間標識として白、赤、白の三燈を豎に連掲することの案を提議したが、我方は露國側にて之を濫用することあるべきを懸念して應ぜず、即ち露國の病院船にして夜間右の色燈を掲ぐるも、その故を以て之に病院船たるの特權を認むべき責任を執らざることにした。第二回海牙會議に於ける獨逸の提案は、要するにその着想を當年の露國案に取つたものであらう。

然るに同會議にては、右の三燈連掲を義務的とすれば、夜間艦隊に隨航する病院船のために艦隊の所在を敵に知らしむることになるから面白からず、將其他の艦船にして之を濫用し、敵前逃走の具と爲すの虞もあり、又義務的にせずとも、その標識は以て逃走を企つる非病院船に濫用せらるる心配もあり、寧ろ夜間標識を掲ぐると否とは病院船の自由にし、自身の危険に於て取捨せしむべしとの論が勝を制し、即ち本項の規定となつたのである。

一〇五二 病院船の特殊徽章は、平時と戦時とを問はず第五條に掲げたる病院船を保護するため又は標識する以外には、全然之を使用するを得ずと爲す所の第六條の規定は、一九〇六年の陸戰赤十字條約第二十三條に照應するもので、格別の難題でない。

一〇五三 病院船の武装に關しては、第二回海牙平和會議に於て獨逸代表は『病院船は航海上の危険殊に海賊に對する危険豫防のため輕火砲若干門を搭載することを得。』との案を提出したが、既に普通の商船にし

特殊徽章
の濫用の
禁止

病院船に
裝備し得
る砲

て武装せざるも格別の危険を感じざるの事實に顯み、特に病院船に武装（船内の秩序維持のためにする以外の）を認むるの要なしとて否決となつた。但し信號用として砲一門を搭載するは妨げなしとの解釋は、載せて本條約案の審査委員長の報告にある。

一〇五四 病院船の無線通信に關しては、第八條の末段に『船内ニ無線電信ノ設備ヲ有スル事實ハ其ノ保護ヲ喪失スベキ性質ノモノト認メズ。』とある。この規定を設くるに就ては、本條約案の討議の際かなり議論のあつた所であるが、病院船とてもその任務の遂行上、陸上や自國の艦隊との間に急用の通信を爲すの要もあるべく、之を濫用するに非ざる限り、無線電信そのものの設備は以て保護を喪失せしむべき理由と爲し難い。殊に病院船にして之を軍事上に利用するが如きは第四條第二項の約定に背くことになり、交戦者は之を豫防するためには同條第五項に依り相當監督を爲すの道もあり、必要の場合には交戦國海軍指揮官は或は無線通信機を一時撤去せしめ、又は例へば受信は許さずも発信は許さずといふ風に、その使用上に制限を附することも爲し得ぬではない。随つて無線通信機の設備は妨げなしといふことになつた。又實際現代の遠航船にして無線通信機を設備せぬものとは殆ど無いから、この規定は當然のことと謂ふべきである。

一〇五五 勿論無線通信の設備を有する病院船にして之を軍事的情報傳達に利用するならば、之に病院船たるに伴ふ保護を認めないで、適法の捕獲物として没收する。これは日露戦役に於ける前掲の露船アリヨル及び伊土戦役に於ける土船 *Kaiserie* に於て孰れもその例ありたるが、第一次大戦中にありても、病院船たるの任務を措いて専ら軍事的情報傳達のそれに従事せりとの故を以て、英國捕獲審檢所にて没收の檢定を受

船内の無線通信の設備

情報傳達に利用せざれば保護をせざる

けたものに獨逸の病院船と稱せる *Opheha* があつた。この外にも同様の事件が他國の審檢例にあつたかも知れぬが、少なくともオフェリアは最も顯著なるもので、且英國にては殆ど唯一の判決例となつてある。

第四項 傷病者の收容及び引渡並に戦闘後の死傷者の保護

一〇五六 交戦者は中立國の商船、遊船 (*yachts*)、又は短艇の船長に對し、傷病者を船内に收容し且之を看護することに關してその慈惠心 (*charity*) に訴ふるを妨げない (第九條第一項)。この規定は一九〇六年の陸戰赤十字條約第五條に照應するものである。慈惠心に訴ふるとは、中立船に傷病者の收容及び看護方を依頼することである。而してその依頼を受けたる中立船は、元々慈惠心に訴へられたものであるから、之に應ずるも應ぜざるも自由であるが、人道上のことであるから、特に差支あるに非ざる限り之に應ずるのが本筋である。而して之に應じたる場合、及び自ら進んで傷病者又は難船者を收容したる場合は『特別ノ保護及一定ノ特典 (*d'une protection spéciale et de certains immunités*) を享有する (同條第二項)。特別の保護及び一定の特典の語は陸戰赤十字條約第五條の文字をその儘踏襲したものであるが、何を以て特別の保護及び一定の特典と爲すかと云へば聊か漢で、その時その場合に應じて決定するの外なく、要は慈惠の受諾せられたる交戦者は之に臨檢搜索及び捕獲などを行はぬことを意味するものと解すべきである。(條文に『該船艦ハ如何ナル場合ニ於テモ右輸送ノ事實アリタルノ故ヲ以テ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ。』とある)。但し右の船に對する特別の約束ある場合の外、その行ひたる中立違反の行爲のため、例へば禁制品の輸送、封鎖の侵蝕、

中立船の傷病者收容

收容船の特別の保護及び特典を享有